

## 12 市町村における環境保全活動

- 12.1 市（町村）民環境憲章等
- 12.2 条例の制定
  - 12.2.1 環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況
  - 12.2.2 公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況
  - 12.2.3 土地等の埋立て及び地質等の規制に関する条例制定状況
  - 12.2.4 廃棄物の処理に関する条例制定状況
  - 12.2.5 ポイ捨て防止条例制定状況
  - 12.2.6 水源保護条例制定状況
  - 12.2.7 自然保護条例制定状況
  - 12.2.8 太陽光発電施設に関する条例等制定状況
  - 12.2.9 その他の環境保全に関する条例制定状況
- 12.3 環境基本計画等の策定
  - 12.3.1 環境基本計画策定状況  
環境白書策定状況
  - 12.3.2 緑の基本計画策定状況
  - 12.3.3 生物多様性地域戦略策定状況
  - 12.3.4 地球温暖化対策実行計画策定状況
- 12.4 省エネルギー等設備の設置に関する補助制度
- 12.5 地球環境保全のための事業
- 12.6 保存樹木・保全緑地等
- 12.7 自然環境保全のための協定制度
- 12.8 自然環境保全のための基金
- 12.9 野生動植物の保護・育成等
- 12.10 河川（湖沼）浄化事業
- 12.11 水辺環境保全・親水等の事業
- 12.12 地下水（湧水）保全・名水保全整備等の事業
- 12.13 リサイクル・分別収集
- 12.14 ごみ減量化対策
- 12.15 環境学習関連事業
- 12.16 環境保全活動への助成
- 12.17 その他の取組

## 12.1 市（町村）民環境憲章等

| 市町村名      | 名 称                            | 内 容  | 宣 言 日       |
|-----------|--------------------------------|--|-------------|
| 千 葉 市     | 緑と水辺の都市宣言                      | 豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを市民の総力をあげて進めるための誓いであり、本市の緑と水辺の都市づくりの根本をなすもの。  | S59. 10. 20 |
| 銚 子 市     | 産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言 | 本市の自然環境を破壊し、環境汚染を引き起こすおそれのある産業廃棄物最終処分場の設置と廃棄物の不法投棄を防止するため、ここに銚子市を「産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市」とすることを宣言する。 | H7. 6. 29   |
| 木 更 津 市   | 木更津市民憲章                        | 私たちは、東京湾と上総丘陵がおりなす美しい風土に恵まれ、先人により育まれた伝統と文化を受け継ぐ木更津市民です。私たちは、世界に開かれ、夢と希望に満ちた住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。      | H29. 3. 22  |
| 旭 市       | ごみ減量化と3R推進のまち宣言                | 市、市民及び事業者が3Rの重要性を認識し、ごみを限りなく減らし環境にやさしい資源循環型社会の形成を目指すため、ここに「ごみ減量化と3R推進のまち」となることを宣言します。                      | H29. 10. 1  |
| 習 志 野 市   | 習志野市文教住宅都市憲章                   | わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、住みよいまちをつくります等理想とするまちづくりのための宣言をし、憲章として定める。                                     | S45. 4      |
| 市 原 市     | 不法投棄絶滅宣言                       | 市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな郷土を守るために不法投棄を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに不法投棄絶滅をめざし行動することを宣言する。                           | H12. 7. 5   |
| 八 千 代 市   | 緑の都市宣言                         | 本市が緑に囲まれた潤いのあるまちづくりを目指し、緑地の保全と緑化の推進の基本的な理念を表す。   | S62. 5. 23  |
| 鎌 ヶ 谷 市   | 緑の都市宣言                         | 全ての市民が力を合わせ「自然と調和した住みよいまち、緑とふれあいのあるふるさと鎌ヶ谷」の実現をめざす。  | H3. 10. 12  |
| 君 津 市     | 君津市民憲章                         | 豊かな伝統と、明るい未来をもつわたくしたち君津市民はたがいに手を取りあい、やすらぎのある住みよいまちをつくるため、市民憲章を定めます。  | S51. 10. 1  |
|           | 環境グリーン都市宣言                     | 2050年までに二酸化炭素等の温室効果ガスの実質排出量をゼロにしつつ、環境と経済が調和した持続可能な「環境グリーン都市」を目指すことを宣言します。                                  | R3. 9. 1    |
| 富 津 市     | 富津市民憲章                         | 美しい海と山にかこまれ、緑と太陽に恵まれた、文化遺産豊かな歴史のふるさとに住むわたくしたち富津市民は、生々発展する新しいまちづくりのために努力することを誓って市民憲章を定めます。                  | S49. 10. 1  |
| 袖 ヶ 浦 市   | 環境保全都市宣言                       | 「地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる」等6つの目標を掲げ、市民の総意として宣言。  | H3. 6. 14   |
| 白 井 市     | 環境都市宣言                         | 環境保全や環境問題に対する意識啓発を行い、市民、事業者、行政が一体となって「環境にやさしいまちづくり」を進めることを目的として、宣言を行った。                                    | H8. 10. 6   |
| 香 取 市     | 産業廃棄物最終処分場設置に反対する宣言            | 香取市は地下水を汚染し、市の豊かな自然環境を破壊するおそれのある産業廃棄物最終処分場の設置に反対し、市の住みよい環境と緑を守り、快適で健康なまちづくりに努めることを宣言する。                    | H19. 12. 21 |
| 大 網 白 里 市 | 環境都市宣言                         | 住民・事業者・行政が協働して環境と活力の調和した快適なまちを創り、次代に引き継ぐことを市民全員の恒久的共通認識とし、これまで以上に地球環境保全に取り組むための機運を熟成させるため、環境都市を宣言。         | H22. 9. 1   |

## 12.2 条例の制定

### 12.2.1 環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況

| 市町村名      | 名 称             | 制 定 日                     |
|-----------|-----------------|---------------------------|
| 千 葉 市     | 千葉市環境基本条例       | H6. 12. 21 H22. 3. 23改正   |
| 銚 子 市     | 銚子市環境基本条例       | H13. 9. 27                |
| 市 川 市     | 市川市環境基本条例       | H10. 7. 3                 |
| 船 橋 市     | 船橋市環境基本条例       | H9. 3. 31                 |
| 館 山 市     | 館山市環境基本条例       | H15. 12. 24               |
| 木 更 津 市   | 木更津市環境保全条例      | H12. 12. 20 H13. 9. 27改正  |
| 野 田 市     | 野田市環境基本条例       | H8. 7. 31                 |
| 茂 原 市     | 茂原市環境条例         | H9. 12. 25                |
| 成 田 市     | 成田市環境基本条例       | H9. 3. 31                 |
| 佐 倉 市     | 佐倉市環境基本条例       | H8. 12. 24                |
| 東 金 市     | 東金市環境基本条例       | H12. 12. 27               |
| 旭 市       | 旭市環境基本条例        | H17. 7. 1                 |
| 習 志 野 市   | 習志野市環境基本条例      | H11. 9. 28                |
| 柏 市       | 柏市環境基本条例        | H13. 9. 28 H17. 3. 22改正   |
| 勝 浦 市     | 勝浦市環境基本条例       | H11. 12. 22               |
| 市 原 市     | 市原市民の環境をまもる基本条例 | S48. 3. 31                |
| 流 山 市     | 流山市環境基本条例       | H13. 7. 2                 |
| 八 千 代 市   | 八千代市環境基本条例      | H10. 11. 24               |
| 我 孫 子 市   | 我孫子市環境条例        | H9. 6. 26 H17. 9. 30改正    |
| 鴨 川 市     | 鴨川市環境条例         | H17. 2. 11                |
| 鎌 ヶ 谷 市   | 鎌ヶ谷市環境基本条例      | H20. 3. 24                |
| 君 津 市     | 君津市環境保全条例       | H15. 3. 28                |
| 富 津 市     | 富津市環境条例         | H16. 3. 26                |
| 浦 安 市     | 浦安市環境基本条例       | H15. 10. 1                |
| 四 街 道 市   | 四街道市環境基本条例      | H9. 9. 29                 |
| 袖 ヶ 浦 市   | 袖ヶ浦市環境条例        | H11. 12. 27 H18. 12. 21改正 |
| 八 街 市     | 八街市環境基本条例       | H10. 3. 25                |
| 印 西 市     | 印西市環境基本条例       | H11. 3. 19                |
| 白 井 市     | 白井市環境基本条例       | H12. 6. 30                |
| 富 里 市     | 富里市環境基本条例       | H11. 3. 25                |
| 南 房 総 市   | 南房総市環境基本条例      | H19. 12. 21               |
| 匝 瑛 市     | 匝瑛市環境基本条例       | H18. 1. 23                |
| 香 取 市     | 香取市環境基本条例       | H18. 3. 27                |
| い す み 市   | いすみ市環境基本条例      | H17. 12. 5                |
| 大 網 白 里 市 | 大網白里市環境基本条例     | H14. 3. 29                |

|       |             |             |
|-------|-------------|-------------|
| 酒々井町  | 酒々井町環境基本条例  | H29. 6. 20  |
| 栄町    | 栄町環境基本条例    | H10. 12. 11 |
| 東庄町   | 東庄町環境基本条例   | H15. 3. 7   |
| 九十九里町 | 九十九里町環境基本条例 | H26. 12. 17 |
| 一宮町   | 一宮町環境基本条例   | H18. 3. 14  |
| 睦沢町   | 睦沢町環境条例     | H10. 6. 26  |
| 長生村   | 長生村環境条例     | H12. 3. 10  |
| 長柄町   | 長柄町環境条例     | H10. 12. 9  |
| 大多喜町  | 大多喜町環境基本条例  | H8. 12. 19  |
| 御宿町   | 御宿町環境保全条例   | S48. 6. 27  |

## 12.2.2 公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況

| 市町村名 | 名 称         | 制 定 日                    |
|------|-------------|--------------------------|
| 千葉市  | 千葉市環境保全条例   | H7. 10. 2 H30. 3. 20改正   |
| 銚子市  | 銚子市環境保全条例   | H13. 9. 27 H23. 3. 10改正  |
| 市川市  | 市川市環境保全条例   | H10. 7. 3 R3. 3. 26改正    |
| 船橋市  | 船橋市環境保全条例   | H14. 12. 27              |
| 館山市  | 館山市公害防止条例   | S47. 10. 2 H13. 3. 30改正  |
| 木更津市 | 木更津市環境保全条例  | H12. 12. 20 H13. 9. 27改正 |
| 松戸市  | 松戸市公害防止条例   | S47. 4. 1 H9. 4. 1改正     |
| 野田市  | 野田市環境保全条例   | H8. 7. 31 H15. 5. 27改正   |
| 茂原市  | 茂原市環境条例     | H9. 12. 25               |
| 成田市  | 成田市公害防止条例   | S47. 3. 30 H18. 3. 24改正  |
| 佐倉市  | 佐倉市環境保全条例   | H11. 9. 30 H25. 10. 1改正  |
| 東金市  | 東金市環境保全条例   | H13. 3. 7 R2. 9. 25改正    |
| 旭市   | 旭市環境保全条例    | H17. 7. 1                |
| 習志野市 | 習志野市環境保全条例  | S45. 4. 1 H27. 3. 20改正   |
| 柏市   | 柏市環境保全条例    | H13. 9. 28               |
| 勝浦市  | 勝浦市環境保全条例   | H11. 12. 22              |
| 市原市  | 市原市生活環境保全条例 | H10. 3. 23               |
| 流山市  | 流山市公害防止条例   | S47. 6. 20               |
| 八千代市 | 八千代市公害防止条例  | S47. 4. 1                |
| 我孫子市 | 我孫子市環境条例    | H9. 6. 26 H17. 9. 30改正   |
| 鴨川市  | 鴨川市環境条例     | H17. 2. 11               |
| 鎌ヶ谷市 | 鎌ヶ谷市公害防止条例  | S47. 10. 5 H13. 6. 29改正  |
| 君津市  | 君津市環境保全条例   | H15. 3. 28               |
| 富津市  | 富津市環境条例     | H16. 3. 26               |
| 浦安市  | 浦安市環境保全条例   | H20. 12. 25              |

|           |             |                           |
|-----------|-------------|---------------------------|
| 四 街 道 市   | 四街道市公害防止条例  | S47. 12. 21               |
| 袖 ケ 浦 市   | 袖ヶ浦市環境条例    | H11. 12. 27 H18. 12. 21改正 |
| 八 街 市     | 八街市環境保全条例   | H10. 3. 25                |
| 印 西 市     | 印西市環境保全条例   | H11. 3. 19                |
| 白 井 市     | 白井市公害防止条例   | S46. 12. 22               |
| 富 里 市     | 富里市公害防止条例   | S47. 7. 4 R元. 12. 19改正    |
| 南 房 総 市   | 南房総市公害防止条例  | H18. 3. 20                |
| 匝 瑳 市     | 匝瑳市環境保全条例   | H18. 1. 23                |
| 香 取 市     | 香取市環境保全条例   | H18. 3. 27                |
| 山 武 市     | 山武市公害防止条例   | H18. 3. 27                |
| い す み 市   | いすみ市環境保全条例  | H17. 12. 5                |
| 大 網 白 里 市 | 大網白里市環境保全条例 | H16. 6. 15                |
| 酒 々 井 町   | 酒々井町環境保全条例  | R4. 4. 1                  |
| 栄 町       | 栄町環境保全条例    | H10. 12. 11               |
| 神 崎 町     | 神崎町公害防止条例   | S47. 7. 10                |
| 多 古 町     | 多古町公害防止条例   | S47. 5. 13                |
| 東 庄 町     | 東庄町公害防止条例   | S47. 3. 17                |
| 九 十 九 里 町 | 九十九里町公害防止条例 | S48. 3. 13 H7. 12. 15改正   |
| 芝 山 町     | 芝山町公害防止条例   | S47. 6. 16                |
| 横 芝 光 町   | 横芝光町公害防止条例  | H18. 3. 27                |
| 一 宮 町     | 一宮町環境保全条例   | H18. 4. 1                 |
| 睦 沢 町     | 睦沢町環境条例     | H10. 6. 26                |
| 長 生 村     | 長生村環境条例     | H12. 3. 10                |
| 白 子 町     | 白子町公害防止条例   | S47. 3. 17                |
| 長 柄 町     | 長柄町環境条例     | H10. 12. 9                |
| 長 南 町     | 長南町公害防止条例   | S46. 12. 20               |
| 大 多 喜 町   | 大多喜町環境保全条例  | H8. 12. 19                |
| 鋸 南 町     | 鋸南町公害防止条例   | S47. 3. 2 H9. 6. 23改正     |

### 12.2.3 土地等の埋立て及び地質等の規制に関する条例制定状況

| 市町村名      | 名 称                                  | 制 定 日                     |
|-----------|--------------------------------------|---------------------------|
| 千 葉 市     | 千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  | H9. 9. 24 H29. 3. 21改正    |
| 銚 子 市     | 銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例             | H17. 10. 7 R3. 3. 24改正    |
| 市 川 市     | 市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  | H15. 6. 25                |
| 船 橋 市     | 船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  | H14. 12. 27 H27. 12. 28改正 |
| 館 山 市     | 館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例   | H元. 3. 28 R2. 3. 24改正     |
| 木 更 津 市   | 木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H9. 12. 20 H29. 9. 29改定   |
| 野 田 市     | 野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  | H30. 6. 29                |
| 茂 原 市     | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  | R3. 3. 30                 |
|           | 茂原市再生土の埋立て等規制条例                      | R3. 3. 30                 |
| 成 田 市     | 成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例             | H16. 3. 31 H26. 3. 20改正   |
| 佐 倉 市     | 佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例              | H9. 3. 28 H31. 3. 25改正    |
| 東 金 市     | 東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例             | H17. 9. 30 R4. 3. 23改正    |
| 旭 市       | 旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例              | R2. 12. 24                |
| 習 志 野 市   | 習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H10. 12. 24 H28. 12. 27改正 |
| 柏 市       | 柏市土砂等埋立て等規制条例                        | H19. 12. 26 H27. 3. 25改正  |
| 勝 浦 市     | 勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  | H23. 6. 27                |
| 市 原 市     | 市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例   | H9. 9. 17 H16. 3. 16改正    |
| 流 山 市     | 流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  | H10. 3. 30                |
| 八 千 代 市   | 八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H9. 12. 24 H27. 6. 29改正   |
| 我 孫 子 市   | 我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例     | H15. 12. 25 R2. 3. 24改正   |
| 鴨 川 市     | 鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例   | H17. 2. 11                |
| 鎌 ケ 谷 市   | 鎌ケ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  | H9. 12. 22 H13. 6. 29改正   |
| 君 津 市     | 君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  | H9. 12. 25 H24. 3. 28改正   |
| 富 津 市     | 富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  | H23. 3. 25                |
| 四 街 道 市   | 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H14. 2. 12 H30. 9. 28改正   |
| 袖 ケ 浦 市   | 袖ケ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H9. 12. 25 H16. 3. 30改正   |
| 八 街 市     | 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例             | H17. 3. 25 H29. 4. 1改正    |
| 印 西 市     | 印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例   | H28. 12. 22               |
| 白 井 市     | 白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  | H10. 9. 17                |
| 富 里 市     | 富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例   | H9. 12. 24 H17. 9. 30改正   |
| 南 房 総 市   | 南房総市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  | H18. 3. 20                |
| 匝 瑛 市     | 匝瑛市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例             | H31. 3. 28                |
| 香 取 市     | 香取市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例             | R4. 11. 16                |
| 山 武 市     | 山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例       | H18. 3. 27 R2. 9. 24改正    |
| い す み 市   | いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  | H17. 12. 5 R2. 6. 5改正     |
| 大 網 白 里 市 | 大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例 | S63. 4. 1                 |
|           | 大網白里市再生土の埋立て等規制条例                    | R5. 1. 1                  |
| 酒 々 井 町   | 酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H10. 3. 18 H29. 3. 24改正   |
| 栄 町       | 栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例    | H10. 3. 17                |
| 神 崎 町     | 神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例              | H16. 6. 15 H31. 4. 1改正    |

|       |                                      |                     |
|-------|--------------------------------------|---------------------|
| 多古町   | 多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例             | H30.9.6             |
| 東庄町   | 東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例   | H10.9.21            |
| 九十九里町 | 九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例  | H10.6.12 H12.3.22改正 |
| 芝山町   | 芝山町土砂等埋立て等規制条例                       | H30.3.20            |
| 横芝光町  | 横芝光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | H18.3.27            |
| 一宮町   | 一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例   | H10.4.1             |
| 睦沢町   | 睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例   | H10.3.23            |
| 長生村   | 長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  | R3.3.8              |
| 白子町   | 白子町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例   | H10.3.17            |
| 長柄町   | 長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例   | H10.1.1             |
| 長南町   | 長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例    | H10.3.17            |
| 大多喜町  | 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | R3.9.15             |
| 御宿町   | 御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例   | H9.12.18 H13.9.18改正 |
| 鋸南町   | 鋸南町土砂等による土地の埋立て盛土及びたい積に関する条例         | H18.12.20 H27.3.6改正 |

#### 12.2.4 廃棄物の処理に関する条例制定状況

| 市町村名 | 名 称                           | 制 定 日                |
|------|-------------------------------|----------------------|
| 千葉市  | 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例       | H5.3.26 R4.3.22改正    |
| 銚子市  | 銚子市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例        | S47.3.30 R3.3.24改正   |
| 市川市  | 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例    | H5.3.26 R4.3.18改正    |
| 船橋市  | 船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例     | H20.3.31 H31.3.29改正  |
|      | 船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例      | H16.3.31 H29.10.10改正 |
| 館山市  | 館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例           | S47.9.14 R4.12.28改正  |
| 木更津市 | 木更津市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例  | H5.9.25 R2.6.17改正    |
| 佐倉市  | 佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例           | H.10.3.31 R3.9.28改正  |
| 東金市  | 東金市廃棄物の処理及び清掃に関する条例           | H6.12.27 H29.6.30改正  |
| 旭市   | 旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例            | H17.7.1              |
| 習志野市 | 習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例       | H5.12.24 R元.6.28改正   |
| 柏市   | 柏市産業廃棄物不適正処理防止条例              | H19.12.26 H23.3.28改正 |
|      | 柏市廃棄物処理清掃条例                   | H5.3.30 H31.10.1改正   |
| 市原市  | 市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例        | H6.7.5               |
| 流山市  | 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例        | H6.3.30              |
| 八千代市 | 八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例        | H5.12.24 R元.6.28改正   |
| 我孫子市 | 我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例    | S55.9.30 R元.12.27改正  |
| 鎌ヶ谷市 | 鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例       | H6.3.31 R元.12.13改正   |
| 君津市  | 君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例       | H7.9.11 H31.3.28改正   |
| 富津市  | 富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例   | H6.3.25 H31.3.20改正   |
| 浦安市  | 浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例        | H6.3.29              |
| 四街道市 | 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例          | S47.3.24 R5.3.28改正   |
| 袖ヶ浦市 | 袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 | H5.3.26 H31.3.14改正   |
| 八街市  | 八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例           | S47.10.5             |
| 印西市  | 印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例         | H8.3.26 H22.10.21改正  |

|           |                          |                           |
|-----------|--------------------------|---------------------------|
| 白 井 市     | 白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例    | H6. 12. 22                |
| 富 里 市     | 富里市廃棄物の処理及び清掃に関する条例      | S47. 7. 4 R元. 12. 19改正    |
| 南 房 総 市   | 南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例     | H18. 3. 20 R元. 9. 27改正    |
| 香 取 市     | 香取市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 | R4. 11. 16                |
| 山 武 市     | 山武市廃棄物の処理及び清掃に関する条例      | H18. 3. 27 R3. 3. 12改正    |
| い す み 市   | いすみ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例     | H17. 12. 5 H28. 3. 11改正   |
| 栄 町       | 栄町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例     | H10. 6. 24                |
| 多 古 町     | 多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例      | S47. 6. 14                |
| 九 十 九 里 町 | 九十九里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例    | H10. 12. 11 H15. 12. 12改正 |
| 芝 山 町     | 芝山町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例    | H16. 6. 21                |
| 横 芝 光 町   | 横芝光町廃棄物の処理及び清掃に関する条例     | H18. 3. 27                |

### 12.2.5 ポイ捨て防止条例制定状況

| 市町村名    | 名 称  | 制 定 日                    |
|---------|--|--------------------------|
| 千 葉 市   | 千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例                     | H22. 12. 21              |
| 銚 子 市   | 銚子市空き缶等の散乱及び飼い犬等のふんの放置の防止に関する条例                | H29. 3. 22               |
| 市 川 市   | 市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例                  | H15. 9. 22 H21. 9. 24改正  |
| 船 橋 市   | 船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例                              | H16. 3. 31 R3. 3. 29改正   |
| 館 山 市   | 館山市まちをきれいにする条例                                 | H10. 3. 31               |
| 木 更 津 市 | 木更津市まちをきれいにする条例                                | H8. 3. 29 H26. 12. 17改正  |
| 松 戸 市   | 松戸市安全で快適なまちづくり条例                               | H15. 12. 19 H30. 4. 1改正  |
| 野 田 市   | 野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例                        | H9. 3. 31 H27. 3. 31改正   |
| 茂 原 市   | 茂原市ポイ捨て防止条例                                    | H12. 6. 29               |
| 成 田 市   | 成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例                      | H8. 12. 27               |
| 東 金 市   | 東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例                        | H12. 12. 27 H27. 3. 19改正 |
| 旭 市     | 旭市環境美化推進に関する条例                                 | H17. 7. 1                |
| 習 志 野 市 | 習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例 | H14. 12. 27              |
| 柏 市     | 柏市ばい捨て等防止条例                                    | H9. 3. 28 H22. 3. 26改正   |
| 勝 浦 市   | 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例                             | H14. 9. 26               |
| 市 原 市   | 市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例                             | H9. 3. 18                |
| 流 山 市   | 流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例                        | H14. 6. 28               |
| 八 千 代 市 | 八千代市ポイ捨て防止に関する条例                               | H10. 3. 25               |
| 我 孫 子 市 | 我孫子市さわやかな環境づくり条例                               | H9. 6. 26 R2. 12. 24改正   |
| 鴨 川 市   | 鴨川市まちをきれいにする条例                                 | H17. 2. 11               |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例                     | H17. 9. 30               |
| 君 津 市   | 君津市まちをきれいにする条例                                 | H9. 3. 31                |
| 富 津 市   | 富津市まちをきれいにする条例                                 | H9. 3. 27                |
| 浦 安 市   | 浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例                            | H9. 3. 31                |
| 四 街 道 市 | 四街道市まちをきれいにする条例                                | H11. 3. 30 H24. 6. 29改正  |
| 袖 ヶ 浦 市 | 袖ヶ浦市まちをきれいにする条例                                | H9. 3. 28                |
| 八 街 市   | 八街市さわやかな環境づくり条例                                | H10. 6. 29               |
| 印 西 市   | 印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例                              | H19. 9. 21 R元. 10. 3改正   |



|       |                          |                     |
|-------|--------------------------|---------------------|
| 白井市   | 白井市まちをきれいにする条例           | H14.9.24            |
| 富里市   | 富里市ポイ捨て防止条例              | H12.3.27 H19.3.22改正 |
| 南房総市  | 南房総市環境美化推進に関する条例         | H18.3.20            |
| 匝瑳市   | 匝瑳市まちをきれいにする条例           | H18.1.23            |
| 香取市   | 香取市環境美化条例                | H18.3.27            |
| 山武市   | 山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例  | H18.3.27 R2.12.14改正 |
| 大網白里市 | 大網白里市まちをきれいにする条例（第2章に制定） | H22.3.23            |
| 酒々井町  | 酒々井町ポイ捨て等防止条例            | H29.12.28           |
| 神崎町   | 神崎町ポイ捨て防止条例              | H13.12.18           |
| 多古町   | 多古町空き缶等の散乱防止に関する条例       | H12.12.20           |
| 東庄町   | 東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例       | H10.3.12            |
| 九十九里町 | 九十九里町環境美化条例              | H25.3.25 H27.3.12改正 |
| 芝山町   | 芝山町をきれいにする条例             | H13.6.18            |
| 横芝光町  | 横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例       | H19.3.15            |
| 一宮町   | 一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例 | H27.3.16            |
| 睦沢町   | 睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例       | H10.6.26            |
| 白子町   | 白子町環境美化推進に関する条例          | H8.6.14             |
| 大多喜町  | 大多喜町まちをきれいにする条例          | R4.12.1             |
| 御宿町   | 御宿町のきれいな海浜環境を守る条例        | H6.9.27             |
| 鋸南町   | 鋸南町環境美化推進に関する条例          | H6.12.8             |

#### 12.2.6 水源保護条例制定状況

| 市町村名 | 名 称                          | 制 定 日               |
|------|------------------------------|---------------------|
| 銚子市  | 銚子市環境保全条例                    | H13.9.27 H23.3.10改正 |
| 木更津市 | 木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例 | H6.12.22 R2.3.26 改正 |
| 市原市  | 市原市水道水源保護条例                  | H7.3.31 H13.9.27改正  |
| 君津市  | 君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例  | H7.6.30             |
| 袖ヶ浦市 | 袖ヶ浦市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例    | H7.3.30 H30.12.20改正 |
| 南房総市 | 南房総市長尾川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例 | H18.3.20            |
| 神崎町  | 神崎町水道水源保全条例                  | H13.3.19            |
| 多古町  | 多古町水道水源保全条例                  | H13.12.18           |
| 長柄町  | 長柄ダム水質保護条例                   | H8.10.1             |
| 御宿町  | 御宿町水源水質保全条例                  | H14.10.9            |
| 鋸南町  | 鋸南町水道水源保護条例                  | H29.9.15            |

#### 12.2.7 自然保護条例制定状況

| 市町村名 | 名 称                            | 制 定 日               |
|------|--------------------------------|---------------------|
| 船橋市  | 船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例            | S48.9.29 H26.9.30改正 |
| 松戸市  | 松戸市緑の条例                        | H12.3.29 H14.4.1改正  |
| 野田市  | 野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例 | H18.12.25           |
|      | 野田市野生動植物の保護に関する条例              | H27.6.29            |
| 習志野市 | 習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例          | S47.7.4             |

|         |                         |                         |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 市 原 市   | 市原市緑の保全および推進に関する条例      | S48. 3. 31              |
| 流 山 市   | 流山市緑化推進及び保全に関する条例       | S48. 3. 30 H5. 4. 1改正   |
| 八 千 代 市 | 八千代市ふるさとの緑を守る条例         | S50. 4. 1               |
| 君 津 市   | 君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例    | S52. 4. 1 H17. 7. 1改正   |
| 四 街 道 市 | 四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例   | S60. 9. 30              |
| 袖 ヶ 浦 市 | 袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例 | H6. 3. 25 H21. 3. 31改正  |
|         | 袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例      | S49. 6. 21 H8. 12. 25改正 |

## 12.2.8 太陽光発電施設に関する条例等制定状況

| 市町村名      | 名 称                              | 制 定 / 策 定 日             |
|-----------|----------------------------------|-------------------------|
| 館 山 市     | 館山市景観条例※                         | R1. 6. 26               |
| 木 更 津 市   | 木更津市景観条例※                        | H27. 12. 16 R4. 3. 16改正 |
| 野 田 市     | 野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例          | H31. 3. 26 R3. 3. 24改正  |
| 茂 原 市     | 茂原市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱        | R元. 12. 13 R3. 3. 30改正  |
| 成 田 市     | 成田市景観条例※                         | H25. 12. 19             |
| 佐 倉 市     | 佐倉市景観条例※                         | H29. 12. 22             |
| 勝 浦 市     | 太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する指導要綱        | R3. 7. 2                |
| 我 孫 子 市   | 我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例  | H29. 3. 22              |
| 君 津 市     | 君津市景観条例※                         | H30. 12. 25             |
| 袖 ヶ 浦 市   | 太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン         | H31. 4. 1 R4. 4. 1改正    |
| 印 西 市     | 印西市景観条例※                         | H30. 9. 28              |
| 白 井 市     | 白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン    | H30. 5. 2               |
| 山 武 市     | 山武市景観条例※                         | H27. 3. 16 R2. 12. 14改正 |
| い す み 市   | いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱           | R元. 12. 10 R4. 3. 31改正  |
| 大 網 白 里 市 | 大網白里市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン    | H30. 4. 1               |
| 酒 々 井 町   | 太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン         | H31. 1. 1               |
|           | 酒々井町景観条例※                        | H30. 10. 2              |
| 睦 沢 町     | 睦沢町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱        | R3. 3. 11               |
| 長 生 村     | 長生村太陽光発電設備の設置に関する指導要綱            | H31. 3. 29              |
| 白 子 町     | 白子町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱            | R3. 3. 31               |
| 長 柄 町     | 長柄町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例       | H30. 12. 11             |
| 長 南 町     | 長南町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱            | H30. 4. 1               |
| 御 宿 町     | 御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 | R元. 9. 19               |

※景観条例により太陽光発電施設を届出対象としている。

## 12.2.9 その他の環境保全に関する条例制定状況

| 市町村名    | 名 称                                    | 制 定 日                     |
|---------|--|---------------------------|
| 千 葉 市   | 千葉市環境影響評価条例                            | H10. 9. 24 H26. 3. 20改正   |
|         | 千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例   | H19. 12. 19 H22. 9. 8改正   |
|         | 千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例                   | H19. 12. 19               |
|         | 千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例                    | R3. 10. 5                 |
| 銚 子 市   | 銚子市空き地に係る雑草等の除去に関する条例                  | H7. 3. 17                 |
| 市 川 市   | 市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例      | H17. 3. 30 H21. 3. 23改正   |
|         | 市川市空き地に係る環境衛生の保全に関する条例                 | S44. 12. 19               |
| 船 橋 市   | 船橋市環境共生まちづくり条例                         | H7. 6. 27                 |
|         | 船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例                   | H20. 3. 31                |
|         | 船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例   | H20. 9. 30                |
| 館 山 市   | 館山市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 | R3. 12. 21                |
| 松 戸 市   | 川をきれいにする条例                             | H4. 12. 22                |
|         | あき地の雑草等の除去に関する条例                       | S51. 4. 1                 |
| 野 田 市   | 野田市あき地等の環境保全に関する条例                     | S48. 4. 1 H15. 1. 1改正     |
| 茂 原 市   | 茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例                  | H12. 6. 29                |
| 成 田 市   | 成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例                  | S63. 3. 24 H18. 3. 24改正   |
|         | 成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例            | H12. 3. 31 H24. 3. 30改正   |
| 佐 倉 市   | 佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例          | H15. 3. 14                |
|         | 佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例                    | H16. 3. 26                |
| 習 志 野 市 | 習志野市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例               | S43. 10. 15               |
| 柏 市     | 柏市硫酸ピッチ生成禁止条例                          | H20. 3. 27                |
|         | 柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例         | H19. 12. 26 H23. 3. 28改正  |
|         | 柏市ダイオキシン類発生抑制条例                        | H13. 9. 28 H22. 3. 26改正   |
|         | 柏市不法投棄対策条例                             | H19. 3. 28 H22. 3. 26改正   |
|         | 柏市地球温暖化対策条例                            | H19. 3. 28 R元. 6. 28改正    |
|         | あき地の雑草等の除去に関する条例                       | S54. 3. 26 H13. 9. 28改正   |
| 勝 浦 市   | 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例                     | H14. 9. 26                |
| 市 原 市   | 市原市放置自動車の処理に関する条例                      | H17. 12. 19               |
|         | 市原市雑草等の除去に関する条例                        | H19. 3. 15                |
| 流 山 市   | 流山市空き地の雑草等の除去に関する条例                    | H24. 3. 30                |
| 八 千 代 市 | 八千代市あき地に係る雑草等の除去に関する条例                 | S55. 3. 31                |
|         | 八千代市不法投棄防止条例                           | H14. 3. 26                |
| 我 孫 子 市 | 我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例                       | H11. 4. 1                 |
|         | 我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例                | S47. 12. 25 H13. 12. 28改正 |
|         | あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例                   | S43. 11. 20 H25. 12. 27改正 |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 鎌ヶ谷市あき地の雑草等の除去に関する条例                   | H5. 12. 22                |
| 君 津 市   | 君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例            | H15. 3. 28                |

|           |                          |                         |
|-----------|--------------------------|-------------------------|
| 四 街 道 市   | 四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例     | H9. 12. 22              |
|           | 四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 | H元. 3. 28 H16. 3. 31改正  |
| 袖 ヶ 浦 市   | 袖ヶ浦市公害防止施設整備等促進条例        | S46. 11. 3 H8. 12. 25改正 |
| 八 街 市     | 八街市あき地の管理の適正化に関する条例      | S47. 3. 11              |
| 印 西 市     | 印西市空き地の雑草等の除去に関する条例      | R4. 12. 19              |
| 白 井 市     | 白井市あき地に係る環境衛生の保全に関する条例   | H元. 3. 11               |
| 富 里 市     | 富里市雑草の除去に関する条例           | H6. 3. 25               |
| 南 房 総 市   | 南房総市空き地の雑草等の除去に関する条例     | H20. 12. 22             |
| 香 取 市     | 香取市生活環境向上施策推進基金条例        | H26. 3. 25              |
| 山 武 市     | 山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例  | H18. 3. 27 R2. 12. 14改正 |
| い す み 市   | いすみ市あき地に係る雑草等の除去に関する条例   | H17. 12. 5              |
| 大 網 白 里 市 | 大網白里市まちをきれいにする条例         | H22. 3. 23              |
| 酒 々 井 町   | あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例     | S47. 9. 29              |
| 栄 町       | あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例     | S62. 3. 16              |
| 神 崎 町     | あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例     | S52. 3. 12              |
|           | 神崎町放置自動車の処理に関する条例        | H18. 3. 8               |
| 多 古 町     | あき地の雑草等の除去に関する条例         | S52. 6. 18              |
| 九 十 九 里 町 | 九十九里町環境美化条例              | H25. 3. 25 H27. 3. 12改正 |
| 横 芝 光 町   | 横芝光町あき地の雑草等の除去に関する条例     | H18. 3. 27              |
| 睦 沢 町     | 睦沢町空地の適正管理に関する条例         | H28. 3. 11              |
|           | 睦沢町空家等の適正管理に関する条例        | H28. 3. 11              |
| 長 生 村     | 長生村空き地等の環境保全に関する条例       | H13. 9. 28 H27. 3. 16改正 |
|           | 長生村空家等の適正管理に関する条例        | H28. 3. 14              |
| 長 南 町     | 長南町を住みよくなる条例             | S48. 6. 25              |
| 御 宿 町     | 御宿町自転車等の放置防止に関する条例       | H20. 6. 19              |
| 鋸 南 町     | 鋸南町あき地に係る環境衛生の保全に関する条例   | H2. 3. 6                |

## 12.3 環境基本計画等の策定

### 12.3.1 環境基本計画策定状況

| 市町村名  | 名 称           | 制 定 日                |
|-------|---------------|----------------------|
| 千葉市   | 千葉市環境基本計画     | H7.3 H23.3 R4.3新計画策定 |
| 銚子市   | 銚子市環境基本計画     | H16.3                |
| 市川市   | 第三次市川市環境基本計画  | H24.3 R3.3新計画策定      |
| 船橋市   | 船橋市環境基本計画     | H9.3 R3.3新計画策定       |
| 木更津市  | 第2次木更津市環境基本計画 | H15.3.31 H28.3新計画策定  |
| 松戸市   | 松戸市環境基本計画     | H10.4 R4.3新計画策定      |
| 野田市   | 野田市環境基本計画     | H23.3 R3.3新計画策定      |
| 成田市   | 成田市環境基本計画     | H30.3                |
| 佐倉市   | 第2次佐倉市環境基本計画  | R2.3新計画策定(R5.3改定)    |
| 東金市   | 東金市第2次環境基本計画  | R4.3新計画策定            |
| 旭市    | 旭市環境基本計画      | H19.3 H29.3新計画策定     |
| 習志野市  | 習志野市環境基本計画    | H19.3 R3.3新計画策定      |
| 柏市    | 柏市環境基本計画(第三期) | H9.3.31 H28.3改定      |
| 勝浦市   | 勝浦市環境基本計画     | H15.3.31 R5.3新計画策定   |
| 市原市   | 市原市環境基本計画     | H29.3.27             |
| 流山市   | 第2次流山市環境基本計画  | H27.3                |
| 八千代市  | 八千代市第3次環境保全計画 | R3.3                 |
| 我孫子市  | 我孫子市第二次環境基本計画 | R5.3                 |
| 鴨川市   | 第2次鴨川市環境基本計画  | H29.3                |
| 鎌ヶ谷市  | 鎌ヶ谷市第3次環境基本計画 | R5.3                 |
| 君津市   | 君津市環境基本計画     | H17.3 H27.3改定        |
| 富津市   | 第2期富津市環境基本計画  | H29.4                |
| 浦安市   | 浦安市第3次環境基本計画  | R3.3                 |
| 四街道市  | 第2次四街道市環境基本計画 | H26.6                |
| 袖ヶ浦市  | 第2次袖ヶ浦市環境基本計画 | H15.3.31 R2.3新計画策定   |
| 印西市   | 第3次印西市環境基本計画  | R4.3                 |
| 白井市   | 白井市第3次環境基本計画  | R4.4                 |
| 富里市   | 富里市環境基本計画     | H14.4.1 R4.3新計画策定    |
| 南房総市  | 南房総市環境基本計画    | H22.3 R3.3改定         |
| 匝瑳市   | 匝瑳市環境基本計画     | H23.3.8 H28.3改定      |
| 香取市   | 第2次香取市環境基本計画  | H31.3                |
| 大網白里市 | 大網白里市環境基本計画   | H18.10.1 H30.2改定     |

環境白書作成状況

| 市町村名    | 名 称                   | 内 容  |
|---------|-----------------------|--|
| 千 葉 市   | 千葉市環境白書               | 千葉市環境基本条例に基づき、市民に環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするため、年に1回毎年作成。               |
| 市 川 市   | 市川市環境白書               | 市川市環境基本条例に基づき、毎年度、環境の現況、環境の保全及び創造に関する施策の進捗状況、環境施策の動向等を公表。                    |
| 船 橋 市   | 環境白書（船橋市の環境）          | 毎年作成   |
| 木 更 津 市 | きさらづの環境               | 3年に1度作成。3年間における環境の現状と対策などをまとめ、公表している。  |
| 松 戸 市   | 環境の現状と対策              | 毎年作成   |
| 成 田 市   | 成田市の環境（環境白書）          | 成田市環境基本条例に基づき、成田市の状況や環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境の概要を10年間まとめたものを年に1回作成。 |
| 佐 倉 市   | 佐倉市環境白書               | 佐倉市環境基本条例に基づき、市民に環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等を明らかにするため、定期的に作成し、公表する。            |
| 習 志 野 市 | 習志野市環境基本計画年次報告書（環境白書） | 前年度における本市の環境行政をまとめ、毎年度発行し、公表している。  |
| 柏 市     | 柏市環境白書                | 柏市の環境（水質、大気）の状況や、環境政策に係る取組の実績をまとめ、市民・事業者へ毎年公表するもの。                           |
| 勝 浦 市   | 勝浦市環境白書               | 毎年作成   |
| 市 原 市   | いちはらの環境               | 毎年、環境の状況や環境保全に関する施策の実施状況を取りまとめた「いちはらの環境（環境白書）」を発行している。                       |
| 流 山 市   | 流山市環境白書               | 流山市環境基本条例第7条に基づき、毎年度環境保全施策の実施状況を公表。  |
| 八 千 代 市 | 八千代市の環境               | 令和4年版を令和5年3月発行   |
| 我 孫 子 市 | 環境年報                  | 我孫子市の環境について、現状や取り組み、その実績をまとめたものを毎年作成し、公表している。                                |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 鎌ヶ谷市環境の概況             | 環境行政の推進や現状と対策等をまとめた編集冊子。毎年発行している。  |
| 君 津 市   | きみつの環境                | 前年度における環境の現状と対策、新たな環境施策の取組などをまとめている。   |
| 富 津 市   | 富津市の環境                | 前年度の市内の環境の現況を記載し、毎年度発行している。  |
| 浦 安 市   | 浦安市環境基本計画年次報告書        | 「浦安市環境基本計画」に掲げた施策の進捗状況を中心に、市の環境の現状と環境保全に関する施策の概要を取りまとめたものを、年に1回毎年作成。         |
| 四 街 道 市 | 四街道市環境白書              | 四街道市の環境の現況（市内の環境に関する情報や大気、水質、騒音の測定結果など）についてまとめ、ホームページで公表している。                |
| 袖 ヶ 浦 市 | 袖ヶ浦の環境                | 毎年作成   |
| 八 街 市   | 八街市環境白書               | 八街市環境行政に係わる、統計等を記載   |
| 印 西 市   | 印西市環境白書               | 毎年作成   |
| 白 井 市   | 白井市環境白書               | 毎年作成   |
| 富 里 市   | とみさとの環境（環境基本計画年次報告書）  | 富里市環境基本計画に沿った、市の現状と個別目標に対する進捗状況。   |
| 香 取 市   | 香取市環境基本計画年次報告書        | 香取市環境基本計画・香取市地球温暖化対策実行計画に沿った、事業報告並びに各種測定結果                                   |
|         | 香取市環境対策実施報告書          |  |
|         | 香取市地球温暖化対策実行計画年次報告書   |  |

### 12.3.2 緑の基本計画策定状況

| 市町村名      | 名 称              | 制 定 日                       |
|-----------|------------------|-----------------------------|
| 千 葉 市     | 千葉市緑と水辺のまちづくりプラン | H9. 12 H24. 3新計画策定          |
| 市 川 市     | 市川市みどりの基本計画      | H16. 3                      |
| 船 橋 市     | 船橋市緑の基本計画        | H9. 3 H29. 3改定              |
| 木 更 津 市   | 木更津市みどりの基本計画     | H24. 4                      |
| 松 戸 市     | 松戸市みどりの基本計画      | H10. 12 H21. 3改定 R4. 3新計画策定 |
| 成 田 市     | 成田市緑の基本計画        | H9. 7 H22. 3新計画策定           |
| 東 金 市     | 東金市緑の基本計画        | R4. 3策定                     |
| 習 志 野 市   | 習志野市緑の基本計画       | H19. 3 H27. 3 R5. 1改定       |
| 柏 市       | 柏市緑の基本計画         | R2. 3改定                     |
| 市 原 市     | 市原市緑の基本計画        | H30. 8改定                    |
| 流 山 市     | 流山市みどりの基本計画      | H18. 3. 31 R2. 3改定          |
| 八 千 代 市   | 八千代市緑の基本計画       | H15. 3 H30. 3改定             |
| 我 孫 子 市   | 我孫子市緑の基本計画       | H11. 6 H26. 3改定 R5. 4新計画策定  |
| 鎌 ヶ 谷 市   | 鎌ヶ谷市緑の基本計画       | H15. 2、R5. 3新計画策定           |
| 君 津 市     | 君津市緑の基本計画        | H15. 3                      |
| 浦 安 市     | 浦安市緑の基本計画        | H17. 4. 1 H26. 9 R4. 9改定    |
| 四 街 道 市   | 四街道市みどりの基本計画     | H18. 1                      |
| 印 西 市     | 印西市緑の基本計画        | H12. 3 R3. 3新計画策定           |
| 白 井 市     | 白井市緑の基本計画        | H9. 8                       |
| 富 里 市     | 富里市緑の基本計画        | H16. 3 R4. 3新計画策定           |
| 大 網 白 里 市 | 大網白里市緑の基本計画      | H15. 3. 18 H21. 3改定         |
| 白 子 町     | 白子町緑の基本計画        | H12. 3                      |

### 12.3.3 生物多様性地域戦略策定状況

| 市町村名    | 名 称              | 制 定 日          |
|---------|------------------|----------------|
| 千 葉 市   | 千葉市水環境・生物多様性保全計画 | R5. 3          |
| 市 川 市   | 生物多様性いちかわ戦略      | H26. 3         |
| 船 橋 市   | 生物多様性ふなばし戦略      | H29. 3 R4. 3改定 |
| 野 田 市   | 生物多様性のだ戦略        | H27. 3 R5. 3改定 |
| 柏 市     | 柏市生きもの多様性プラン     | H23. 3 R4. 4改定 |
| 市 原 市   | 生物多様性いちはら戦略      | H29. 3         |
| 流 山 市   | 生物多様性ながれやま戦略     | H22. 3         |
| い す み 市 | いすみ生物多様性戦略       | H27. 2         |

### 12.3.4 地球温暖化対策実行計画策定状況

| 市町村名    | 名 称                          | 内 容   | 制 定 日  |
|---------|------------------------------|---|--|
| 千 葉 市   | 千葉市地球温暖化対策実行計画               | 2050年カーボンニュートラルの達成に向け、2030年度までに業務・家庭・運輸の3部門合計で2013年度比48%削減とする新たな計画を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいく。   | R5. 3  |
| 銚 子 市   | 銚子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）        | 本市の事務事業の実施にあたり、温室効果ガス排出量等の削減に取り組み、地球温暖化対策を推進する。<br>削減目標：2030年度までに2013年度比36.9%削減   | H31. 3   |
| 市 川 市   | 第三次市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）     | 市の施設から排出される温室効果ガスの排出量の抑制を目的とした計画で、本市が行う事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源を推進している。<br>削減目標：2013年度比で2025年度27.2%削減、2030年度50%削減   | R4. 2  |
|         | 第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）     | 市域から排出される温室効果ガスの排出抑制と、進捗しつつある地球温暖化への備えに関する施策を推進していくための実行計画として、令和3年3月に策定。市民・事業者・行政の各主体が地球温暖化のもたらす危機感を共有し、市の特性や現状を踏まえて、総合的かつ計画的に温室効果ガスの排出削減に取り組むことを計画の基本目標としている。<br>削減目標：2013年度比で2025年度33%削減  | R3. 3  |
| 船 橋 市   | 船橋市地球温暖化対策実行計画               | 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に策定した。中期目標としては、2030年に46%削減※（2013年度比）、長期目標として2050年ゼロ・カーボンに挑戦することを定め、温室効果ガスを削減する緩和策に加え、地球温暖化の影響に対応する適応策を定めた。また、市事務事業における温室効果ガスの発生抑制のための計画として、第5次ふなばしエコオフィスプランを定め、平成27年3月に策定した船橋市再生可能エネルギー等導入方針の内容を盛り込み、再エネ・省エネ設備の導入の推進も定めている。   | R3. 3  |
|         | 船橋市エコオフィスプラン                 | 令和3年3月に第5次ふなばしエコオフィスプランを定め、自らの事業事務に伴って排出される温室効果ガスを率先して削減等を図ることにより、市民、事業者の主体的な取組を促す。主な削減目標：2030年に48%削減※（2013年度比）   | R3.3第5次策定                                      |
| 館 山 市   | 館山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）        | 平成15年3月策定。市の事務事業により排出される温室効果ガスを削減することを目的とする計画を策定している。平成30年度から第4次実行計画を実施。計画最終年度までに平成27年度より10%削減を目指す。   | H15. 3<br>H30第4次実施                             |
| 木 更 津 市 | 木更津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編） | （区域施策編）2030年度までに2013年度比で市域の温室効果ガス排出量を60%以上削減、2040年度までに2013年度比で市域の温室効果ガス排出量を80%以上削減、2050年度における温室効果ガス排出量を吸収源による実質ゼロにする目標を掲げ、市民、事業者、行政の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進する。<br>（事務事業編）2030年度までに2013年度比で市域の温室効果ガス排出量を58%以上削減する目標を掲げ、本市が行う事務事業に関し、温室効果ガス排出削減の方策について実行計画として策定し、併せて、市民に対し地球温暖化対策に関する啓発、情報提供等を行うことにより温室効果ガスの排出削減に寄与することを目的とする。 | R5. 3改定  |
| 松 戸 市   | 松戸市地球温暖化対策実行計画               | 市民、事業者、行政が一体となって温室効果ガス削減に向けて取組むべき内容を記載したもの。平成28年3月に策定、令和4年3月更新。   | H28. 3<br>R4. 3更新                              |
| 野 田 市   | 野田市地球温暖化対策実行計画               | 地球温暖化防止を推進するため、市が行う事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む。   | H19. 4<br>H29. 8第3次策定                          |
| 茂 原 市   | 第二次茂原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）     | 市の事務・事業により排出される温室効果ガスの量を、2017年度を基準年とし2030年度までに35.5%削減することを目標としている。  | H31. 4   |
| 成 田 市   | 成田市環境保全率先実行計画                | 平成14年3月策定（平成20年3月第2次計画策定、平成25年3月第3次計画、平成30年3月第4次計画（成田市役所エコオフィスアクション）策定）。市自らが成田市環境基本計画に定める環境配慮行動を実践し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進するために実行計画を策定した。  | H14. 3<br>H20. 3第2次<br>H25. 3第2次<br>H30. 3第4次  |
| 佐 倉 市   | 第2次佐倉市環境基本計画                 | 平成20年3月策定の「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」を改定し、平成28年3月に「佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として策定。令和2年3月から策定された「第2次佐倉市環境基本計画」からその内容を同計画に包含。市域から排出される温室効果ガスの排出抑制のため、市民・事業者・市が取り組む施策等について定める。   | H20. 3<br>H28. 3<br>区域施策編<br>R2. 3第2次（R5. 3改定） |
|         | 佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）        | 平成26年3月策定の第一次計画の終了に伴い、第二次計画を平成30年3月に策定。佐倉市役所の事務及び事業において温室効果ガス排出量の削減に取り組むための法定計画。  | H26. 3<br>H30. 3第2次策定（R5. 3改定）                 |
| 東 金 市   | 東金市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）        | 東金市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出抑制についての実行計画。   | H30. 3   |
| 旭 市     | 旭市地球温暖化対策推進実行計画              | 本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等の削減を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。   | H20. 3<br>H26. 3 H31. 3改定                      |
| 習 志 野 市 | 習志野市地球温暖化対策実行計画-職員による第4次行動-  | 地球温暖化防止を推進するため、市自らが事業者であるとの立場にたつて、自らの事務事業に伴って排出している温室効果ガス排出量の削減に向けた実行計画を策定。   | H31. 3   |
| 柏 市     | 第三期柏市地球温暖化対策計画               | 市域におけるCO2排出量を平成25年度比令和12年度までに24%以上削減とする計画。  | R1. 10   |
|         | 柏市役所ゼロカーボンアクションプラン           | 公共施設におけるCO2排出量を平成25年度比令和12年度までに51%以上削減する計画。   | R5. 2  |



|         |   |   |                   |
|---------|---|---|-------------------|
| 勝 浦 市   | 第3次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画                       | 市の事務及び事業に関して温室効果ガス排出量の削減に取り組む。2030年度までに2013年度比28.3%削減。  | H31.3             |
| 市 原 市   | 市原市地球温暖化対策地域推進計画                          | 市民、事業者、市が地球温暖化の影響や対策の必要性を再認識するとともに、それぞれの役割を明らかにし、協働して着実に実行することにより、温室効果ガスを削減する。<br>削減目標：2030年度までに2013年度比11.4%削減  | H30.3             |
|         | 市原エコ・アクションプラン                             | 自らの事業事務に伴って排出される温室効果ガスを率先して削減等を図ることにより、市民、事業者の主体的な取組を促す。<br>削減目標：2030年度までに2013年度比19.4%削減  | H31.3             |
| 流 山 市   | 流山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）                     | 流山市の地域特性にあった地球温暖化対策により、温室効果ガス排出量の削減を目標として策定した。<br>削減目標：2030年度までに、2013年度比で46%削減する。   | R5.2.1<br>第4期計画策定 |
|         | 流山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）                     | 市役所から排出される温室効果ガスの排出抑制を目的とし、主な取組は庁舎等の省エネルギーの推進であり、市民や事業者に対しての率先垂範の役割を果たすものとして策定した。<br>削減目標：2025年度までに2019年度比で14.7%削減する。   | R2.12             |
| 八 千 代 市 | 八千代市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）                    | 庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス総排出量を削減することを目的とする。令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第5次計画を展開している。  | R3.3              |
|         | 八千代市第3次環境保全計画                             | 環境保全計画の関連計画である「八千代市地域新エネルギー・省エネルギービジョン」、「八千代市谷津・里山保全計画」、「八千代市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を統合し環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に策定した計画。   | R3.3              |
| 我 孫 子 市 | あびこエコ・プロジェクト5                             | 第四次環境保全のための我孫子市率先行動計画・我孫子市地球温暖化対策実行計画として令和3年3月に策定。市が行う事務事業に関して、環境への負荷の低減、温室効果ガス排出抑制と、市民・事業者の環境に配慮した指針の普及を図る実行計画。  | R3.3              |
|         | 我孫子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）                    | 我孫子市第二次環境基本計画に包含。市域の温室効果ガス排出量の削減目標として、2030年度までに2013年度比46%削減を目指す。  | R5.3              |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策）                     | 令和5年3月策定の「鎌ヶ谷市第3次環境基本計画」に包含する形で策定した。市域からの温室効果ガス排出量を2032年度までに2013年度比で50%削減する。  | R5.3              |
|         | 鎌ヶ谷市公共施設エコアクションプラン～鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業）～ | 本市の各施設等における事務事業の実施にあたり、温室効果ガス排出量等の削減に取り組み、地球温暖化対策を推進する。   | H30.3             |
| 君 津 市   | 第4次君津市地球温暖化対策実行計画                         | 地球温暖化防止のため、本市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量削減の推進に取り組む。<br>計画期間：平成29年度～令和5年度<br>削減目標：平成27年度比10%削減（令和4年度及び令和5年度は、対前年度比で削減）。令和5年度までに平成27年度の総排出量に対する「日常業務における職員の取組み」による削減率を5%とする。 | H29.3<br>R4.4一部改定 |
| 富 津 市   | 第1次富津市地球温暖化対策実行計画                         | 地球温暖化防止のため、市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度（2013年度）に比べて2023年度までに5%削減することを目指す。<br>計画期間：2019年度～2023年度  | H31.4             |
| 浦 安 市   | 浦安市地球温暖化対策実行計画                            | 令和3年3月に区域施策編と事務事業編を併せ新たな地球温暖化対策実行計画を策定。市域全体及び市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図る。<br>計画期間：令和3年度～令和12年度   | R3.3              |
| 四 街 道 市 | 四街道市地球温暖化防止実行計画                           | 市の事務・事業を対象として、温室効果ガスの排出抑制に取組み、地球温暖化対策の推進を図る。  | R4.8改訂            |
|         | 四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）                    | 市域の温室効果ガス排出量の削減目標として、2030年度までに2013年度比46%削減を目指す。   | R5.3              |
| 袖 ヶ 浦 市 | 第四次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画                        | 本市自らの事業活動に伴って排出される温室効果ガス総排出量を算定・把握し、温室効果ガスの排出抑制をする。<br>対象となる事務事業：本市全ての事務事業で、公共事業委託等により管理されているものを除く。<br>計画対象期間：平成29年度～令和5年度。   | H29.3             |
| 八 街 市   | 八街市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）                   | 市の事務事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を、基準年度（平成25年度）に比べ、令和11年度までに40%削減することを目指す。   | R3.3              |
| 印 西 市   | 印西市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）<br>【第5次印西市庁内エコプラン】  | 市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度（2013年度）に比べて2030年度までに50%削減することを目指す。<br>計画期間：2023年度～2030年度  | R5.3              |
|         | 印西市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）                     | 市域の温室効果ガス排出量の削減目標として、2030年度までに2013年度比46%削減を目指す。   | R4.3              |
| 白 井 市   | 白井市第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）                  | 地球温暖化防止のため、市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量の削減に取り組み、2030年度までに2013年度比で46%削減を目指す。  | R4.4              |
|         | 白井市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）                     | 白井市第3次環境基本計画の「基本目標2 地球環境」に包含して策定し、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制のため、市民・市民団体・事業者・行政が一体となって取り組む。  | R4.4              |
| 富 里 市   | 富里市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）                     | 市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止の推進を図る。   | H29.4<br>R5.3一部改訂 |
| 南 房 総 市 | 南房総市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）                    | 本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を策定し、取組を推進することにより地球温暖化対策の推進を図る。   | R5.3改正            |

|           |                       |  |                    |
|-----------|-----------------------|--|--------------------|
| 匝 瑛 市     | 第2次匝瑛市地球温暖化防止実行計画     | 市の事務及び事業に関して温室効果ガスの排出削減等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。温室効果ガスの排出量を、基準年度（平成27年度）に比べて平成32年度までに4%以上の削減を目指す。                          | H29. 4             |
| 香 取 市     | 第2次香取市地球温暖化対策実行計画の策定  | 香取市の事務・事業における地球温暖化防止対策。<br>実施期間：平成30年度～平成39年度。削減目標：市役所全ての施設から発生する温室効果ガス発生量を基準年度（2016年度）比39%削減する。                             | H30. 3             |
| 山 武 市     | 第3次山武市地球温暖化対策実行計画     | 地球温暖化防止を推進するため、山武市役所が行う事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む。2013年度（基準年度）比で、2030年度（目標年度）までに温室効果ガスの排出量を25%削減することを目指す。                   | R3. 3. 15          |
| い す み 市   | いすみ市地球温暖化対策実行計画       | 本市の各施設等における事務・事業活動を対象に温室効果ガス排出量の削減に努める。<br>計画期間：平成30（2018）年度～2030年度 削減目標：2030年までに2013年度比40%以上削減                              | H30. 2             |
| 大 網 白 里 市 | 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）    | 本市の施設等（市長部局及び教育部局事務の事業、出先機関等を含めた施設及び公用車）を対象に温室効果ガスの排出量の削減に努め、電気使用量や燃料使用量の削減、廃棄物の減量、リサイクルの推進等にも取り組んでいく。<br>計画期間：平成31年度～令和12年度 | H28. 7<br>H31. 3改定 |
| 酒 々 井 町   | 酒々井町地球温暖化対策実行計画       | 町の事務・事業の実施に際し、温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行する。<br>基準年度：平成25年度。計画年度：令和5年度～令和13年度  | H29. 2<br>R5. 3改定  |
| 栄 町       | 栄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）  | 町の施設等を対象に温室効果ガスの排出量の削減に努める。 計画期間：令和3年度～令和12年度  | R3. 4              |
| 神 崎 町     | 神崎町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） | 町の施設等を対象に温室効果ガスの排出量の削減に努める。 計画期間：令和3年度～令和12年度  | R3. 12             |
| 多 古 町     | 多古町地球温暖化対策実行計画        | 多古町の事務事業の実施にあたり本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。   | H22. 10            |
| 東 庄 町     | 東庄町地球温暖化対策実行計画        | 本町の事務及び事業に関し、温室効果ガス等の削減に取り組み、地球温暖化対策の推進を図る。  | H21. 3             |
| 九 十 九 里 町 | 九十九里町地球温暖化対策実行計画      | 本町の事務及び事業に関し、温室効果ガス等の削減に取り組み、地球温暖化対策の推進を図る。  | H31. 3             |
| 横 芝 光 町   | 横芝光町地球温暖化対策実行計画       | 町の事務事業の実施にあたり本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標に向け省エネや節電対策を行い、地球温暖化対策を推進する。   | R4, 3              |
| 一 宮 町     | 一宮町地球温暖化対策実行計画        | 一宮町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の取組を実行することにより、町民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けての自主的な取組を推進することを目的とする。                                       | H22. 3             |
| 睦 沢 町     | 睦沢町地球温暖化防止実行計画        | 町の事務事業の実施にあたり本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標に向け様々な取組を行い、地球温暖化対策を推進する。  | H23. 7             |
| 長 生 村     | 長生村役場地球温暖化対策実行計画      | 長生村の事務及び事業に関し、職員自らが温室効果ガス排出抑制等の取組を実施し、村民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けて自主的な取組を推進することを目的としている。削減目標：令和12年度までに平成25年度比26%減。               | H21. 4<br>R3. 1改訂  |
| 白 子 町     | 白子町地球温暖化対策実行計画        | 白子町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。  | H23. 3<br>R5. 3改訂  |
| 長 柄 町     | 長柄町地球温暖化対策実行計画        | 長柄町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。  | H23. 3<br>R5. 改訂   |
| 長 南 町     | 長南町地球温暖化対策実施計画        | 長南町の事務事業にあたって、本計画に基づいて温室効果ガスの削減目標にむけて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている。   | H23. 3             |
| 御 宿 町     | 御宿町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） | 御宿町の事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組を推進することを目的としている。  | R4. 3              |
| 鋸 南 町     | 鋸南町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） | 鋸南町の事務及び事業に関し、自らが事業者・消費者として温室効果ガス（二酸化炭素）の排出抑制の取組を実施することにより、住民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けての取組を推進することを目的とする                          | R3. 3              |

12.4 省エネルギー等設備の設置に関する補助制度

| 市町村名  | 名 称                         | 概 要   | 補 助 内 容  |
|-------|-----------------------------|---|--|
| 千 葉 市 | 再エネ・省エネ設備等設置費助成             | 市内の自らが居住する住宅に再生可能エネルギー等設備を設置する者にその費用の一部を助成する。           | 太陽光：上限9万円 太陽熱：5万円<br>エネファーム：5万円 蓄電池：10万円 窓の断熱改修：上限8万円。   |
|       | 中小事業者向け省エネ設備導入費用助成          | 市内の事業所に省エネルギー設備を導入する中小事業者にその費用の一部を助成する。                 | 設置費の1/3上限50万円。   |
|       | ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス購入費用助成      | 市内にネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を建築した市民にその費用の一部を助成する。           | 1戸あたり10万円。   |
|       | 次世代自動車等購入費用助成               | 次世代自動車又は一般住宅用充給電設備を購入した市民にその費用の一部を助成する。                 | 次世代自動車：1台あたり5万円（EV、PHV）、1台あたり30万円（FCV）<br>一般住宅用充給電設備：1件あたり上限25万円。  |
|       | 集合住宅向けEV充電設備設置費助成           | 市内の集合住宅にEV充電設備を設置する者にその費用の一部を助成する。                      | 普通：1基あたり上限20万円、急速：1基あたり上限50万円。   |
|       | 省エネ最適化診断支援                  | 省エネ最適化診断を受診した中小事業者等に、受信診断費用を助成する。                       | 1件あたり上限21千円。   |
|       | ZEBプランニング支援                 | ZEBのプランニングを完了した事業者に、プランニングに要する費用の一部を助成する。               | 上限50万円。  |
| 銚 子 市 | 銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金        | 住宅用脱炭素化設備を導入する方に設置費用の一部を補助する。                           | 窓の断熱改修：上限8万円（補助対象経費の1/4）<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円<br>太陽熱利用システム：上限5万円<br>家庭用燃料電池システム：上限10万円（停電時自立運転機能あり）<br>家庭用燃料電池システム：上限5万円（停電時自立運転機能なし）<br>電気自動車：上限15万円（住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設あり）<br>電気自動車：上限10万円（住宅用太陽光発電設備併設あり）<br>V2H充放電設備：上限25万円（補助対象経費の1/10） |
| 市 川 市 | スマートハウス普及促進事業               | 太陽光は平成12年度、エネファーム、蓄電池は平成25年度、太陽熱は平成27年度から実施。            | 太陽光発電設備：1kWあたり2万円、上限9万円<br>市内事業者施工の場合は、1kWあたり2万5千円、上限112,500円<br>※既築の住宅に設置する場合で、エネルギー管理システム又は定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていること<br>家庭用燃料電池システム：上限10万円<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円 ※太陽光発電設備を設置していること<br>太陽熱利用システム：強制循環型のみ上限5万円                                  |
|       | 省エネ・創エネ設備設置費等補助金交付事業        | 市内の中小事業者等を対象に、省エネ・創エネ設備の設置費、改修工事費の一部を補助する。令和3年度から実施。    | 太陽光発電設備：1kWあたり2万円、上限20万円 市内施工業者の場合は、1kWあたり2万5千円、上限25万円<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：補助対象経費の1/3（上限20万円）<br>エネルギー管理システム：補助対象経費の1/3（上限5万円）<br>省エネ改修：補助対象経費の1/3（上限20万円）   |
|       | 電気自動車等導入費補助金交付事業            | 市民、事業者等を対象に、電気自動車又はV2H充放電設備を導入したその費用の一部を補助する。令和3年度から実施。 | 電気自動車：（一社）次世代自動車振興センターによるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の1/4（上限10万円）<br>V2H充放電設備：導入に要した経費（上限5万円）   |
|       | 市川市あんしん住宅助成事業補助金            | 市民が所有し居住する既存住宅を対象に、省エネ性能を向上させる改修工事費の一部を補助する。平成25年度から実施。 | 窓・ドア・壁・床・天井の断熱化、高断熱浴槽への変更、屋根等の高反射率塗料の塗布：補助対象経費の1/3（上限10万円）   |
| 船 橋 市 | 住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金 | 平成21年度から実施。   | 太陽光発電システム：2万円/kW 上限9万円<br>エネファーム：（自立運転機能有）10万円。機能なしは5万円<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：7万円<br>太陽熱利用システム：（強制循環型）5万円  |
|       | 次世代自動車等導入事業補助金              | 令和4年度のみ実施   | 電気自動車：（太陽光・V2H併設）15万円。（太陽光のみ）10万円<br>V2H：（太陽光・電気自動車併設）設備購入費用の1/10 上限25万円   |

|      |                          |  |  |
|------|--------------------------|--|--|
| 館山市  | 館山市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金 | 地球温暖化の防止及び家庭におけるエネルギーの安定確保及び家庭におけるエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用設備を設置する方に対し補助金を交付する。 | <p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）<br/>         停電時自立運転機能あり：上限10万円 停電時自立運転機能なし：上限5万円<br/>         定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>太陽熱利用システム：上限5万円</p> <p>窓の断熱改修：補助対象経費の1/4（上限8万円）</p> <p>電気自動車：住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合：上限15万円<br/>         住宅用太陽光発電設備を併設する場合：上限10万円</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費の1/10（上限25万円）</p>                      |
| 木更津市 | 木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業       | 地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備等の導入に対し助成を行う。     | <p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：自立運転機能を有するエネファームは100,000円<br/>         その他は50,000円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：70,000円</p> <p>太陽熱利用システム：50,000円 ※自然循環型は除く</p> <p>窓の断熱改修：補助率1/4、上限80,000円 ※既存住宅のみ</p> <p>電気自動車：EV、V2H、太陽光発電設備の3点が揃う場合は150,000円<br/>         EV、太陽光発電設備の2点が揃う場合は100,000円</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費の10分の1（上限250,000円）</p> |
| 松戸市  | 松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業    | 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車を導入（購入・リース）した個人及び事業者に対し補助する。                      | <p>電気自動車：上限3万円 燃料電池自動車：上限5万円</p> <p>電気自動車（太陽光併設）、プラグインハイブリッド自動車（太陽光併設）：上限10万円 ※個人のみ</p> <p>電気自動車（太陽光・V2H併設）、プラグインハイブリッド自動車（太陽光・V2H併設）：上限15万円 ※個人のみ</p>   |
|      | 松戸市電気自動車充電設備設置促進事業       | 市内事業所及び集合住宅に電気自動車用充電設備を設置する個人、事業者、マンション管理組合等に補助する。                             | <p>【事業所用充電設備】<br/>         急速充電設備：補助対象経費の2分1（上限40万円）<br/>         普通充電設備：補助対象経費の2分の1（上限10万円）</p> <p>【集合住宅用充電設備】<br/>         住民のみ利用可能：補助対象経費の3分の1（1基あたり上限50万円）<br/>         住民以外も利用可能：補助対象経費の3分の2（1基あたり上限100万円）<br/>         住民の合意形成のための資料：上限15万円</p>  |
|      | 松戸市住宅用省エネルギー設備設置促進事業     | 各省エネルギー設備の設置に対し補助する。   | <p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円</p> <p>太陽熱利用システム：上限5万円</p> <p>窓の断熱改修：補助対象経費の4分の1（上限8万円）</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費の10分の1（上限25万円）</p>  |
|      | 松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業       | 市内にゼロエネルギー住宅（ZEH）及びライフサイクルカーボンマイナス住宅（LCCM）を購入等した個人に対し補助する。                     | ZEH：上限20万円 LCCM：上限50万円   |
|      | 松戸市集合住宅LED照明改修促進事業       | 市内の集合住宅の共用部分にLED照明設備を設置した個人、事業者、マンション管理組合に対し補助する。                              | LED照明：補助対象経費の4分の1（上限30万円）  |
|      | 松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業    | 市内の事業所にゼロエネルギービルの購入等及び省エネ診断による設備改修等の実施を行った事業者に対し補助する。                          | <p>ゼロエネルギービルの購入等：上限100万円</p> <p>省エネ診断による設備改修等の実施：上限40万円</p> <p>※対象事業所がまっとう脱炭素社会推進事業所に登録されている場合、補助額に対して1割を上乗せ</p>   |
| 野田市  | 野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金     | 家庭における地球温暖化対策の促進及び電力の強靱化を図ることを目的とし、補助対象設備を導入した市民へ設置経費の一部を補助する。                 | <p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：（上限10万円）</p> <p>停電時自立運転機能あり：上限10万円、停電時自立運転機能なし：上限5万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電池システム：上限7万円</p> <p>窓の断熱改修：補助対象経費×1/4（上限8万円）</p> <p>太陽熱利用システム：上限5万円</p> <p>電気自動車：住宅用太陽光発電設備及び一般住宅用充給電設備を併設する場合（上限15万円）<br/>         ：住宅用太陽光発電設備を併設する場合（上限10万円）</p> <p>一般住宅用充給電設備：補助対象経費×1/10（上限25万円）</p>                 |

|      |                      |   |   |
|------|----------------------|---|---|
| 茂原市  | 茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業    | 令和4年4月1日から実施。家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する市民に対し、経費の一部を補助。  | 太陽光発電システム：出力1kWあたり2万円（上限9万円）<br>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限15万円<br>蓄電池：上限7万円<br>窓の断熱改修：補助対象経費の4分の1（上限8万円）<br>太陽熱利用システム：上限5万円<br>電気自動車：太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合、上限15万円<br>太陽光発電システムを併設する場合、上限10万円<br>V2H充放電設備：補助対象経費の10分の1（上限25万円）  |
| 成田市  | 住宅用省エネルギー設備設置費補助金    | 環境負荷の低減を図り、地球温暖化防止等環境の保全に資することを目的として、住宅用省エネルギー設備を新たに設置した市民に対し、補助金を交付する。 | 住宅用太陽光発電システム：太陽電池モジュールの最大出力1kWあたり2万円（上限9万円）<br>住宅用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）：1設備あたり上限額10万円を補助<br>住宅用定置用リチウムイオン蓄電池：1設備あたり上限額10万円を補助<br>住宅用エネルギー管理システム機器（HEMS）：1設備あたり上限額1万円を補助<br>住宅用太陽熱利用システム：1設備あたり上限額5万円を補助<br>住宅用地中熱利用システム：1設備あたり上限額10万円を補助<br>断熱窓：補助対象経費の4分の1（上限8万円）<br>電気自動車：（太陽光発電の未併設の場合）1車両あたり上限10万円を補助<br>（太陽光発電、V2H充放電設備併設の場合）1車両あたり上限15万円を補助<br>V2H充放電設備：補助対象経費の10分の1（上限25万円） |
| 佐倉市  | 佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため住宅用設備等を導入する市民に対し、補助金を交付する。                | 家庭用燃料電池システム：自立運転機能あり10万円 自立運転機能なし5万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：7万円<br>太陽熱利用システム：5万円<br>窓の断熱改修：補助対象経費×1/4（上限8万円）<br>電気自動車：10万円（V2H併設の場合は15万円）<br>V2H充放電設備：補助対象経費×1/10（上限25万円）   |
| 東金市  | 東金市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため住宅用設備等を導入する市民に対し、補助金を交付する。                | 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円<br>電気自動車、PHV（V2H充放電設備を併設している場合）：上限15万円<br>電気自動車、PHV（V2H充放電設備を併設していない場合）：上限10万円<br>V2H充放電設備（電気自動車又はPHVと住宅の間で相互に電力を供給できる設備）：設備本体の導入費（補助対象経費）の10分の1、上限25万円  |
| 旭市   | 旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金   | 平成22年度から実施。   | 太陽光発電設備：2万円/1kW、上限10万円<br>家庭用燃料電池システム：上限5万円<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円<br>太陽熱利用システム：上限5万円   |
| 習志野市 | 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金    | 住宅用省エネルギー設備等を設置した人に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助する。                          | 家庭用燃料電池システム（エネファーム）：市営の都市ガス上限30万円、市営の都市ガス以外上限10万円<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円<br>窓の断熱改修：上限8万円<br>太陽熱利用システム：上限5万円<br>電気自動車：上限15万円<br>V2H充放電設備：上限25万円   |

|      |                                 |   |  |
|------|---------------------------------|---|--|
| 柏市   | 柏市エコハウス促進総合補助金                  | 住宅用省エネルギー設備を導入する者・エコ窓改修をする者に対し、費用の一部を補助する。  | エコ窓改修：補助対象経費×1/4（上限8万円）<br>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：自立運転機能あり 上限10万円／自立運転機能なし 上限5万円<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円<br>V2H充電設備：補助対象経費×1/10（上限25万円）<br>電気自動車：太陽光及びV2H併設 上限15万円／太陽光併設 上限10万円   |
| 勝浦市  | 勝浦市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金            | 家庭における地球温暖化対策の推進に加え、電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する方に対し、その経費の一部を補助する。                                 | 家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円<br>電気自動車・プラグインハイブリッド自動車<br>・住宅用太陽光発電設備及びV2H充電設備を併設する場合：上限15万円<br>・住宅用太陽光発電設備を併設する場合：上限10万円<br>V2H充電設備：補助対象経費×1/10（上限25万円）   |
| 市原市  | 市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金            | 家庭における地球温暖化対策促進のため、自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した市民の方に、補助金を交付する。                                 | 太陽光発電システム：1kW当たり2万円（上限9万円）   |
|      | 市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金              | 家庭における地球温暖化対策推進のため、脱炭素化及び電力の強靱化に資する住宅用設備等を導入した市民の方に、補助金を交付する。                                 | 家庭用燃料電池システム：上限10万円（停電時自立運転機能ありの場合） 上限5万円（なしの場合）<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円<br>断熱窓（窓の断熱改修）：補助対象経費×1/2、上限16万円<br>太陽熱利用システム：上限5万円<br>電気自動車：上限30万円（V2H充電設備を併設する場合） 上限20万円（併設しない場合）<br>V2H充電設備：補助対象経費×1/5、上限50万円   |
| 流山市  | 住宅用省エネルギー設備等脱炭素化促進補助事業          | 地球温暖化対策として、住宅用省エネルギー設備等を設置する市民に対し、補助金を交付。   | 太陽光発電設備<br>・新築住宅1万5千円/kW（上限6万円、HEMS併設1万円上乗せ）、太陽光・蓄電池併設で5万円上乗せ。<br>・既存住宅2万5千円/kW（上限10万円、HEMS併設2万円上乗せ）、太陽光・蓄電池併設で5万円上乗せ。<br>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：10万円（停電時自立運転機能がない場合は5万円）<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：7万円、太陽光・蓄電池併設で5万円上乗せ。<br>電気自動車：10万円（V2H充電設備が併設の場合は15万円）<br>V2H充電設備：購入費の10分の1（上限25万円）<br>太陽熱利用システム：5万円<br>断熱窓：設置に要した費用の4分の1（上限8万円） |
|      | 太陽光発電初期費用ゼロ促進補助事業               | 令和3年度より開始。流山市に登録された補助事業が実施するゼロ円ソーラープランに基づいて、流山市内の住宅・事業所等に太陽光発電設備を設置する場合に、サービスの提供に要する費用の一部を補助。 |  |
|      | 流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助金事業 | 令和4年度より開始。流山市内の集合住宅、商業施設等に電気自動車等の充電設備を設置した場合に補助。  | 集合住宅：普通充電設備（上限30万円）<br>商業施設等：普通充電設備、急速充電設備（上限20万円）   |
| 八千代市 | 八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金           | 住宅用設備等を導入する方に、費用の一部を補助する。   | 家庭用燃料電池システム（エネファーム）：停電時自立運転機能あり 上限10万円<br>停電時自立運転機能なし 上限5万円<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円<br>窓の断熱改修：補助対象経費の1/4（上限8万円）<br>太陽熱利用システム：上限5万円<br>電気自動車：住宅用太陽光発電設備及びV2H充電設備併設 上限15万円<br>住宅用太陽光発電設備併設 上限10万円<br>V2H充電設備：補助対象経費の1/10（上限25万円）   |
| 我孫子市 | 我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金           | 地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用脱炭素化にかかわる設備等を新たに設置した者に対し補助金を交付する。                                 | 太陽光発電システム：蓄電池またはHEMS併設に限る。<br>住宅の新築工事と同時施工は対象外。1kW当たり2万円、上限9万円。<br>（市内事業者と契約の場合は1万円加算、ただし合計の上限10万円。）   |

|      |                                  |  |   |
|------|----------------------------------|--|---|
| 我孫子市 | 我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金            | 地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用脱炭素化にかかる設備等を新たに設置した者に対し補助金を交付する。 | <p>太陽熱利用システム：上限5万円</p> <p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：①停電時自立機能有：上限10万円 ②自立機能なし：上限5万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>窓の断熱改修：住宅の新築工事と同時施工は対象外。上限8万円。</p> <p>電気自動車：①住宅用太陽光発電及びV2H併設の場合：上限15万円<br/>②住宅用太陽光発電併設の場合：上限10万円</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費の10分の1（上限25万円）</p>   |
| 鴨川市  | 鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金             | 家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため住宅用設備等の設置等を行う者に対し補助金を交付する。     | <p>家庭用燃料電池システム（エネファーム） 停電時自立機能あり：上限10万円 停電時自立機能なし：上限5万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円（平成21年度から実施）</p> <p>窓の断熱設備：補助対象経費の1/4 上限8万円（令和2年度から実施）</p> <p>太陽熱利用システム：上限5万円</p> <p>電気自動車（令和4年度から実施）<br/>住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設：上限15万円<br/>住宅用太陽光発電設備を併設：上限10万円</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費の1/10（上限25万円）（令和4年度から実施）</p>   |
| 鎌ヶ谷市 | 鎌ヶ谷市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備等設置促進事業 | 右記の7設備の設置する者に対し、補助金を交付する。                                    | <p>太陽光発電システム：平成22年度から実施<br/>令和3年度以降に設備の設置工事を着手完了している場合、1kwあたり1万円、上限3万円。</p> <p>燃料電池システム（エネファーム）：平成23年度から実施<br/>令和4年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合、<br/>①停電時自立運転機能あり 上限12万円 ②停電時自立運転機能なし 上限7万5千円。<br/>令和3年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合、<br/>①停電時自立運転機能あり 上限4万円 ②停電時自立運転機能なし 上限2万5千円。</p> <p>リチウムイオン蓄電池システム：（平成25年度から実施）<br/>令和4年度に設備の設置工事に着手し、完了し、太陽光発電システムを設置している場合、上限10万円。<br/>令和3年度に設備の設置工事に着手し、完了し、太陽光発電システムを設置している場合、上限4万円。</p> <p>太陽熱利用システム：平成28年度から実施<br/>令和4年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合、上限7万5千円。<br/>令和3年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合、上限2万5千円。</p> <p>窓の断熱改修：令和3年度から実施<br/>令和4年度に既築住宅において、設備の工事に着手し、完了した場合、補助対象経費の1/4（上限8万円）<br/>令和3年度に既築住宅において、設備の設置工事に着手し、完了した場合、補助対象経費の1/4（上限4万円）。</p> <p>V2H充放電設備：令和4年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合、補助対象経費の1/10（上限25万円）。</p> <p>電気自動車：令和4年度に登録されており、①太陽光発電システム及びV2H充放電設備を設置している場合、上限15万円<br/>②太陽光発電システムのみ設置している場合、上限10万円。</p> |
| 君津市  | 君津市家庭用省エネ・再エネ設備等導入促進事業           | 家庭用省エネ・再エネ設備等を導入する者に対し、設置に要する経費の一部を補助する。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電システム：2万円/kW、上限5万円。（平成17年度から実施）</li> <li>※但し、定置用リチウムイオン蓄電システムまたはエネルギー管理システム（HEMS）のうちいずれかの設備を併設し、かつ、既築住宅に設置する場合は対象となる。</li> <li>・家庭用燃料電池システム（エネファーム）：①「停電時自立運転機能あり」上限10万円。<br/>②「停電時自立運転機能なし」上限5万円。（平成25年度から実施）</li> <li>・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円。（平成29年度から実施）</li> <li>※但し、住宅用太陽光発電システムが併設された住宅に設置する場合は対象となる。</li> <li>・窓の断熱改修：補助対象経費×1/4、上限8万円。（令和4年度から実施）</li> <li>※但し、既築住宅に設置する場合は対象となる。</li> <li>・電気自動車：①「住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設」上限15万円。<br/>②「住宅用太陽光発電システムを併設する場合」上限10万円。（令和4年度から実施）</li> <li>・V2H充放電設備：補助対象経費×1/10、上限25万円。（令和4年度から実施）</li> <li>※但し、住宅用太陽光発電システム及び電気自動車を併設及び導入された住宅に設置する場合は対象となる。</li> </ul>  |
| 富津市  | 富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金             |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用燃料電池システム（エネファーム）：停電時自立運転機能あり 上限10万円<br/>停電時自立運転機能なし 上限5万円（平成29年度から実施）</li> <li>・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円（平成29年度から実施）</li> <li>・窓の断熱改修：補助対象経費×1/4 上限8万円（令和2年度から実施）</li> <li>・電気自動車：住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設 上限15万円<br/>住宅用太陽光発電設備併設 上限10万円（令和4年度から実施）</li> <li>・V2H充放電設備：住宅用太陽光発電設備の併設及び電気自動車の導入<br/>補助対象経費×1/10 上限25万円（令和4年度から実施）</li> </ul>   |

|      |                       |  |  |
|------|-----------------------|--|--|
| 浦安市  | 浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業     | 平成15年度から実施。地球温暖化の防止、資源の有効活用、エネルギーの有効利用等地球環境の保全を図るため、自ら居住し、または居住しようとする住宅に対象設備を設置する方（建売住宅を購入する場合を含む）に、その設置費用の一部の補助を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用燃料電池システム：上限額10万円</li> <li>・リチウムイオン蓄電システム：上限額7万円</li> <li>・断熱窓：上限額8万円</li> <li>・太陽熱利用システム：上限額5万円</li> <li>・電気自動車：上限額10万円（V2H有）</li> <li>・電気自動車：上限額15万円（V2H無）</li> <li>・V2H：上限額25万円</li> </ul>  |
| 四街道市 | 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金     | 平成29年度から実施。自らが居住する市内の住宅に省エネルギー設備等を設置した者に対し、補助金を交付する。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①家庭用燃料電池システム（停電時自立運転機能がある場合）：上限10万円<br/>（停電時自立運転機能がない場合）：上限5万円</li> <li>②定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</li> <li>③窓の断熱改修：上限8万円</li> <li>④電気自動車（住宅用太陽光発電設備及びV2H充電設備を併用する場合）：上限15万円<br/>（住宅用太陽光発電設備を併用する場合）：上限10万円</li> <li>⑤V2H充電設備：上限25万円</li> </ul>                                  |
| 袖ヶ浦市 | 袖ヶ浦市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 地球温暖化対策の推進や電力の強靱化を図るため、住宅用省エネルギー設備等を設置する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付している。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネファーム 1件あたり上限10万円（停電時自立運転機能あり）</li> <li>・定置用リチウムイオン電池システム 1件あたり上限7万円</li> <li>・窓の断熱改修 補助対象経費の4分の1 上限8万円</li> <li>・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車<br/>上限15万円（住宅用太陽光発電設備及びV2H充電設備併設）<br/>上限10万円（住宅用太陽光発電設備併設）</li> <li>・V2H充電設備 補助対象経費の10分の1 上限25万円</li> </ul>                          |
| 八街市  | 八街市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金  | 居住する住宅に住宅用省エネルギー設備等を設置した方に対し、予算の範囲以内において補助金を交付する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：停電時自立運転機能有り 上限10万円<br/>停電時自立運転機能無し 上限5万円</li> <li>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</li> <li>電気自動車：（住宅用太陽光発電設備及びV2H充電設備併設） 上限15万円<br/>（住宅用太陽光発電設備併設） 上限10万円</li> <li>V2H充電設備：補助対象経費×1/10（上限25万円）</li> </ul>  |
| 印西市  | 印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金  | 地球温暖化の防止、家庭におけるエネルギーの安定確保、エネルギー利用の効率化及び最適化を図るため、住宅用設備等を導入した方に対し、補助金を交付する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用燃料電池システム（エネファーム）※停電時自立運転機能あり：上限10万円<br/>※停電時自立運転機能なし：上限5万円</li> <li>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</li> <li>窓の断熱改修：補助対象経費の1/4、上限8万円</li> <li>太陽熱利用システム：上限5万円</li> <li>電気自動車※太陽光発電設備・V2H充電設備併設：上限15万円<br/>※太陽光発電設備のみ併設：上限10万円</li> <li>V2H充電設備：補助対象経費の1/10、上限25万円</li> </ul>        |
| 白井市  | 白井市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金 | 住宅用省エネルギー設備等を設置した人へ設置費の一部を補助する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽熱利用システム：上限5万円</li> <li>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：停電時自立運転機能あり 上限10万円<br/>停電時自立運転機能なし 上限5万円</li> <li>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</li> <li>窓の断熱改修：補助対象経費の1/4（上限8万円）</li> <li>電気自動車：住宅用太陽光発電設備及びV2H充電設備を併設 上限15万円<br/>住宅用太陽光発電設備を併設 上限10万円</li> <li>V2H充電設備：補助対象経費の1/10（上限25万円）</li> </ul> |



|       |                       |  |  |
|-------|-----------------------|--|--|
| 富里市   | 富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金   | 地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する方に、その設置費用の一部を補助する。           | 家庭用燃料電池システム（エネファーム）：停電時自立運転機能あり 上限10万円<br>停電時自立運転機能なし 上限5万円<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円<br>窓の断熱改修：補助対象経費×1/4（上限8万円）<br>太陽熱利用システム：上限5万円   |
| 南房総市  | 南房総市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 | 家庭における地球温暖化対策促進のため、既存の住宅に省エネルギー設備を設置する個人に対し、補助金を交付する。                            | ・家庭用燃料電池（エネファーム）：上限5万円<br>・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円<br>・窓の断熱改修：補助対象経費×1/4（上限8万円）<br>・太陽熱利用システム：上限5万円<br>・電気自動車：太陽光発電設備及びV2H充電設備併設15万円、太陽光発電設備併設10万円<br>・V2H充電設備：補助対象経費×1/10（上限25万円）  |
| 匝瑳市   | 住宅用太陽光発電システム設置助成事業    | 平成24年度から実施。  | 住宅用太陽光発電システムを設置する人に対し、出力値1kWあたり補助金2万円（既築住宅上限9万円、新築住宅上限4万円）、奨励金1万円（既築住宅上限4万5千円、新築住宅上限2万円）を助成。   |
| 香取市   | 香取市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金  | 平成23年度から太陽光発電システム補助から始まり、平成25年度から県補助要綱に合わせて、つぎの省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を助成している。     | 太陽光発電システム：1kW当たり2万円 上限（既築）9万円・（新築）4万円<br>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限5万円<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円<br>エネルギー管理システム（HEMS）：上限1万円<br>太陽熱利用システム：上限5万円（平成27年8月から）<br>薪ストーブ：上限5万円（平成29年2月から）<br>電気自動車（EV）：太陽光発電システムと併設 10万円 太陽光発電システムとV2H併設 15万円<br>V2H充電設備：上限25万円 |
| 山武市   | 住宅用省エネルギー設備等設置補助金     | 家庭における地球温暖化対策の推進や電力の強靭化を図るため、住宅用の脱炭素化設備等を導入する方に対し、導入費用の一部を補助する。                  | 家庭用燃料電池システム（エネファーム）：停電時自立運転機能あり 上限10万円<br>：停電時自立運転機能なし 上限5万円<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円<br>窓の断熱改修：補助対象経費×1/4（上限8万円）<br>太陽熱利用システム：上限5万円<br>電気自動車：住宅用太陽光発電設備及びV2H充電設備を併設 上限15万円<br>：住宅用太陽光発電設備を併設 上限10万円<br>V2H充電設備：補助対象経費×1/10（上限25万円）                   |
| いすみ市  | いすみ市住宅用設備脱炭素化促進事業補助金  | 家庭における地球温暖化対策の推進及び電力の強じん化を図るため、市内の住宅において住宅用設備脱炭素化促進事業を実施する者に補助金を交付する。            | 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円   |
| 大網白里市 | 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金     | 令和4年4月1日施行。家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靭化を図るため、住宅用設備等を導入した市補助金交付基準を満たした者に対し、補助金を交付する。 | 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 停電時立運転機能ありの場合 上限10万円<br>停電時立運転機能なしの場合 上限5万円<br>定置用リチウムイオン蓄電システム 上限7万円<br>窓の断熱改修 補助対象経費×1/4 上限8万円<br>太陽熱利用システム 上限5万円<br>電気自動車 住宅用太陽光発電設備及びV2H充電設備を併設した場合 上限15万円<br>住宅用太陽光発電設備を併設した場合 上限10万円<br>V2H充電設備 補助対象経費×1/10 上限25万円           |

|       |                            |   |  |
|-------|----------------------------|---|--|
| 酒々井町  | 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金          | 家庭での地球温暖化対策を実施するため、住宅用設備等を設置する方に対し、設置費用の一部を補助します。   | 太陽光発電システム(新築に限る) 3万円/kw(上限6万円)<br>家庭用燃料電池システム(停電時自立運転機能あり) 10万円<br>定置用リチウムイオン蓄電システム 14万円<br>窓の断熱改修 補助対象経費×1/4(上限8万円)<br>電気自動車・プラグインハイブリッド自動車(太陽光、V2H併設) 15万円<br>電気自動車・プラグインハイブリッド自動車(太陽光併設) 10万円<br>V2H充放電設備 補助対象経費×1/10(上限25万円)   |
| 栄町    | 住宅用脱炭素化促進設備等設置費補助金         | 家庭における地球温暖化対策の推進に加え、エネルギーの安定確保やエネルギー利用の効率化を図るため、住宅用脱炭素化促進設備などを設置する町民に対し補助金を交付する。(令和4年5月19日改正、施行)        | 家庭用燃料電池システム 上限10万円(停電時自立運転機能あり) 上限5万円(停電時自立運転機能なし)<br>定置用リチウムイオン蓄電システム 上限7万円(住宅用太陽光発電設備の併設が条件)<br>窓の断熱改修 補助対象経費の1/4 上限8万円(既存住宅のみ対象)<br>太陽熱利用システム 上限5万円<br>電気自動車 上限15万円(住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備の併設が条件)<br>上限10万円(住宅用太陽光発電設備の併設が条件)<br>V2H充放電設備 上限25万円(住宅用太陽光発電設備の併設、電気自動車の導入が条件) |
| 神崎町   | 神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金       | 平成23年度から実施。令和5年4月1日に一部改正。太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電システムを同時設置する者に対し、補助金を交付する。                                | 太陽光発電システム：1kWあたり1万円(上限4万円)<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円   |
| 多古町   | 多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金        | 平成23年10月1日施行。平成29年4月1日全部改正。令和4年4月1日一部改正。令和5年4月1日一部改正。   | 太陽光発電システム：上限18万円<br>太陽熱システム：上限10万円<br>家庭熱燃料電池システム：上限20万円<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：14万円  |
| 東庄町   | 東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金     | 令和4年4月から実施。地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、設置費の一部を助成している。                             | 太陽光発電システム：上限8万円<br>家庭用燃料電池システム(エネファーム)：停電時自立運転機能ありの場合上限20万円<br>停電時自立運転機能なしの場合上限10万円<br>太陽熱システム：上限5万円<br>住宅用エネルギー管理システム機器(HEMS)：上限1万円<br>電気自動車：住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合上限30万円<br>住宅用太陽光発電システムを併設する場合上限20万円<br>V2H充放電設備：補助対象経費の10分の1(上限25万円)                              |
| 九十九里町 | 九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付事業 | 令和4年4月1日制定。家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を活用し、予算の範囲内において、補助金を交付する。 | 家庭用燃料電池システム(エネファーム)：停電時自立運転機能ありの場合10万円<br>停電時自立運転機能なしの場合5万円<br>定置用リチウムイオン蓄電システム：7万円<br>断熱窓：補助対象経費の4分の1(上限8万円)<br>太陽熱利用システム：5万円<br>電気自動車：住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合15万円<br>住宅用太陽光発電システムを併設する場合10万円<br>V2H充放電設備：補助対象経費の10分の1(上限25万円)  |
| 芝山町   | 芝山町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱   | 平成23年9月20日策定。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。             |  |

|         |                           |  |  |
|---------|---------------------------|--|--|
| 横 芝 光 町 | 横芝光町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付事業 | 家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を活用し、予算の範囲内において、補助金を交付する。                         | <p>設置用リチウムイオン蓄電システム：7万円(上限)</p> <p>電気自動車：太陽光発電システム及びV2H充電併設15万円(上限)<br/>太陽光発電システム設置のみ10万円(上限)</p> <p>プラグインハイブリッド自動車：太陽光発電システム及びV2H充電併設15万円(上限)<br/>太陽光発電システム設置のみ10万円(上限)</p> <p>V2H充電設備：補助対象経費の10分の1(ただし上限25万円)</p>  |
| 一 宮 町   | 一宮町住宅省エネルギー設備設置補助金交付要綱    | 平成25年9月27日制定。地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。                        | <p>家庭用燃料電池システム(エネファーム)：上限5万円</p> <p>設置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円</p>  |
| 睦 沢 町   | 睦沢町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金      | 令和4年6月、新要綱により事業を実施し、設置用リチウムイオン蓄電池を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。  | 設置用リチウムイオン蓄電システム：上限14万円  |
| 長 生 村   | 長生村住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金      | 住宅用設備等を設置する者に対し、補助金を交付。(令和4年6月14日制定)   | <p>家庭用燃料電池システム：上限10万円</p> <p>太陽熱利用システム：上限5万円</p> <p>設置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>窓の断熱改修：上限8万円</p> <p>電気自動車：上限15万円</p> <p>V2H充電設備：上限25万円</p>   |
| 白 子 町   | 住宅用脱炭素化設備等設置補助金           | 令和4年度から実施。家庭における地球温暖化対策に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を設置する者に対し、補助金を交付する。  | <p>家庭用燃料電池システム(エネファーム)：停電時自立運転機能有り 上限20万円<br/>停電時自立運転機能無し 上限10万円</p> <p>設置用リチウムイオン蓄電システム：上限14万円</p>  |
| 長 柄 町   | 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金         | 平成23年度から実施。家庭における地球温暖化対策促進を目的とし、設備設置する者に対し補助金を交付する。  | <p>家庭用燃料電池システム：上限10万円</p> <p>設置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>電気自動車：上限15万円(太陽光、V2H併設) 上限10万円(太陽光併設)</p> <p>V2H充電設備：上限25万円</p>   |
| 長 南 町   | 長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金      | 平成25年4月2日施行。家庭における地球温暖化対策促進を目的とし、設備設置する者に対し補助金を交付する。   | <p>太陽熱利用システム：上限5万円</p> <p>設置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円</p>  |
| 大 多 喜 町 | 大多喜町住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金 | 平成29年4月18日施行。家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、補助金を交付する。  | <p>太陽光発電システム：上限18万円</p> <p>設置用リチウムイオン蓄電システム：20万円</p>   |
| 御 宿 町   | 御宿町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金      | 令和4年10月27日施行。家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、補助金を交付する。  | <p>家庭用燃料電池システム(エネファーム)自立運転機能あり：上限10万円</p> <p>家庭用燃料電池システム(エネファーム)自立運転機能なし：上限5万円</p> <p>設置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>太陽熱利用システム：上限5万円</p> <p>窓の断熱改修：対象経費1/4 上限8万円</p> <p>電気自動車(太陽光、V2H併設)：上限15万円</p> <p>電気自動車(太陽光併設)：上限10万円</p> <p>V2H充電設備：対象経費1/10 上限25万円</p> |
| 鋸 南 町   | 鋸南町住宅用設備等脱炭素化補助事業補助金      | 令和4年4月1日制定。家庭における地球温暖化対策の推進のため、家庭用住宅電池システム(エネファーム)・設置用リチウムイオン蓄電システム・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H充電設備を導入する方に対して、補助金を交付する。 | <p>家庭用燃料電池システム(エネファーム)：上限10万円</p> <p>設置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>電気自動車・プラグインハイブリッド車<br/>住宅用太陽光発電設備及びV2H充電設備を併設する場合：上限15万円<br/>住宅用太陽光発電設備を併設する場合：上限10万円</p> <p>V2H充電設備：補助対象経費×1/10(上限25万円)</p>  |

## 12.5 地球環境保全のための事業

| 市町村名    | 名 称                       | 内 容   |
|---------|---------------------------|---|
| 千 葉 市   | 千葉市地球環境保全協定               | 事業者と「地球環境保全協定」を締結し、省エネ対策や廃棄物の削減あるいはエコドライブの推進等、地球環境に配慮した自主的な活動を促進している。   |
|         | ちばしエコライフカレンダー             | 家庭において、地球温暖化対策や環境保全に対する意識の高揚を図るため、身近な取組事例や環境家計簿機能を盛り込んだ「ちばしエコライフカレンダー」を作成・配布した。   |
| 市 川 市   | 環境保全協定                    | 事業者が環境負荷低減を自ら継続的に実施するため、理念や手続きを示した環境保全協定と、温室効果ガスの排出抑制やグリーン購入の促進等の具体的な取組を示した細目協定からなる。  |
|         | 市川市環境活動推進員（エコライフ推進員）制度    | 市から委嘱された30人の環境活動推進員（エコライフ推進員）が市民に対しエコライフ（環境にやさしい生活）への取り組みを提案し、実践を促すことで、市民レベルでの二酸化炭素の削減を図る。  |
| 船 橋 市   | 環境家計簿「ふなばしエコノート」          | 電気とガスの使用量から、家庭での二酸化炭素排出量を簡単に計算できる「ふなばしエコノート」の利用を推進しており、一定期間利用した市民を対象に抽選で景品が当たるキャンペーンを実施し、更なる利用推進に努めている。   |
|         | 船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣制度       | 市内の市民活動団体や町会・自治会等が実施する学習会等に指導員又は講師として船橋市地球温暖化防止活動推進員を派遣している。  |
|         | 緑のカーテンの促進                 | 地球温暖化防止のため、公民館等の公共施設や家庭で緑のカーテンづくりができるよう、市民・公共施設へゴーヤの苗1,800株、種100袋（公共施設のみ）を配布した。市民等による取組を広めるために、緑のカーテンを市内で育成した市民等を対象に抽選で景品が当たるキャンペーンを実施した。また、令和4年度はより効果的な地球温暖化に関する意識啓発を図るため、環境家計簿「ふなばしエコノート」の普及事業と併せて普及啓発を行った。 |
|         | こどもエコクラブ支援事業              | こどもエコクラブに対し定期的に環境情報の提供を行っている。   |
| 館 山 市   | 館山市バイオマスタウン構想             | 平成21年3月策定。市内でのバイオマス利活用方法、推進体制、利活用目標を定め、資源を有効活用した持続可能な循環型社会を目指している。  |
|         | 館山市地域新エネルギービジョン           | 平成15年2月策定。地域内に存在し利活用が期待される太陽光や風力などの自然エネルギーを始めとする「新エネルギー」の導入促進の基本方針としている。  |
| 成 田 市   | 成田市地球環境保全協定               | 平成25年4月から実施。温暖化などの地球環境問題への対策として、事業者と市で協定を締結し、協働して環境保全活動を実施する。   |
| 佐 倉 市   | 環境保全協定                    | 事業者の自主的、主体的な環境保全対策（公害防止対策、環境に対する負荷の低減対策、自然環境や景観の保全、地球環境問題への対応、廃棄物等の処理など）を推進するため環境保全協定を締結している。   |
|         | 緑のカーテンの促進                 | 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を減らすため、CO <sub>2</sub> 削減・夏の節電対策として、ゴーヤや朝顔などのつる性植物を育てる「緑のカーテン」を推進し、市民等による取組を広めるために「緑のカーテン写真展」を開催した。   |
| 習 志 野 市 | 森林整備事業等に関する協定             | 令和5年3月に南房総市との協定を締結。対象森林の保全及び地球温暖化対策の推進並びに自治体相互の交流促進を図ることを目的とする。   |
| 柏 市     | 太陽光発電設備設置運営事業（土地貸し）       | 未利用地であった小学校跡地を貸し付け、民間事業者が太陽光発電設備（500kW）を設置。   |
| 市 原 市   | 緑のカーテン事業                  | 平成21年度から実施。ツル性の植物を建物の外側に伸ばすことにより、二酸化炭素排出削減につなげる。  |
| 流 山 市   | 緑のカーテン事業                  | 自治会等を対象に地域ぐるみで緑のカーテンの普及を図るため、自治会や公共施設などにゴーヤ苗774株、種を19,831粒配布。市民、事業者等が設置した緑のカーテン写真及びゴーヤレシビコンテストを実施。  |
| 我 孫 子 市 | 緑のカーテン事業                  | 市内公共施設での緑のカーテン推進のため、ネット・土・種を配布し、コンテストを実施。さらに市民団体との共催で市民・団体・事業者を対象とした緑のカーテンコンテストを実施。   |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 緑のカーテン事業                  | ゴーヤの種を市民に289袋（一袋6粒）配布、ゴーヤの苗を小中学校10校、公共施設8か所に合計176株を配布。  |
| 浦 安 市   | 浦安市と山武市の連携による森林整備の実施に係る協定 | 令和4年3月に協定を締結。森林の保全および地球温暖化対策の推進と、浦安市と山武市相互の交流の促進を図ることを目的としている。  |
| 袖 ヶ 浦 市 | 緑のカーテンの促進                 | 平成21年度から実施。市民や学校等にゴーヤやアサガオの苗を配布。市民・事業者を対象とした緑のカーテンコンテストを実施し、3団体及び5名を表彰した。   |
| 印 西 市   | 印西市グリーン購入推進指針             | 製品ごとに購入する観点をまとめ、庁内において推進する。   |
| 南 房 総 市 | 南房総市エコライフカレンダー            | 市内小学4～6年生を対象とした環境ポスター及び中学生以上を対象とした環境標語を募集し、入賞作品を掲載した環境カレンダーを作成、小学校・中学校全児童生徒等に配布する。  |
|         | エコライフ体験学習（緑のカーテン）         | 平成22年度から地球温暖化対策の一環で、緑のカーテンづくりの普及推進を図る。市内小、中学校及び市民に、朝顔の種を配布し、緑のカーテンを作り、自然の日よけによる効果を体験する。   |
|         | 森林整備事業等に関する協定             | 令和5年3月に習志野市との協定を締結。対象森林の保全及び地球温暖化対策の推進並びに自治体相互の交流促進を図ることを目的とする。   |

|       |                           |  |
|-------|---------------------------|--|
| 匝 瑛 市 | 緑のカーテン推進事業                | 平成23年度から実施。アサガオ・ゴーヤの種を市内の家庭・事業所に無料配布した。市関連施設においても緑のカーテンを配置した。  |
| 香 取 市 | 太陽光発電事業                   | 市自らが電気事業者となり、未利用の市有地を利用した太陽光発電事業を実施。                           |
| 山 武 市 | 地球温暖化防止対策事業               | 市役所本庁舎のほか市関連施設においてグリーンカーテンを配置した。(11箇所)                         |
|       | 浦安市と山武市の連携による森林整備の実施に係る協定 | 令和4年3月に協定を締結。森林の保全および地球温暖化対策の推進と、浦安市と山武市相互の交流の促進を図ることを目的としている。 |

12.6 保存樹木・保全緑地等

| 市町村名    | 名称                    | 内容  | 実績   |
|---------|-----------------------|---|--|
| 千 葉 市   | 保存樹木・保存樹林             | 「千葉市保存樹木等奨励金交付要綱」の規定に基づき、奨励金を交付。<br>保存樹木3,000円/本 保存樹林10円/㎡  | 保存樹木 515本 奨励金1,341千円<br>保存樹林 約205.6ha 奨励金18,493千円  |
|         | 市民の森                  | ①「千葉市市民の森設置事業実施要綱」の規定に基づき、土地所有者に奨励金を交付。<br>②「千葉市市民の森維持管理業務協力団体等報奨金交付要綱」の規定に基づき、報奨金を交付。  | ①借入面積8か所・約8.4ha 奨励金930千円<br>②9団体 25.1ha 報奨金1,200千円   |
|         | 市民緑地                  | ①「千葉市市民緑地設置事業実施要綱」の規定に基づき、土地所有者は、固定資産税・都市計画税が非課税、また、契約期間が20年以上の場合相続税が2割評価減となる。<br>②維持管理団体には報奨金を交付。  | ①17か所 約19.6ha<br>②19団体 19.1ha 報奨金5,250千円   |
| 市 川 市   | 緑地等保全事業               | 「市川市緑地等保全事業補助金交付規則」に基づき、緑地等保全事業に協力する者に、補助金を交付する。  | 令和4年度実績：交付対象面積37.2ha 補助額11,818千円   |
|         | 協定樹木管理事業              | 「市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱」の規定に基づき、締結された保存樹木の3年に一度の剪定等（費用の1/2、上限20万円）に対する協定者への補助。   | 令和4年度実績：交付対象樹木数170本  |
| 船 橋 市   | 指定樹木等助成制度             | 支給基準 樹林30円/㎡、樹木5,000円/本、生垣100円/m<br>※市街化調整区域内は半額。※樹林については、固定資産税、都市計画税相当額を加算。<br>昭和48年9月29日制定  | 令和4年度：支給総額19,999,676円<br>指定樹林91.38ha・指定樹木109本・指定生垣2,062.6m                                   |
| 松 戸 市   | 松戸市緑の条例に伴う緑地保全事業      | 都市の自然環境を良好に保全するために、条例の基準に該当する樹林および樹木を指定し、助成する制度。<br>・保全樹林地区：20円/㎡・年 ・特別保全樹林地区：30円/㎡・年<br>・保護樹木：2,000円/本・年                                   | 令和4年度実績：総支給額14,554,171円  |
| 野 田 市   | 野田市緑地保存に関する実施要綱       | ①市民の森：助成金基準90円/㎡ ②名木古木：助成金基準2,000円～5,000円/本   | ①令和4年度実績 支給額：1,556,711円<br>②令和4年度実績 指定数：16本 支給額：57,500円                                      |
| 佐 倉 市   | 佐倉市名木、古木、樹林、草地等保存選定事業 | 市内に所在する名木、古木、樹林、草地等で樹齢100年以上の保存価値の高いもの等で、選定基準に該当するものを選定し、所有者等に対し報償金を交付している。（昭和50年7月1日制定）<br>名木、古木3,000円/本・年、樹林・草地3円/㎡・年（最低3,000円～最高30,000円） | 選定件数101件（本数指定：52本、面積指定：102,405.85㎡）<br>令和4年度支給総額446,910円                                     |
| 習 志 野 市 | 保護地区等助成金              | 自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木の指定を受けている所有者に対し助成金を交付。   | 自然保護地区：10,217㎡（年間：5,500円+11円/㎡）<br>都市環境保全地区：37,822㎡（年間：5,500円+11円/㎡）<br>保存樹木：9本（年間：3,000円/本） |
| 柏 市     | 柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱  | (1) 固定資産税・都市計画税の免除<br>(2) 指定の基準 保護地区（700㎡以上の山林）、保護樹木（高さ12m以上、幹周り1m以上）   | 令和4年度末の指定状況 保護地区：564,142㎡、保護樹木：172本  |
| 市 原 市   | 樹林保全地区等指定奨励金          | 市原市緑の保全および推進に関する条例等に基づき、指定基準を満たす樹林や樹木に対して指定し、奨励金交付等を行う制度。<br>(1) 樹林保全地区：6円/㎡・年 固定資産税の免除有<br>(2) 保護樹木：市街化区域5,000円/本・年 その他区域3,000円/本・年        | 令和4年度交付額：4,805,232円<br>令和4年度末の指定状況：樹林保全地区611,662㎡（108地区）<br>保護樹木328本                         |
| 流 山 市   | 保存樹木・樹林補助金            | 流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、一定の要件（高さ、幹周など）を満たす樹木または樹林に対して保存樹林等の指定を行って補助する制度。<br>補助額：樹木3,500円/本、樹林15円/㎡（対象面積500㎡以上）                                | 令和4年度末状況 保存樹木：102本、保存樹林：34,677.340㎡  |
| 八 千 代 市 | 環境保全林<br>保存樹木         | ①市街化区域内の樹林、寺社の樹林500㎡以上を有するもの。<br>②保全林以外の樹林で幹周り1.2m以上高さ10m以上であり、樹容美観に優れていること。<br>③緑化推進事業助成金（保全林30円/㎡、保存樹木3,000円/本）                           | ①環境保全林 6箇所 18,453㎡指定<br>②保存樹木 35箇所 70本指定<br>③支給総額 763,590円（令和4年度実績）                          |

|      |                      |  |  |
|------|----------------------|--|--|
| 我孫子市 | 保存緑地・保存樹木の指定         | 我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定制度。（助成金+固都税額）   | 保存緑地助成金10円/㎡ 総面積 207,057.9㎡<br>保存樹木助成金1,500円/本 総本数190本（令和4年度末現在）<br>支給総額：4,575,577円  |
|      | 手賀沼沿い斜面林保全指定         | 我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく指定制度。（助成金+固都税額）  | 保全特別樹林 市街化区域60円/㎡ 調整区域40円/㎡ 合計29,346㎡<br>保全樹林 市街化・調整区域30円/㎡ 8,890㎡<br>保全屋敷林 市街地・調整区域30円/㎡ 758㎡<br>手賀沼沿い保全樹木5,000円/本 23本（令和4年度末現在）<br>支給総額：2,507,817円 |
| 鎌ヶ谷市 | 保存樹木・保全林             | 鎌ヶ谷市みどりの条例に基づき、保存樹木等を指定し、所有者に助成金を交付する。<br>(1)保存樹木 助成額：1,500円/本・年 (2)保全林 助成額：30円/㎡・年  | (1)交付対象本数：10本 支給総額：15,000円<br>(2)交付対象面積：28,515㎡ 支給総額：855,450円（令和4年度末現在）  |
|      | ふれあいの森               | 鎌ヶ谷市みどりの条例に基づき、ふれあいの森を設置し、所有者に助成金を交付する。<br>助成額：30円/㎡・年+固都税額  | 交付対象箇所：6箇所（設置は8箇所）<br>支給総額：2,063,066円（令和4年度末時点）  |
| 君津市  | 自然保護地区及び保存樹木等指定事業    | 自然環境を保護する観点から自然保護地区の指定（1,000㎡以上）や自然環境の確保及び美観風致を維持するため保存樹木の指定を行っている。<br>①自然保護地区 補助率：1,000㎡につき3,000円 ②自然保存樹木 補助率：1本につき1,000円（年額）                     | ①対象地区総面積：26,219㎡、支給総額：78,640円<br>②対象本数21本、支給総額：21,000円   |
| 浦安市  | 保存樹木指定事業助成金          | 規則制定 昭和55年2月14日。保存樹木を制定し、樹木の保全と管理に要する経費を助成金として交付する。規則改定 平成25年4月1日。指定基準、補助額の改定。補助5千円/本・年（特例時1万円/本・年）  | 令和4年度末 28団体（神社寺管理団地・個人）、579本、総額3,295,000円  |
|      | 浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付要綱 | 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で、いけがきを設置する者に対して、それに要する経費を補助する。<br>いけがき設置補助：1mあたり8,000円 上限160,000円<br>いけがき設置に伴うブロック塀の撤去補助（接道部）：1mあたり10,000円 上限100,000円 | 令和4年度末実績 補助件数：11件、補助金総額：872,000円   |
| 四街道市 | 四街道市樹木・樹林等保存選定事業     | 要綱に基づき、保存樹木及び樹林を選定している。  | 選定箇所：樹木37本、樹林8箇所（令和4年度）  |
| 袖ヶ浦市 | 袖ヶ浦市保存樹木等助成金交付要綱     | 条例に基づき指定した保存樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成金として交付している。<br>助成額：樹木1,000円/本・年、樹林3円/㎡・年  | 令和4年度実績：保存樹木 182本<br>保存樹林 85,359㎡  |
| 白井市  | 白井市緑地保全事業            | 生活環境に必要と認められる良好な緑地を保存するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し、固定資産税・都市計画税相当額を負担する。   | 特別保全緑地 総面積64,247㎡  |
|      | 文化財保存・周知事業           | 市指定文化財（天然記念物）として樹木を指定しており、所有者に対し報償金を交付。<br>樹木指定件数2件 10,000円/件（年額）  |  |
| いすみ市 | 保存樹木維持管理事業           | 観光資源としての景観樹木及び樹林の良好な状態での保存を図るため、対象樹木の維持管理に要する経費について、所有者又は管理者に補助金を交付する。<br>対象樹木：さくら<br>種類：染井吉野、河津桜、大島桜、寒桜、寒緋桜<br>対象経費：保存樹木のための薬剤費、肥料代その他の維持管理に要する経費 | 令和4年度実績：2団体、568,470円   |

12.7 自然環境保全のための協定制度

| 市町村名    | 名 称                            | 内 容   | 協定締結実績  |
|---------|--------------------------------|---|---|
| 千 葉 市   | 工場等緑化協定                        | 敷地面積500㎡以上を有する工場等の事業者と協議のうえ、緑化協定を締結する。  | 協定締結数：871箇所 敷地面積：約1,625ha 緑化計画面積：約241ha   |
|         | 緑地協定                           | 緑化による住みよいまちづくりのために、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する。   | 協定締結実績169地区 約594.9ha  |
|         | 市民緑地の維持管理に関する協定                | 市民が身近な自然とふれあえる場を創出するため、平成18年8月1日に制定した「千葉市市民緑地設置事業実施要綱」に基づき、地権者、活動団体、千葉市の三者にて市民緑地の維持管理に関する協定を締結する。   | 市民緑地17箇所 19.6ha 協定締結団体19団体  |
|         | 谷津田保全協定及び谷津田保全活動協定             | 千葉市の原風景であり、多様な生態系を有する谷津田の自然を保全するため、平成15年7月「谷津田の自然の保全施策指針」を策定した。また、「谷津田の自然の保全に関する要綱」を制定し、地権者との保全協定締結や保全区域の指定を進めるとともに、保全活動を積極的に行える団体と保全活動協定を締結した。                 | 谷津田等の保全区域24地区 保全協定締結面積61.68ha<br>保全活動協定締結団体5団体（1団体は2地区で活動）（令和5年3月末現在）               |
| 市 川 市   | 都市緑地法による緑地協定                   | 市街地の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する。   | 市内9箇所 5.5ha   |
| 船 橋 市   | 保存樹木及び緑地保全・創出協定                | 敷地面積500平方メートル以上の開発行為及びその他の事業をしようとするものは市と緑地の協定を結び、緑化及び保全に努める。  | 令和4年度 協定件数87件 計画緑地面積31,992.83㎡  |
| 野 田 市   | 野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例 | 平成18年12月25日制定。貴重な野生動植物の生息地又は生育地としての樹林地を保全するとともに、自然に恵まれた都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする（保全樹林地地区の指定をした樹林地のうち保全協定をしたものに限って助成金15円/㎡+固定資産税相当額を交付する）。 | 指定面積：70,884㎡  |
| 成 田 市   | 緑化協定                           | 「成田市緑化推進指針」により、事業区域が0.3ha以上の場合、事前協議を行って緑化協定を締結。<br>※事業区域が1ha以上（但し、住宅用地の場合は10ha以上）の場合は、上記要綱と「千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定実施要綱」に基づき、県・市・事業者の三者で緑化協定を締結。                    | ・ 反対給付の有無：無 ・ 二者協定実績（令和4年度）：14件 緑化面積16,182.03㎡<br>・ 三者協定実績（令和4年度）：2件 緑化面積14,026.04㎡ |
| 佐 倉 市   | 緑化協定                           | 佐倉市緑化要綱に基づく緑化協定の締結を義務付けている。3,000㎡以上の工場等については用途地域により敷地面積の10%～20%の緑地の確保を、10,000㎡以上の住宅用地については10%以上の緑化を義務付けている。   |   |
| 習 志 野 市 | 緑化協定                           | 「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」により、敷地面積が1,000㎡以上の工場については、敷地面積の20%以上の緑地の確保を義務づけており、事業者に対し協定の締結を指導し、緑化に協力を求めている。  | 令和4年度：締結なし  |
| 柏 市     | 緑地保存協定                         | 敷地面積500㎡以上の開発行為等を行った場合、事業者と緑地保存協定を締結している。   | 令和4年度実績：54件 203,448.12㎡（敷地面積） 27,896.92㎡（緑化面積）                                      |
|         | 柏市みどりの広場要領                     | (1) 緑の保護地区のうち、良好な樹林地を緑の広場として保全<br>(2) 所有者と土地使用賃貸契約を締結（5年以上）   | 事業実績面積（令和4年度末）：22,520.50㎡（8箇所）  |
|         | 谷津田の保全に関する協定                   | 谷津田の自然環境及び景観、生態系等の保全に協力いただける土地所有者の方と保全協定を締結。  | 令和4年度末時点：242件 372,963㎡  |
| 市 原 市   | ゴルフ場に関する環境保全協定                 | 協定中に自然環境の保全に関する条項を設け、ゴルフ場に対し自然環境に関する調査を義務づけ、ゴルフ場内の貴重種、希少動植物の保護対策を図っている。   | 協定締結数：32箇所 敷地面積：約3,850ha  |
|         | 緑化協定                           | 「市原市緑の保全および推進に関する条例」に基づき、3,000㎡以上の敷地を有する工場及び事業場等の所有者と緑化協定を締結している。   | 反対給付：無 令和4年度末協定面積1,358ha  |
| 流 山 市   | 文学の散歩道整備事業における斜面樹林の保全協定        | 「水と緑の文化の創生事業」として江戸川・利根運河を中心とした水辺空間、文学の散歩道ルートの設定を行い、併せて新川耕地沿いの実測約5kmにわたる斜面樹林の保全を図りながら整備計画したもの。   | 面積約7ha  |
|         | 斜面樹林の保全協定                      | 前ヶ崎地先、富士川沿いの東側に約2kmにわたって連続する斜面樹林は、地域の生活に根づいて、ふるさと流山の景観を今に伝え、市内でも有数の良好な緑の景観を誇っている。この先、長期にわたり斜面樹林の姿をとどめられるようその保全を図る。  | 面積約1.7ha  |
| 八 千 代 市 | 緑化協定                           | 敷地面積500㎡以上の工場や建築物又は開発行為をしようとする事業者は、市と緑化協定を結びそれぞれ緑化に努める。   | 協定面積114,423㎡（令和4年度実績）   |
| 君 津 市   | 緑化協定                           | 公害や災害の防止、その他、生活環境を維持するために土地所有者等と緑化に関する協定を締結。  | 実績面積：1,491,889.27㎡  |
| 富 津 市   | 緑化協定                           | 敷地面積500㎡以上の開発行為及びその他の事業をしようとするものは、「環境の保全に関する協定等の締結に関する指導要綱」に基づき市と緑化協定を締結し、緑化及びその保全に努める。   |   |
| 浦 安 市   | 緑化協定                           | 浦安市宅地開発事業等に関する条例により、一定規模以上または特定の地区において緑地を保全する緑化協定を締結している。   | 新規2件 4976.94㎡   |
|         | 緑地協定                           | 緑地や街の景観など良好な住環境を保全するため、都市緑地法に基づき、緑地の保全または緑化に関する協定を締結している。   | 令和4年度はなし  |
| 袖 ヶ 浦 市 | 緑地保存協定                         | 3,000㎡以上の土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結している。   | 令和4年3月末現在：実績185ha（三者協定：71事業所 二者協定：124事業所）   |



12.8 自然環境保全のための基金

| 市町村名    | 名 称                 | 内 容  | 目標額・実績  |
|---------|---------------------|--|---|
| 千 葉 市   | 緑と水辺の基金             | 緑と水辺の都市づくりに生かすために昭和59年4月1日に設置。公園整備や公園施設の管理運営、緑化推進事業、緑化意識普及事業等に充当している。  | 令和4年度末積立金額：2,927,866千円                                |
| 市 川 市   | (公財) 市川市花と緑のまちづくり財団 | 平成25年4月1日公益財団法人へ移行。広く市民等と協働し、緑地の保全及び取得と、花と緑によるまちづくりを推進する。  | 長期目標額 50億円(令和5年3月末実績13億4,561万円)                       |
| 木 更 津 市 | 木更津市盤洲干潟保全基金        | 平成4年9月設立。盤洲干潟保全及びその活動を図る経費に充当している。   | 令和4年度末積立金額：17,718千円                                   |
| 松 戸 市   | (公財) 松戸みどりと花の基金     | 平成2年3月27日設立。平成24年11月1日公益財団法人へ移行登記。「緑と花のフェスティバル」の開催等、都市緑化に対する市民意識の普及・向上事業などを実施。基本財産4億7,015万円                                    |   |
| 野 田 市   | 野田市みどりのふるさと基金       | みどりのふるさと野田を実現するために必要な事業  | 71,867千円(令和4年度決算)                                     |
| 佐 倉 市   | (公財) 佐倉緑の基金         | 市民等の自発的、積極的な参加と協力を得て、自然保護及び緑化推進を図る。昭和59年3月設立。<br>※平成24年4月1日に財団法人佐倉緑の銀行から移行。  |   |
| 東 金 市   | みどりのふるさと基金          | 公園施設の維持管理、公園整備区域内の緑地の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる一帯の緑地の保全。   | 194,976千円(令和4年度決算)                                    |
| 習 志 野 市 | 習志野市緑のふるさと基金        | 平成5年4月1日制定。緑豊かな街づくりの推進を図るための緑化普及啓発事業。  | 令和4年度積立金額：508,252円                                    |
| 柏 市     | (一財) 柏市みどりの基金       | 市民、行政、企業及び専門家等が連携して進めるみどりの保全・再生・創出を支援することにより、花や緑を活かした美しい風景のあるまちの実現及び持続可能な地域の生態系の維持並びに自然と調和した快適な生活空間の形成とコミュニティの醸成に寄与することを目的とする。 |   |
| 市 原 市   | 緑化基金                | 緑化の推進と緑地の拡大を図るため、市原市緑化基金条例に基づき、昭和51年に設置。   | ・令和4年度末基金残高434,405千円<br>・令和4年度に実施した緑化事業への繰入額150,957千円 |
| 流 山 市   | 流山市ふるさと緑の基金         | 公園及び緑地の用地取得。公園及び緑地の整備又は管理運営。   | 令和4年度末積立金額：514,465,972円                               |
| 我 孫 子 市 | 我孫子市緑の基金            | 設立昭和60年4月、我孫子市緑の基金条例に基づく積立金。<br>公園用地確保、緑地保全事業に必要な経費に充当している。  | 令和4年度末現在65,800千円                                      |
| 鴨 川 市   | 鴨川市環境保全基金           | 平成17年2月11日条例制定。基金として積み立てる金額は、積み立てる年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とし、基金は、環境保全事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。                             |   |
| 鎌 ヶ 谷 市 | 鎌ヶ谷市みどりの基金          | 鎌ヶ谷市みどりの基金条例に基づく積立：昭和60年4月制定<br>公園の整備、緑化推進等緑の保全をする事業に充当している。   |   |
| 浦 安 市   | 浦安市みどりの基金           | 平成22年3月31日制定。みどり豊かなまちづくりを推進することにより、みどりと暮らしが調和する豊かな生活空間を整備するため、浦安市みどりの基金を設置している。  | 4,174,273円(令和4年度決算)                                   |
| 神 崎 町   | 自然と人とふれあいの緑基金       | 緑化と自然保護を推進し、自然と人のふれあいを通して、潤いのある人間味あふれる豊かなまちづくりを推進する。緑化啓発、各種植栽、花いっぱい運動、オニバス育成保護、プランター設置 他                                       |   |
| 一 宮 町   | 大塚実海と緑の基金           | 平成24年3月7日条例制定。一宮町の大地と海を繋ぐ海岸線の自然の保護と再生活動に充当。  |   |

12.9 野生動植物の保護・育成等

| 市町村名    | 名 称                            | 内 容  |
|---------|--------------------------------|--|
| 千 葉 市   | 市の鳥コアジサシの保護                    | 市の鳥コアジサシの保護のため、生息実態調査や検見川の浜における営巣地の保護対策を実施した。  |
|         | 大草谷津田いきもの里の整備                  | ふるさとの原風景であり、多様な動植物が生息・生育している谷津田の自然を保全し、市民が自然とふれあい、学ぶ場を提供するため、平成17年度に入口広場や自然再生ゾーンなどを整備し、平成18年5月に供用開始した。保全協定締結面積12.5ha   |
|         | 貴重な動植物の保護                      | 千葉市の保護上重要な野生生物（レッドリスト）を平成16年5月作成し、環境アセスメントや自然保護意識の高揚に活用している。また、在来生物の生息・生育環境を保全するため、特定外来生物（アライグマ）や有害鳥獣対策（ハクビシン）等に関する対策を実施している。  |
| 市 川 市   | イノカシラフラスコモ保護保全事業               | じゅん菜池緑地には、環境省の絶滅危惧種Ⅰ類に指定された車軸藻の一種である「イノカシラフラスコモ」が生息している。そこで、専門家を交えた検討委員会等で得られた知見に基づき、保護保全に取り組んでいる。   |
|         | 行徳近郊緑地観察路の管理                   | 行徳近郊緑地の一部に市民が自然に親しむ観察路・観察壁などを整備し、土曜・日曜・祝日に開放している。  |
| 松 戸 市   | 地域環境調査業務                       | 平成17年度から実施。市民ボランティアの調査員により、市内の野鳥を調査してもらい、（公財）日本鳥類保護連盟が作成した基準により、「環境度」として評価する。令和4年度 5段階評価のC   |
| 野 田 市   | 生物多様性自然再生事業                    | 第2期生物多様性の戦略に基づき、多くの生き物が生息できる豊かな自然環境の保全や再生を目的として、コウノトリをシンボルとした生物多様性、自然再生事業に取り組む。<br>平成24年12月に多摩動物公園から2羽のコウノトリを譲り受け、飼育を開始。平成27年7月には関東初のコウノトリの試験放鳥を実施し、令和4年まで、計15羽放鳥。   |
| 佐 倉 市   | カタクリ植生地の保護                     | カタクリ植生地の保護及び管理。（面積3,272㎡）  |
|         | 佐倉市市津環境保全指針                    | 平成18年3月策定。市内に残された谷津を多様な生態系と豊かな自然を有する環境資源と位置づけ、これを保全し活用しつつ、将来に継承していくための指針を示したものの。   |
|         | 畔田谷津保全事業                       | ちば環境再生基金の助成を受けて復元・整備した生きもの田んぼや水路等を、市民参加型の畔田谷津ワークショップにより保全整備をおこない、生きもの観察会などに活用している。   |
|         | 自然環境施設保全事業                     | ピオトープ創出事業として整備された市有地の維持管理を実施。（H29年度～）<br>対象地は、西御門、直弥、清水台、城址公園内ピオトープ、上手繰川植生浄化施設、岩富地先。   |
| 習 志 野 市 | 谷津干潟自然観察センターの運営管理              | 谷津干潟及びそこに飛来する野鳥を通して、自然の大切さに気づいてもらうため、来館者への解説や各種の行事を行っている。  |
|         | 湿地交流                           | 国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的に、オーストラリアのプリズベン市と湿地提携を平成10年2月25日に調印。   |
| 市 原 市   | 野生動植物保護地区指定奨励金                 | 市原市緑の保全及び推進に関する条例等に基づき、学術上、貴重な動植物の生息地を保護地区に指定し奨励金交付等を行う制度。<br>(1) 野生動植物保護地区：6円/㎡・年 固定資産税の免除有 (2) 令和4年度交付額：65,088円 (3) 令和4年度末の指定状況：野生動植物保護地区10,848㎡(2地区)  |
| 八 千 代 市 | ぼたるの里づくり                       | 多様な生物の環境づくりや自然環境を大切にする学びの場として、「ぼたるの里づくり実行委員会」を中心に、市民・事業者・行政が協働でぼたるの里の活用を行っている。   |
| 我 孫 子 市 | 谷津ミュージアム事業                     | 手賀沼沿いで最も谷津の地形と自然環境が残っている岡発戸・都部の地域を谷津ミュージアムと位置づけ、かつての農村環境や生物多様性豊かな自然環境の復活を目指す事業。<br>ニホンアカガエル・ヘイケボタルを指標生物とし、卵塊数・生息数調査を行うことで自然状態の診断・評価をしている。その他にも、保護上重要な動植物が生息・生育しているため、市と市民ボランティアが協働で保護・保全のための維持管理活動や各種イベントを実施している。（対象区域：36.7ha） |
| 君 津 市   | 天然記念物「高宕山のサル生息地」のサルによる被害防止管理事業 | 君津市と富津市が委託して実施している事業。天然記念物指定区域周辺のニホンザルによる農作物被害を防止して、人と自然の調和のとれた社会を実現することを目的とし、被害防止・生態調査・個体数管理・生息環境調査などを行っている。  |
| 富 津 市   | 天然記念物「高宕山のサル生息地」のサルによる被害防止管理事業 | 富津市と君津市が委託して実施している事業。天然記念物指定区域周辺のニホンザルによる農作物被害を防止して、人と自然の調和のとれた社会を実現することを目的とし、被害防止・生態調査・個体数管理・生息環境調査などを行っている。  |
| 四 街 道 市 | ホタル自生地の保護（自然観察地整備事業）           | 自然観察地整備事業の一環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。  |
| 山 武 市   | 成東・東金食虫植物群落保護管理事業              | 国指定天然記念物である成東・東金食虫植物群落の維持管理、教育普及、環境調査等を地元住民やボランティア団体、有識者の協力を得ながら行っている。   |
| い す み 市 | 源氏ぼたるの保護                       | いすみ市ゲンジボタルの保護に関する条例により、保護するとともに地域住民の協力のもと河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるが発生している。   |
|         | ウミガメ保護監視事業                     | いすみ市の砂浜において、5月から10月までの間、市民からの連絡をうけて産卵の確認、卵の移設を行っている。平成19年3月ウミガメ保護条例制定（平成31年3月15日改正）  |
|         | ミヤコタナゴ保護増殖事業                   | ミヤコタナゴ保護増殖施設で人工授精等を行っているほか、定点観察を実施、自然環境の中での生息状況の把握に努めている。更に人工増殖させた個体をいすみ環境と文化のさとセンターや一部の小学校・公民館等で飼育展示し、自然環境保護の啓発に努めている。  |
| 横 芝 光 町 | コアジサシ・ハマヒルガオ・アカウミガメの繁殖地保護      | 防護柵を設置し、繁殖地への車両等の進入を禁止。  |
| 御 宿 町   | ミヤコタナゴ保護増殖事業                   | 生息環境の整備及び監視。   |

12.10 河川（湖沼）浄化事業

| 市町村名    | 名 称                    | 内 容   |
|---------|------------------------|---|
| 千 葉 市   | 合併処理浄化槽設置事業            | 河川等公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。（昭和62年10月1日施行、平成22年4月1日から単独浄化槽または汲取り便槽からの転換のみを補助対象とした。）  |
| 銚 子 市   | 合併処理浄化槽転換補助事業          | 単独処理浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に対し補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の整備促進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とする。  |
|         | 中小河川等水質調査              | 市内の中小河川等の水質調査を実施し、水質汚濁の現状を把握する。   |
| 市 川 市   | 市川市環境活動推進員（エコライフ推進員）制度 | 市から委嘱された30人の環境活動推進員（エコライフ推進員）が、自ら生活排水対策を実践するとともに、真間川流域をはじめ下水道未整備区域を中心に啓発活動を行っている。   |
|         | 都市排水路（春木川流域）浄化施設整備     | 河川に流れ込む生活排水を浄化するため、平成3年度～平成5年度に春木川に流入する水路3箇所に都市排水路浄化施設（市川市浄化施設1～3号機）を設置した。  |
|         | 合併処理浄化槽設置整備事業          | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため、合併処理浄化槽の設置に対して補助を行う。  |
| 船 橋 市   | 合併処理浄化槽設置整備事業          | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽の設置に対して補助を行う。  |
| 館 山 市   | 浄化槽普及事業                | 公共用水域の水質保全のため、合併浄化槽への切り換えに対し、一部補助を行った。  |
|         | 河川水質調査                 | 市内の河川において、水質調査を実施した。  |
| 木 更 津 市 | 合併処理浄化槽設置促進事業          | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。  |
| 松 戸 市   | 浄化施設維持管理業務             | 坂川水系に設置した河川浄化施設の維持管理を行う。水質改善により、順次施設停止予定（施設数8箇所→7箇所停止、稼働1箇所）<br><br>河川名（場所）：新坂川1箇所<br><br>浄化の方法等：曝気付プラスチック接触酸化法、曝気付球状砕石接触酸化法、曝気式礫間接触酸化法   |
|         | 合併浄化槽設置整備事業費補助金        | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする者に補助金を交付する。また放流先がない場合、処理装置を併せて設置する者には上乗せ補助を実施。  |
| 野 田 市   | 生活排水処理施設               | 木間ヶ瀬新宿地区からの生活排水を浄化し、水質汚濁防止を図る。  |
| 茂 原 市   | 合併処理浄化槽設置整備事業          | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。  |
| 成 田 市   | 合併処理浄化槽設置整備事業          | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。また、印旛沼の水質改善のため印旛沼流域を対象として、高度処理型合併処理浄化槽設置の推進を図る。さらに、合併処理浄化槽の設置に伴い放流先のない場合の処理装置の設置費用や、ポンプ装置工事費用に対する補助制度を設け、合併処理浄化槽の設置促進を図る。 |
|         | 合併処理浄化槽維持管理費補助事業       | 合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。対象人数5～50人槽  |
|         | 集中処理浄化槽修繕工事補助事業        | 住宅団地に設置されている集中処理浄化槽の修繕工事を行う地域団体に対し修繕費用の補助を実施することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。  |
| 佐 倉 市   | 合併処理浄化槽設置事業補助金         | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため、新たに合併処理浄化槽を設置する者及び単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする者に補助金を交付する。また放流先がない場合、処理装置を併せて設置する者には上乗せ補助を実施し、公共用水域の水質浄化を図る。                          |
|         | 合併処理浄化槽維持管理費補助金        | 浄化槽の適正な管理の推進を図り、もって公共用水域等の水質保全を図ることを目的とし、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に補助金を交付し、公共用水域の水質浄化を図る。   |
| 東 金 市   | 浄化槽設置促進事業              | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。  |
|         | 浄化槽維持管理促進事業            | 生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に補助金を交付し、公共用水域の水質浄化を図る。  |
| 旭 市     | 合併処理浄化槽設置事業            | 公共用水域の水質汚濁の防止を目的とし、合併処理浄化槽設置者や単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換者への補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。  |
|         | 生活排水処理施設（飯岡地区）         | 飯岡海岸地区からの生活排水の処理施設を維持管理し水質汚濁防止を図る。  |

|      |                        |   |
|------|------------------------|---|
| 柏市   | 合併処理浄化槽設置奨励補助金交付事業     | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便所を廃止し、合併処理浄化槽に転換する工事費の一部を補助する。  |
| 勝浦市  | 合併処理浄化槽設置促進事業          | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助金を交付する。   |
|      | 河川水質調査                 | 市内河川12箇所を年2回、浜勝浦川を年6回、水質調査を実施。  |
| 市原市  | 合併処理浄化槽設置事業            | 生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。水道水源地である高滝ダム流入地域については、他の地域より高い補助金を交付。単独処理浄化槽・くみ取り便所から合併処理浄化槽に転換する場合は、転換上乗せ補助を実施。 |
| 流山市  | 合併処理浄化槽設置事業            | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする者に補助金を交付する。   |
|      | 水質浄化施設維持管理事業           | 生活排水による公共水域の汚濁を防止するため、都市下水路に浄化施設を設置し水質の浄化を図る。   |
| 八千代市 | 高度処理型浄化槽設置整備事業         | 生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、高度処理型浄化槽設置者に補助金を交付し、設置促進を図る。さらに、単独処理浄化槽及びくみ取り便所から転換する場合には上乗せして補助する。  |
|      | 河川、排水路等水質調査            | 印旛放水路等の水質調査（17地点×年6回）及び事業場の排水調査（24事業場）を実施。  |
| 我孫子市 | 移設式沈殿槽                 | 手賀沼に流入する排水路のうち1排水路（根戸幹線）の流末に沈殿槽を設置し、ごみや浮遊物を回収する。  |
|      | 高度処理型浄化槽設置整備事業         | 平成16年度から実施。生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。転換については上乗せ補助を実施する。   |
|      | 手賀沼及び主要排水路水質・底質調査      | 手賀沼及び古利根沼に流入している主要な8箇所について、水質（年6回）及び底質（年1回）の現状を把握し、公共用水の水質汚濁防止を図る。また、年に1回手賀沼内の水質及び底質の測定を実施し、異常の有無について確認を行っている。                      |
|      | 手賀沼公園地先水質調査            | 年間を通じて多くの人が訪れる手賀沼公園の先地点にて、水質調査を毎月3回実施し異常の有無について確認するとともに、掲示板等で市民に知らせ、水質浄化の啓発を図る。   |
|      | 中峠排水路浄化施設維持管理          | 中峠排水路からの排水による古利根沼の水質汚濁を防止するため、四万十方式の浄化施設を平成9年より設置しており、その維持管理及び効果確認のための水質調査を実施。  |
| 鴨川市  | 河川、排水路水質調査             | 市内河川、排水路等の水質調査を実施。  |
|      | 鴨川市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金 | 生活排水を原因とする河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の補助制度により水質浄化を図る。（平成28年4月から単独処理浄化槽またはくみ取り便所からの合併処理浄化槽への転換設置のみに補助限定）                               |
| 鎌ヶ谷市 | 合併処理浄化槽設置整備事業          | 生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、住宅の既存単独処理浄化槽又は汲み取り便所を高度処理型合併処理浄化槽に設置換えるものに補助金を交付する。   |
|      | 家庭雑排水共同処理施設事業          | 大津川に流入する家庭雑排水の浄化のための処理施設の設置。（浄化方法：回転板方式）  |
|      | 河川水質調査                 | 市内の河川（大柏川、大津川、神崎川、海老川）10地点において水質検査を実施   |
| 君津市  | 合併処理浄化槽設置促進事業          | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。  |
|      | 河川水質調査                 | 小糸川、小櫃川、亀山湖において月1回水質調査を実施。  |
| 富津市  | 浄化槽転換事業                | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。   |
| 浦安市  | 河川等水質測定                | 猫実川、堀江川、境川及び見明川における水質測定を定期的にも実施している。この他、東京湾環境一斉調査に合わせて浦安三番瀬の水質測定も実施している。  |
| 四街道市 | 合併処理浄化槽普及促進事業          | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。   |
|      | 河川水質調査                 | 市内4河川における水質調査を定期的にも実施している。  |
| 袖ヶ浦市 | 合併処理浄化槽設置補助事業          | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。  |
| 八街市  | 河川水質調査                 | 昭和58年度から鹿島川・高崎川・作田川流域15地点において年2回水質調査を実施。  |
|      | 合併処理浄化槽設置整備事業          | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。  |

|           |                    |  |
|-----------|--------------------|--|
| 印 西 市     | 合併処理浄化槽設置整備事業      | 公共用水域の家庭雑排水による水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。                    |
|           | 河川水質調査             | 市内の河川9地点において年4回水質調査を行っている。   |
| 白 井 市     | 合併処理浄化槽設置整備事業      | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け公共用水域の水質浄化を図る。                     |
|           | 河川水質調査             | 市内の河川等5地点において年4回水質調査を実施。（二重川・下手賀沼・神崎川・金山落）   |
| 富 里 市     | 小型合併処理浄化槽設置整備事業    | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする者に補助金を交付する。            |
|           | 合併浄化槽等修繕工事補助事業     | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため地域団体が行う合併処理浄化槽の修繕工事に補助金を交付する。                                |
|           | 家庭雑排水共同処理施設        | 河川等の公共用水域における水質汚濁を防止するため、家庭雑排水共同処理施設を設けている。  |
|           | 河川水質検査             | 市内の河川（根木名川、高崎川、木戸川、江川）の9箇所を年2回水質検査。  |
| 南 房 総 市   | 合併処理浄化槽設置整備事業      | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。                    |
|           | 家庭雑排水共同処理施設        | 白浜地区、白浜共同処理施設、処理方法は接触ばっ気方式。  |
|           | 河川等水質検査            | 市内河川及び海域の水質検査（68地点）。   |
| 匝 瑳 市     | 合併処理浄化槽設置整備促進事業    | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。                     |
|           | 水質浄化対策事業           | 大根用水西幹線末流部に流れこむ都市水路の処理水質基準値をBOD20mg/lと定め、水路の水質浄化を図る。                                 |
|           | EMによる水質浄化作業        | 市域中心部を流れる大根用水路へのEM活性液の放流及び同用水路周辺の家庭、事業所等への配布を行い、水質浄化を図る。                             |
| 香 取 市     | 合併処理浄化槽設置整備事業      | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。                     |
|           | 都市排水路浄化施設の設置       | 黒部川に流入する都市排水路4箇所にバイオモジュールシステム等の浄化施設を設置、計画処理推量500m <sup>3</sup> /日、BOD除去率60%以上。稼働休止中。 |
| 山 武 市     | 浄化槽等設置補助事業         | 浄化槽設置者の負担軽減と普及を図るため、補助金を交付する。  |
| い す み 市   | 家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業 | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。                       |
|           | 家庭雑排水共同処理施設        | 準用河川ビチャ川に設置し、河川の浄化を図っている。（S60年に設置、回分式活性汚泥法）  |
|           | 河川水質調査             | 市内河川の水質調査（23箇所・年2回）、工場排水水質調査。（3箇所・年2回）   |
| 大 網 白 里 市 | 合併処理浄化槽設置整備事業      | 公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象区域において補助金制度（単独・汲み取りからの転換）を設けている。                               |
| 酒 々 井 町   | 町内河川水質検査           | 印旛沼に流入する河川（高崎川・江川・中川）及び印旛沼中央排水路の水質調査を実施。   |
|           | 生活排水対策浄化槽推進事業      | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道未整備地域で高度処理型合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付。                       |
| 栄 町       | 合併処理浄化槽設置整備事業      | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。                     |
| 神 崎 町     | 河川水質検査             | 町内の河川（八間川、神崎川）の水質検査を実施。  |
|           | 合併処理浄化槽設置促進事業      | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。                     |
| 多 古 町     | 多古町合併浄化槽設置整備事業     | 生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の整備促進を図るため補助金を交付する。<br>平成15年3月26日告示第30号                |

|           |                       |  |
|-----------|-----------------------|--|
| 東 庄 町     | 合併処理浄化槽施設整備事業         | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。                               |
|           | 河川水質検査                | 黒部川・柘沼川の水質検査を年4回実施。  |
| 九 十 九 里 町 | 合併処理浄化槽設置整備事業         | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。                               |
| 芝 山 町     | 河川水質調査                | 町内の河川（木戸川、高谷川）の8箇所にて年2回水質検査を行う。  |
|           | 合併処理浄化槽設置整備事業         | 生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を図るための補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。   |
| 横 芝 光 町   | 合併処理浄化槽設置整備事業         | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度（単独等からの転換）を設け、公共用水域の水質浄化を図る。                     |
| 一 宮 町     | 一宮町小型合併処理浄化槽等設置事業     | 生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的に、小型合併処理浄化槽の設置を行う者に対し、補助金を交付する。                                    |
| 睦 沢 町     | 特定地域合併処理浄化槽整備事業       | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、町が事業主体となり設置及びその後の維持管理を行う。                          |
|           | 合併処理浄化槽設置整備事業         | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、特定地域合併処理浄化槽整備事業に該当しない箇所を対象に、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。 |
|           | 水質汚濁防止                | 河川・堰8地点、水路4地点、河川底質1地点の水質調査を実施。   |
| 長 生 村     | 合併処理浄化槽設置事業           | 生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助金を交付する。（平成2年4月1日制定）  |
|           | 河川、排水路の水質検査           | 内谷川、幸治川、排水路の水質検査を実施している。   |
|           | 生活排水処理施設              | 七井土地区、金田地区、岩沼地区からの生活雑排水を浄化し水質汚濁防止を図る。  |
| 白 子 町     | 合併処理浄化槽設置整備事業         | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽設置者に対し補助金を交付。                               |
|           | コミュニティ・プラント施設整備事業     | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、コミュニティ・プラント施設を整備。                                  |
|           | 町内河川等水質検査             | 町内河川等23箇所の水質検査を実施。   |
| 長 柄 町     | 長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例 | 町が事業主体となり合併処理浄化槽を設置し、その後における維持管理を行う。   |
|           | 河川水質検査                | 町内の河川9箇所の水質検査を行う。  |
| 長 南 町     | 川をきれいにする運動            | 水と緑に囲まれた美しい景観と豊かな自然及び伝統ある郷土を守り、美しいふるさとづくりに努める。   |
|           | 合併処理浄化槽設置整備事業         | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助金を交付する。  |
| 大 多 喜 町   | 合併浄化槽設置整備事業           | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。                               |
| 御 宿 町     | 生活排水処理                | 堺川生活排水処理施設（接触ばっ気方式）  |
|           | 清水川等浄化対策推進会議          | 生活雑排水等により汚染されつつある清水川の水質を浄化し、水をとりまく環境を改善することにより、きれいでうるおいのある生活環境を創造する。平成3年3月30日制定                |
|           | 合併処理浄化槽設置整備事業         | 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。                                 |
|           | 河川水質調査                | 町内河川等12箇所の水質検査を行う。   |
| 鋸 南 町     | 合併処理浄化槽設置整備事業         | 平成6年6月1日<br>河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。                   |

12.11 水辺環境保全・親水等の事業

| 市町村名    | 名 称                   | 内 容   |
|---------|-----------------------|---|
| 千 葉 市   | 坂月川ビオトープの整備           | 水辺環境を保全・回復し、市民が水辺に親しみ、ふれあう場を提供するため、平成16年度に坂月川上流の休耕田を活用したビオトープを整備した。平成17年度からボランティア団体が主体となる管理運営のもと、供用を開始した。 |
|         | 水辺環境保全推進員（通称：水辺サポーター） | 流域住民の中からその区域の核となる推進員を選定し、市と市民が連携し河川の水質調査や清掃作業などの浄化活動を推進している。（5河川に14名を配置）                                  |
|         | 地下水浄化事業推進基金事業         | 汚染地下水の浄化対策として、平成11年4月、事業者からの寄付金と市の一般財源により地下水浄化事業推進基金を設立し、地下水浄化事業を推進している。                                  |
| 市 川 市   | 江戸川河川敷ビオトープの維持管理事業    | 江戸川河川敷緑地に設置されたビオトープの維持管理等を行うことで、ビオトープとしての良好な環境の保持と環境学習の場としての機能向上を図る。                                      |
| 船 橋 市   | ふなばし三番瀬クリーンアップ        | ふなばし三番瀬海浜公園での砂浜清掃と自然観察を通して、三番瀬に対する理解と関心を深め、もって三番瀬の保全を図る。＜令和4年度＞参加人数654人                                   |
| 木 更 津 市 | 河川清掃・矢那川清掃・海岸清掃       | 官・民参加により小櫃川（武田川）・烏田川・小浜川・畑沢川・矢那川周辺の河床、河岸及び海岸の清掃を行う。   |
| 松 戸 市   | 水辺の施設整備業務             | 市民参画の基で進めてきた坂川再生の水循環系の再生のため、景観及び環境の整備を行う。   |
|         | 川をきれいにする啓発業務          | 河川愛護の啓発や河川清掃活動等に対する支援を行う。   |
|         | 江戸川松戸フラワーライン整備業務      | 江戸川河川敷に市民参加を得ながら水辺空間を形成するため、花畑による環境整備を行い、この作業を通して河川愛護精神を育成する。（行政との協働）                                     |
| 野 田 市   | 自然環境維持管理業務            | 豊かな里山環境を良好に保ち、水田ビオトープを保全するため、不法投棄監視業務や斜面林の維持管理、水路整備等を実施。  |
| 成 田 市   | ふるさと川づくり事業            | ふるさと川づくり事業により整備した根本名川（東和田～土屋）及び取香川（東金山～関戸）について、成田市のシンボルとなる優れた河川環境の維持のため、毎年の草刈りや清掃作業を行っている。                |
|         | 河川愛護                  | 地域と一体となった良好な河川環境の保全・創出のため、利根川隣接地域や市内の準用河川の堤防敷について流域の住民による清掃活動を推進している。                                     |
|         | 印旛沼クリーンハイキング          | 印旛沼浄化推進の一環として、周辺の清掃活動と啓発イベントを実施。 令和4年度：令和4年10月29日実施。参加者は311名。   |
| 佐 倉 市   | 印旛沼クリーンウォーク           | 印旛沼の水質浄化を目的として、ふるさと広場周辺の清掃活動及び啓発事業を実施している。令和2年度以降は、コロナ禍による影響から、分散日程で実施している。                               |
| 柏 市     | 名戸ヶ谷ビオトープの活用          | 平成14年に整備した名戸ヶ谷ビオトープにおいて市民参加による運営管理及び環境学習活動や自然の保全啓発を行っている。   |
| 流 山 市   | 手賀沼水環境保全協議会の水質保全対策事業  | 手賀沼及び流域の総合的な水環境の保全について、関係者の意識の共有と連携協働した取組の推進を図り、もって恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。                         |
|         | 河川環境用水導水事業            | 一級河川大堀川防災調節池は北千葉導水路より、準用河川宮園調整池は一級河川坂川より、また、準用河川神明掘は一級河川江戸川より、それぞれ分水を受け、水量の増加及び水質の改善を図っている。               |
| 我 孫 子 市 | 古利根沼水辺清掃              | 市民参加による古利根沼周辺の清掃。   |
|         | 手賀沼ふれあい清掃             | 市民参加による手賀沼公園及び遊歩道周辺の清掃作業。   |
|         | 利根川河川敷清掃              | 市民参加による利根川河川敷の清掃。   |
| 浦 安 市   | 三番瀬海岸親水施設整備事業         | 浦安市三番瀬環境観察館と一体の施設として、市民が三番瀬を身近に感じ親しむことができる三番瀬海岸親水施設の整備を実施。  |
| 四 街 道 市 | 上手繰川清掃                | 市民参加による上手繰川の清掃。   |
| 香 取 市   | 四季の花壇の設置              | 黒部川河畔の堤防を利用して、住民参加型の花壇を設置し、親水の一助としている。  |
|         | 黒部川河川清掃               | 市民・事業者の参加による、黒部川周辺の清掃活動の実施  |
| 栄 町     | 水辺のグリーン作戦             | 町民参加による長門川酒直機場周辺の清掃活動を実施  |
| 横 芝 光 町 | 栗山川周辺環境ボランティア         | 栗山川の自然環境を守るため、町、ボランティアによる清掃及び不法投棄の防止を図る。  |
| 一 宮 町   | 一宮川等流域環境保全推進協議会事業     | 長生郡市内の自治体・企業・団体が構成され、河川の清掃や水質の調査を実施している。  |
|         | 一宮川をきれいにする会事業         | 一宮川の堤防の草刈りや清掃を実施。   |
| 睦 沢 町   | 生き物観察会                | 鎮守川の清掃事業のなかで、川の淵を塞ぎ止め川払後、どんな生き物が生息しているかを観察する。   |
| 長 生 村   | 長生地区九十九里海岸クリーン対策協議会事業 | 毎年9月に九十九里海岸のごみの回収作業を行う。   |

|     |                  |  |
|-----|------------------|--|
| 白子町 | 長生地区九十九里クリーン対策事業 | 長生地区の海岸環境保全と海浜動植物の保護を図り、優れた海岸景観を保持するための活動として毎年9月に海岸に漂着した可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの回収作業を実施。 |
|     | 白子集団施設地区管理事業     | 白子町シルバー人材センターに委託し、随時、海岸や自然公園の清掃作業を実施。  |



12.12 地下水（湧水）保全・名水保全整備等の事業

| 市町村名 | 名称                         | 内容   |
|------|----------------------------|--|
| 千葉市  | 豊かな流れ（水量）の確保及びきれいな水（水質）の保全 | 千葉市水環境保全計画に基づき、河川上流域に広がる森林及び谷津田等の水源かん養域の保全と再生、雨水浸透ます・トレンチ等の整備、浸透性舗装等の整備及び宅地内の雨水貯留・浸透施設の設置によるかん養機能の確保、水質保全のための発生負荷の抑制、地下水質の保全のための汚染状況把握及び未然防止の対策を推進している。                    |
| 市川市  | 雨水の地下への浸透及び有効利用の推進         | 水循環保全及び都市型水害抑制を目的に平成17年7月に条例を施行し、宅地における雨水の地下浸透及び有効利用について市と市民の責務を明らかにし、建築行為の際には雨水浸透施設等の設置を指導している。<br>(市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例 平成17年3月30日制定)                       |
| 館山市  | 地下水水質調査                    | 地下水の状況調査を実施した。(市内2箇所)  |
| 木更津市 | 地下水汚染調査                    | 地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。   |
| 松戸市  | 湧水保全業務                     | 市内の貴重な湧水を整備・保全することにより、良質な河川水源を確保するとともに、身近な自然に触れ合える場を提供し、自然湧水を市民自ら大切にすることを育てる場として活用を図る。(保全箇所5箇所)  |
|      | 雨水浸透施設設置業務                 | 洪水流量の軽減と地下水の涵養を目的に、市役所及び支所・小中学校に、雨水貯留タンク及び浸透マスを先導的に設置し、水循環の認識を高める。   |
| 野田市  | 地下水水質調査                    | 有機塩素化合物及び硝酸性窒素、亜硝酸性窒素による地下水汚染の状況の調査。   |
|      | 地下水汚染除去対策事業                | 曝気処理施設による汚染除去対策の実施。  |
| 成田市  | 地下水水質調査                    | 工業団地・空港周辺地域等の地下水質の監視並びに地下水汚染の実態把握を目的に、工業団地・空港周辺等の地下水の調査を実施。  |
|      | 上水道給水区外井戸水 調査              | 上水道未整備地区の生活環境保全の一環として、上水道給水区域外の井戸水調査を実施。   |
|      | 地下水汚染に係る浄水器設置費補助事業         | 対象物質（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー））による汚染が確認された飲用地下水を浄化するために浄水器を設置する者に対し補助金を交付するほか、浄水器を設置した日から5年を経過し、かつ、当該浄水器の所要の機能が失われている場合は補助金を再交付する。 |
|      | 地下水汚染除去対策事業                | テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、揚水ばっ気処理、地下空気吸引等の汚染除去対策を実施する。   |
| 佐倉市  | 雨水貯留浸透施設設置工事補助金            | 治水対策の一環として、雨水貯留タンクや雨水浸透マスを住宅に設置する際の補助金交付制度を平成15年10月より施行。＜令和4年度実績＞助成件数 貯留施設11件、浸透施設1件   |
|      | 地下水汚染に係る浄水器設置費補助金          | 上水道未整備地域で、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレンが地下水の環境基準に適合していない世帯に、浄水器設置費の一部（設置費の2分の1（上限10万円、千円未満切捨て））を補助する。   |
| 旭市   | 地下水汚染に係る浄水器設置費補助金          | 上水道未供用区域にて硝酸性・亜硝酸性窒素による地下水汚染が確認された世帯に対し、浄水器の購入・設置費の2分の1（上限：10万円）を助成する。   |
| 習志野市 | 地下水汚染対策事業                  | 有機塩素系化合物による地下水汚染の状況を調査し、汚染原因者に対して汚染物質の除去等を指導することで、貴重な地下資源である地下水の保全を図る。併せて、ほう素・ふっ素についての調査を実施する。   |
| 柏市   | 湧水地の維持管理                   | 湧水地の草刈・清掃及び老朽化した木道などの修繕を実施。  |
| 勝浦市  | 地下水水質調査                    | 市内2箇所実施。   |
| 市原市  | 地下水水質調査                    | 地下水汚染対策として、地下水の水位及び水質調査を実施。  |
| 八千代市 | 地下水汚染対策・調査                 | 地下水汚染の著しい地域の浄化対策を推進するとともに、地下水汚染の実態把握をするため観測井戸等の水質調査を実施。  |
| 我孫子市 | 地下水水質調査                    | 過去に揮発性有機化合物（VOC）等による地下水汚染があった地域における地下水（井戸水）水質の調査。汚染物質が検出されている井戸における「定期調査」と、その周辺の井戸における「概況調査」を実施。市内の井戸10箇所を選定し、水質調査を実施する。   |
| 鴨川市  | 地下水水質調査                    | 地下水汚染対策として、地下水の水質調査を実施。  |

|       |                  |  |
|-------|------------------|--|
| 鎌ヶ谷市  | 地下水水質調査          | 地下水汚染対策として、地下水の水質調査を実施。  |
|       | 地下水汚染対策事業        | 対象地区の地下水汚染状況を把握するため井戸水の水質調査を実施。測定項目（1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）              |
| 君津市   | 地下水水質調査          | 有機塩素化合物による地下水汚染状況のため実施。年4回<br>測定項目（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン）                                    |
| 富津市   | 地下水水質調査          | 有機塩素系化合物及び硝酸性窒素による地下水の汚染状況の確認をする。  |
| 四街道市  | 地下水水質調査          | 有機化合物等による地下水の汚染状況を把握するため、地下水の水質調査を実施。  |
|       | 地下水汚染防止対策事業      | テトラクロロエチレン検出井戸等の水質調査や揚水曝気処理による汚染除去対策を実施。また、トリクロロエチレン等による地下水汚染の機構解明調査等を実施。  |
| 八街市   | 地下水水質調査          | 市内60箇所の井戸を選定し、水質調査を実施。   |
| 印西市   | 地下水汚染対策事業        | 有機塩素系化合物による地下水汚染防止対策として解明調査及び除去対策を行う。  |
|       | 地下水水質調査          | 市内5箇所を選定し、地下水の水質調査を行い、汚染状況を把握する。   |
| 白井市   | 地下水汚染対策事業        | 揮発性有機化合物による地下水汚染の状況を把握するため水質調査を実施する。   |
|       | 地下水水質調査          | 市内の飲用井戸10箇所を選定し、水質調査を実施する。   |
| 富里市   | 浄水器設置補助金         | 居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管が敷設されておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難であり、当該地下水に含まれる硝酸性窒素等が環境基準に適合していない方に対し、浄水器の購入設置費の1/3（上限7万円）を補助する。 |
|       | 地下水汚染調査          | 市内2地区における地下水の汚染状況を把握するための水質調査を実施。  |
| 匝瑳市   | 地下水水質調査          | 市内7箇所の地点を抽出し、その付近の井戸水を検査することにより、地下水の水質状況を把握する。   |
| 香取市   | 地下水汚染対策事業        | 有機塩素系化合物による地下水汚染対策として、浄化施設の設置・定期的なモニタリングを実施。   |
|       | 地下水水質調査          | 市内で選定した箇所の水質調査を実施。   |
| 山武市   | 地下水水質検査事業        | 市内で選定した箇所の水質検査を実施。（34箇所）   |
| いすみ市  | 地下水水質検査          | 市内地下水の水質検査（23箇所）   |
| 神崎町   | 地下水水質調査          | 町内工業団地内の排水から水質調査を行い、水質状況を把握する。   |
|       | 飲料水水質検査補助事業      | 飲料水の安全性を確保し、健康の保持を図るため自主的に水質検査を行うものに対し、補助金を交付する。   |
| 東庄町   | 地下水汚染防止対策事業      | 町内5箇所の井戸を選定し、水質検査を実施。  |
| 九十九里町 | 地下水検査事業          | 町内3箇所で地下水の水質検査を実施。   |
| 芝山町   | 飲料水の水質検査費用助成事業   | 家庭用井戸で生活飲料水の水質検査（一般細菌、大腸菌、ヒ素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度、濁度）を実施したものに、その経費の一部を助成する。上限額：4,000円    |
|       | 浄水器設置又は井戸掘替費補助事業 | 対象物質（硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、ヒ素）が水質基準を超えた場合、浄水器設置費用または井戸の掘替費用の一部を補助する。上限額：100,000円                                  |
| 一宮町   | 地下水汚染水質調査        | 町内9箇所の井戸の水質を調査する。  |
| 長南町   | 地下水水質調査          | 熊野の清水を含め地下水水質調査6箇所調査実施する。  |
| 大多喜町  | 地下水汚染防止対策事業      | 有機塩素系化合物（4項目）による地下水への水質汚濁の状況を確認するため調査を実施。  |

12.13 リサイクル・分別収集

| 市町村名    | 名 称              | 内 容  |
|---------|------------------|--|
| 千 葉 市   | 家庭ごみの5種21分別収集    | 家庭ごみの5種21 分別収集を実施。現在、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ（5種類）、資源物（ビン（3種類）、缶、ペットボトル、古紙・布類（6種類）、木の枝、刈り草・葉）をごみステーションで収集している。また、粗大ごみを戸別収集（電話及びインターネットによる申込み（有料））している。 |
|         | 集団回収             | 自治会、子供会、老人会等が、資源物（古紙・布類）を自主的に回収する活動に対し補助金を交付している。  |
|         | 使用済小型家電の回収       | 家庭から排出される使用済小型家電について、市内26箇所（ノートパソコン、タブレット、携帯電話、スマートフォンについては11箇所）の公共施設に設置した専用ボックスによる回収を実施している。  |
|         | 廃食用油リサイクル        | 家庭から排出される食用油の拠点回収を実施している。  |
|         | 単一素材製品プラスチックの回収  | 単一素材（ポリプロピレンまたはポリエチレン） でできた製品プラスチック10品目について、区役所など市内12箇所に設置した専用ボックスで拠点回収を実施している。  |
| 銚 子 市   | 家庭ごみの分別収集        | ステーション収集（8分別） 普通ごみ、ビン、カン、ペットボトル、金属類、紙類、衣類、有害ごみ。拠点回収 小型家電。  |
| 市 川 市   | 分別収集             | 平成14年10月から家庭ごみの12分別収集を実施。<br>収集区分：燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カン、新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、大型ごみ（大型ごみは戸別有料収集）※令和元年7月からは剪定枝を分別。              |
| 船 橋 市   | 有価物回収            | 週1回、新聞、雑誌、段ボール、雑がみ、紙パック、古着の回収を実施。  |
|         | 資源ごみ回収           | 週1回、ビン・カン、金属類、ペットボトルの回収を実施。  |
| 館 山 市   | ごみの分別収集          | 平成27年4月から、分別区分を見直し、10品目の分別収集を実施した。<br>種類：燃せるごみ、粗大ごみ、金属類、ガラス類、プラスチック製容器包装（白色トレイ、発泡スチロール含む）、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック。                        |
| 木 更 津 市 | 12分別収集           | 可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック、雑誌、雑紙、段ボール、新聞、紙箱、紙パック、衣類、粗大ごみの12分別収集を実施。   |
|         | 資源回収推進事業         | 資源回収を実施した団体及び協力業者に対して助成金を交付している。   |
| 松 戸 市   | 8分別収集            | 令和4年2月から、分別区分の一部変更を実施した。<br>①可燃ごみ②不燃ごみ③リサイクルするプラスチック④その他のプラスチックなどのごみ⑤ペットボトル（回収拠点から収集するもの）⑥資源ごみ⑦粗大ごみ⑧有害などのごみ<br>※粗大ごみのみ有料                     |
|         | リサイクル活動奨励金制度     | リサイクル活動を推進する団体及び回収業者に対し、奨励金を交付する。（紙類等・缶・ガラスびん類・ペットボトル）   |
|         | 小型家電のボックス回収      | 平成27年度から、家庭から排出される使用済小型家電について、市内20箇所の公共施設に設置した専用ボックスで回収を実施。  |
|         | 廃食用油の回収          | 平成22年4月から、家庭から排出される使用済の食用油の拠点回収を実施している。  |
|         | インクカートリッジの回収     | 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、使用済みインクカートリッジの回収を市内2箇所の公共施設で実施。   |
| 野 田 市   | 資源再利用促進助成金制度     | 資源再生利用促進助成金制度  |
|         | リサイクルフェア         | 毎年10月に3Rの推進として、ポスター展を開催。   |
|         | リサイクルプラザのだ       | 粗大ごみの中からまだ使用できるものを展示し、市民に販売する。   |
|         | 分別収集             | 4種類：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物（缶、びん、ペットボトル、新聞、雑紙、段ボール・紙パック、衣類・布類、金属類）<br>拠点回収：携帯電話、有害ごみ（蛍光管、水銀使用製品、乾電池、充電式電池、ボタン電池）                                  |
|         | 資源物・使用済小型家電の持込回収 | 平成25年4月より、家庭から排出される使用済小型家電について、市内2箇所に臨時集積所を設け、毎月第4日曜日に持込回収を開始した。<br>令和2年9月より、臨時集積所を市内1箇所、持込可能日を月～金（祝日含む）に変更して開始した。                           |

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 茂原市             | 資源ごみ回収  | <p>ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・紙バック・衣類を資源ごみとして回収。</p> <p>スプレー缶、乾電池を資源ごみの日に回収。</p>   |
| 成田市             | 分別収集  | ・平成24年10月から9分別：可燃ごみ、プラスチック製容器包装（ブラマークのあるもの）、ペットボトル、ビン・カン、金物・陶磁器・ガラス類、有害ごみ、紙類、衣類・布類、粗大ごみ   |
|                 | リサイクル運動推進事業   | ごみの減量化と再資源化促進のため、自治会・子ども会等収益事業を目的としない地域住民で構成されたリサイクル実施団体へ、資源物の回収量に応じて奨励金を、資源組合へ助成金を交付している。                                      |
|                 | リサイクルプラザ維持管理運営事業  | リサイクルプラザにおいて、びん・缶類、鉄くず等を分別、再資源化。他に自転車・木製家具等をリサイクルし、市民に販売している。また、フリーマーケットを開催し、リサイクル品を販売している。                                     |
|                 | ペットボトル回収  | ・市内9箇所の協力店から、ペットボトルを回収。   |
|                 | 廃食用油リサイクル   | ・市内19箇所に拠点を置き、食用油を回収。   |
|                 | 再生品販売   | ・リサイクルプラザにおいて、毎月1回、粗大ごみとして出された家具、自転車を修理再生して、安価で販売。  |
| フリーマーケット        | ・リサイクルプラザにおいて、年に2回、出店者を募集し、場所を提供してフリーマーケットを開催。（近年は、新型コロナウイルス感染症拡大の為、中止していたが、令和4年9月に開催。） |   |
| 佐倉市             | 分別収集  | 全12種類（もやせるごみ、うめたてごみ、金属類・小型家電、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装(含ペットボトル)、粗大ゴミ、廃食用油、廃乾電池、廃蛍光管、インクカートリッジ）の分別                                |
|                 | 資源リサイクル   | 金属類・小型家電、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装(含ペットボトル)、粗大ゴミ、廃食用油、廃乾電池、廃蛍光管、インクカートリッジ  |
|                 | 資源回収報償金   | ビン、カン、古紙、古繊維、紙バック 3円/1kg（団体） 2円/1kg（業者）   |
|                 | グリーンリサイクル   | 公園、緑地、街路樹の剪定枝と刈草をチップ化し、リサイクルを行う。（委託事業）  |
| 東金市             | 分別収集  | 7分別（可燃ごみ、ビン類、金属類、カン、ペットボトル、乾電池、蛍光灯類）。粗大ごみは一部事務組合にて有料収集。   |
|                 | リサイクル   | 市内8箇所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、布類、シュレッダー古紙を回収。   |
|                 | ごみ資源化推進事業   | 資源ごみ回収を行った団体に対し、奨励金を交付。   |
|                 | 廃食用油リサイクル   | 家庭から排出される食用油を拠点回収。  |
|                 | 製品プラスチックリサイクル   | 市内7箇所のリサイクル倉庫及び環境保全課窓口に回収ボックスを設置し、製品に「PP（ポリプロピレン）」または「PE（ポリエチレン）」の表示があるものを回収。令和4年9月1日より開始した。                                    |
|                 | 使用済み歯ブラシのリサイクル  | 市内7箇所のリサイクル倉庫及び環境保全課窓口に回収ボックスを設置し回収。令和4年9月1日より開始した。   |
|                 | インクカートリッジの回収  | 市役所ロビーに回収ボックスを設置し回収。令和4年9月1日より開始した。   |
| コンタクトレンズの空ケース回収 | 市役所ロビーに回収ボックスを設置し回収。令和4年9月1日より開始した。   |   |
| 旭市              | 分別収集  | 普通ごみ、資源ごみ(缶・ビン・金属・ペットボトル・紙・布類)及び粗大ごみ(直接搬入)に分類。  |
|                 | 資源ごみ集団回収促進事業  | 資源ごみ回収を実施した団体に対し、奨励金を交付する。（5円/kg）   |
|                 | リサイクル情報コーナー   | 一般家庭において不用になった生活用品の譲渡又は譲受けを希望する市民に対し、その情報交換の場を提供して、リサイクル意識の啓発及び高揚を図る。   |
|                 | 使用済小型家電の回収  | 家庭から排出される使用済小型家電について、市内4箇所の公共施設に設置した専用ボックスによる回収を平成26年10月1日から開始した。   |
| 習志野市            | ごみの分別収集   | 燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみ、資源物（ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、飲料用紙バック、古着類）、粗大ごみに分類。燃えないごみとビン・缶、ペットボトルはリサイクルプラザ内の前処理施設で選別、圧縮、梱包等の処理を行っている。 |
|                 | 有価物回収運動奨励事業   | ごみの減量化と再資源化を促進するため、実施団体への奨励金（4円/kg）、回収業者への補助（4円/kg）を実施。   |
|                 | 使用済小型家電の回収  | 家庭から排出される使用済小型家電について市内9箇所の公共施設に設置した専用ボックスによる回収を平成27年2月13日から開始した。  |
|                 | リサイクルプラザ事業  | リサイクルプラザでは、環境教育に関する各種事業を行っている。（直営）  |

|      |                   |   |
|------|-------------------|---|
| 柏市   | 資源回収事業（旧柏地域）      | 資源品（古紙・古布・金属類・ビン・ペットボトル）の収集及び選別加工を委託。   |
|      | 〃（旧沼南地域）          | 資源ごみ（古紙・古布・金属類・ビン）及びペットボトルの収集及び選別加工を委託。   |
|      | プラスチック分別資源化事業     | プラスチックごみ回収は、旧柏地域は直営及び委託、旧沼南地域は委託。圧縮保管は委託。   |
|      | 柏市リサイクルプラザ家具修繕等事業 | 柏市リサイクルプラザリボン館において、家具の修理及び販売を委託により実施。   |
| 勝浦市  | 使用済み小型家電リサイクル事業   | 回収ボックスの設置による拠点回収を行い、福祉事業所にて解体したのち資源化。   |
|      | 分別収集              | ごみの分別収集を実施（燃やせるゴミ、空き缶・ガラス類、金物類、蛍光灯、ペットボトル、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、衣類、古紙類、ビン類、金物7品目、廃乾電池、粗大ゴミ）。  |
| 市原市  | 廃食用油のリサイクル        | 市内5箇所に回収箱を設置し、家庭から出る廃食用油を回収。  |
|      | 分別収集              | 平成24年10月からペットボトルについて従来の拠点回収に加え、ステーション収集を開始した。また、蛍光灯の有害ごみとしての分別収集を開始し、17分別を実施している。（燃やすごみ、燃やさないごみ、スプレー缶、ライター、灰・ガレキ、廃乾電池、蛍光灯、粗大ごみ、資源物（雑誌、段ボール、紙バック、新聞紙、雑がみ、缶、びん、布類、ペットボトル））※資源物の収集は委託。                 |
| 流山市  | 資源回収推進事業          | 資源回収を実施した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。   |
|      | 集団回収              | 自治会等のリサイクル団体に資源物の回収量に応じて報償金を支給し、再生資源登録業者には奨励金を交付する。   |
|      | 5種分別収集            | 家庭ごみの正しい分け方・出し方は、「燃やすごみ」、「容器包装プラスチック」、「ペットボトル」、「燃やさないごみ」、「有害危険ごみ」の5種分別を実施。このほか、有料、予約制で粗大ごみの戸別回収を行っている。  |
| 八千代市 | リサイクルプラザ・プラザ館事業   | ごみ減量・資源化に関する講座、ガレージセール等を開催。家庭から出された家具と自転車を修理再生し、安価で販売している。  |
|      | 分別収集              | 分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、びん類、缶・金属類、ペットボトル、新聞紙、雑誌類、雑がみ、ダンボール、紙バック、布類）  |
|      | 白色トレイ回収           | 市内12箇所の公共施設等で拠点回収実施。  |
|      | リサイクルフェア          | リサイクルやごみ減量を啓発するイベント。  |
|      | フリーマーケット          | 不要品のリサイクルの場を提供。   |
|      | 集団回収              | 資源回収団体に奨励金、回収業者に特別協力金を交付している。   |
|      | 廃食用油回収            | 市内11箇所の公共施設等で拠点回収実施。  |
|      | インクカートリッジ回収       | クリーン推進課及び清掃センターにて拠点回収実施。  |
| 我孫子市 | 携帯電話・スマートフォン回収    | クリーン推進課、清掃センター及び文化・スポーツ課にて拠点回収実施。   |
|      | 資源化事業             | 資源の分別収集を10種16分別で実施（古紙類、古繊維類、びん類、缶類、金属類、その他プラ、食用油、有害再生物、ペットボトル、剪定枝木）。資源の収集、処分は委託。<br>剪定枝から放射性物質が検出されたため、平成24年7月から「燃やせないごみ」に変更。資源化再開は未定。  |
| 鴨川市  | クリーンフェスタ開催        | リサイクルの流れや廃棄物処理の実状と排出されるごみについて市民とともに考え、ごみの減量とリサイクルの推進を目的として平成15年度から実施している事業で、フリーマーケット、パネル展示などを実施。<br>（放射性物質を含む汚泥や焼却灰を敷地内に保管していることから24年度から開催を中止。現在、汚泥や焼却灰の保管はしていないが、新炉建設の計画で現有施設の解体工事を順次着工するため再開は未定。） |
|      | リサイクルマーケット        | フリーマーケット形式で、各家庭の不用品を持ち寄り、有効利用を図る。   |
|      | 分別収集              | ごみの12種類分別収集を実施している。（燃やせるごみ、金物類、ガラス・セトモノ類、有害ごみ、空きカン、空きビン、ペットボトル、乾電池、古紙、布類、発泡スチロール・白色トレイ、粗大ごみ）  |
| 鴨川市  | インクカートリッジ回収       | 市役所本庁にて拠点回収を実施。   |

|      |                   |   |
|------|-------------------|---|
| 鎌ヶ谷市 | ごみの分別収集           | 分別の種類：燃やすごみ、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、燃やさないごみ、資源になるもの、粗大ごみ  |
|      | リサイクルフェア          | リサイクル啓発イベントで、リサイクル製品の販売やパネル展示を開催、併せてフードドライブ、使用済小型家電の回収を実施。  |
|      | 有価物回収運動           | ごみの減量化と再資源化を図るため、実施団体（PTA）及び回収団体（有価物資源組合）に対し回収量に応じた奨励金を交付する。  |
|      | 使用済小型家電の回収        | 市内にある公共施設6箇所及びクリーンセンターしらさぎ（柏市藤ヶ谷）に回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収及びリサイクルの実施。  |
|      | インクジェットカートリッジの回収  | インクジェットプリンター用のカートリッジ里帰りプロジェクトに参加し、クリーン推進課窓口で、使用済みのインクジェットプリンターカートリッジの回収及びリサイクルの実施。  |
|      | 小型充電式電池の回収        | 小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニッケル電池、ニカド電池）の回収ボックスを市役所クリーン推進課窓口を設置し、使用済小型充電式電池の回収及びリサイクルを実施。  |
| 君津市  | 資源ごみ分別収集事業        | 分別の種類・品目<br>生きびん、透明びん、茶びん、その他びん、缶（飲料・食料）、スプレー缶、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パック、雑紙、繊維類、PETボトル、容器包装プラスチック14品目<br>リサイクル事業：直営・委託<br>透明びん、茶びん、その他びん、PETボトル、容器包装プラスチック、剪定木：委託 |
|      | 資源ごみ集団回収推進事業助成金   | 自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA等の市民団体及び協力業者に対し助成金を交付。助成金・団体2円/kg、組合1円/kg   |
|      | 資源ごみ回収事業推進協力団体交付金 | 家庭から排出される資源ごみの分別収集活動に対し、自治会に回収量に応じ協力金を交付。   |
| 富津市  | 資源ごみ回収活動推進助成金     | 資源ごみの回収を実施したPTA、婦人会、子供会、老人クラブ等に対して、助成金を交付。  |
|      | 分別収集              | 13種類の分別を実施。可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン・缶・ペットボトル）、容器包装プラスチック、粗大ごみ、繊維類、新聞、雑誌、ダンボール、その他紙製容器、紙パック、乾電池、蛍光灯   |
| 浦安市  | 分別収集              | 5分別（可燃、不燃、粗大、有害、資源）資源物は紙類、びん、缶、ペットボトル   |
|      | 小型家電リサイクル事業       | 市役所、各公民館で回収箱を設置。  |
|      | 集団資源回収            | 自治会、子供会、PTA等の団体が紙類や繊維類の資源回収を行った場合、その回収量に応じて補助金を交付。（5円/kg）   |
|      | 廃食油、古着・古布回収       | 市役所、各公民館で月1回収（奇数月は市役所のみ、偶数月は市役所と各公民館で実施）。   |
| 四街道市 | 分別収集              | 11分別（可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物（びん類、缶類、古紙、繊維、ペットボトル、廃食油））   |
|      | 再資源化物集団回収事業       | 市に登録した市内の団体（自治会・子ども会等及び再資源化組合）が回収した資源物（新聞・雑誌等）の量に応じて補助金を交付している。   |
|      | 使用済小型家電の回収        | 市内10箇所に回収ボックスを設置し、使用済小型家電を回収。   |
|      | リユース品情報コーナー       | 不用品のリサイクルを推進するため、市民から申請のあったゆずりたい、ゆずってほしい品物を市ホームページなどで公開している。  |
| 袖ヶ浦市 | 資源回収活動推進事業        | 資源回収を実施した団体に対して助成金を交付している（4円/1kg）。  |
|      | 分別収集              | 可燃・不燃・粗大・ビン・カン・紙・布・ペットボトル・有害ごみ・使用済小型家電  |

|         |              |   |
|---------|--------------|---|
| 八 街 市   | 分別収集         | 可燃、不燃、カン、ビン、ペットボトル、粗大ごみ、古紙、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、有害ごみ  |
|         | 資源回収実施奨励金    | 資源回収実施団体（区、町内会、子供会等）に対し、奨励金を交付。回収品目：古紙類、スチール缶、アルミ缶  |
|         | 使用済植物性食用油の回収 | 平成22年1月から実施。毎月第2水曜日に拠点回収。   |
|         | 衣類等リサイクル     | 使用可能な衣類（古着・毛布・タオル類）等をクリーンセンターにて受け取り、業者に売り払い、リサイクルしている。  |
|         | 羽毛布団リサイクル    | 使用可能な羽毛布団をクリーンセンターにて受け取り、業者に売り払い、リサイクルしている。   |
|         | リユース可能な製品の回収 | リユース可能な製品を業者に売り払い、リサイクルしている。  |
|         | 拠点回収         | インクカートリッジ、電池を市内3箇所にて拠点回収。   |
| 印 西 市   | 廃食油リサイクル     | 家庭から排出される食用油を市内15箇所にて拠点回収。  |
|         | 有価物集団回収奨励金   | 町内会や子ども会などの団体で紙類や空き缶などの有価物を収集し、回収量に応じて市から奨励金を交付している。  |
| 印 西 市   | 使用済小型家電リサイクル | 市内17箇所に回収ボックスを設置し使用済小型家電を回収。  |
|         | 分別収集         | 5種19分別の分別収集を実施。   |
| 白 井 市   | 資源回収運動奨励金事業  | 自治会、PTA等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。   |
|         | 廃食油リサイクル     | 出先機関等に回収バケツを設置し、集まった廃食油をインク原料等としてリサイクルする。   |
|         | 分別収集         | 資源物（缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集。  |
|         | 生活用品交換広場事業   | 家庭で不用になった品物を有効活用するため、市民に情報を提供。  |
|         | 使用済小型家電回収事業  | 出先機関等に回収ボックスを設置し、集まった小型家電を電子部品等としてリサイクルする。  |
| 富 里 市   | 資源回収運動       | 資源回収実施団体に対して奨励金を交付する。   |
|         | 分別収集         | 収集場所による収集9分別（可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、水銀入り体温計、紙類、布類）粗大ごみの戸別収集（有料・電話申込みによる予約及び申請）  |
| 南 房 総 市 | 分別収集         | 家庭ごみを可燃ごみ、空き缶、金物類、空きビン、ガラス・せともの類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、古紙・布類、雑がみの10分別による、ごみステーションでの収集を行っている。また、粗大ごみを有料で、電話申込による戸別収集を行っている。 |
|         | ペットキャップ運動    | 市民からペットボトルのキャップを回収し、ごみの減量及びリサイクルを推進している。あわせて回収業者により、リサイクルの売却益を発展途上国の子供たちにワクチンを届けるために寄付している。                                       |
|         | 廃食用油リサイクル    | 一般家庭から出る廃食用油を市内7か所にて回収。リサイクル（売却）している。   |
| 匝 瑛 市   | 資源ごみ集団回収促進事業 | 市民団体による集団回収に対し補助金を交付する。   |
|         | ごみの分別収集      | 3分別（普通、資源、有害）で収集。さらに資源ごみは種類ごと（カン、ビン、ペットボトル、金属、紙類、衣類）に分かれる。  |
|         | 使用済小型家電の回収   | 平成26年度から、市内7箇所に回収ボックスを設置し、有用金属を含む使用済小型家電の回収を行っている。  |
| 香 取 市   | 分別収集         | 可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（ビン・缶・ペットボトル・紙類・布類・プラマーク）の収集を実施。   |
|         | フリーマーケット     | イベント開催時に実施。   |
|         | リサイクル情報コーナー  | 家庭で不用になった物で、リサイクルできる物について、情報を市民に提供し、リサイクル意識の高揚を図る。  |
|         | 再資源化物回収奨励金   | 自治会、PTA等の資源ごみの回収を実施した団体に対して、奨励金を交付  |

|           |                   |  |
|-----------|-------------------|--|
| 山 武 市     | 資源回収運動奨励金         | 自治会、PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、奨励金を交付する。(3円/kg)   |
|           | リサイクル倉庫事業         | リサイクル倉庫を設置し、段ボール・新聞紙等の回収を実施。   |
|           | 分別収集              | ・成東地域では6分別(可燃ごみ、カン、ビン、ペットボトル、金属類、ガラス類)<br>・山武、松尾、蓮沼地域では4分別(可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、有害ごみ)そのうち資源ごみは9分別(カン・ビン、衣類、その他布、雑誌、新聞、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、段ボール)、不燃ごみは3分別(ガラス類、小型家電、金属類その他) |
| い す み 市   | 分別収集              | 市及び委託業者により、可燃ごみ、不燃ごみ(ガラス・せともの類・金属類)、資源ごみ(カン・ビン・ペットボトル・古紙類)の分別収集を実施。  |
|           | 使用済小型家電の回収        | 市内3箇所回収ボックスを設置し使用済小型家電を回収。   |
| 大 網 白 里 市 | 分別収集              | 分別収集については7種類(可燃ごみ、ビン・ガラス、カン、ペットボトル、金属類、乾電池、蛍光灯・体温計)  |
|           | 資源再生利用促進奨励金交付事業   | 昭和57年4月1日適用 資源の収集を市内の区・自治会その他の営利を目的としない各種団体で実施した場合奨励金を交付する。  |
|           | 廃食用油回収事業          | 平成14年から実施。家庭で使用された食用油を市内3箇所回収。   |
|           | リサイクル回収倉庫         | 平成20年5月から再資源化実施 市内4箇所設置(雑誌、新聞、ダンボール、飲料用紙パック、衣類、雑がみ、食品トレイ回収)  |
| 酒 々 井 町   | 資源回収報償金           | 登録団体が行う資源回収に対し報償金を交付。  |
|           | ペットボトル回収事業        | 協力店(1店)で回収し、リサイクルを実施。  |
|           | 蛍光管、乾電池回収事業       | ごみ集積所、協力店(蛍光管5店、乾電池6店)及び役場で回収し、リサイクルを実施。   |
|           | 分別収集              | 全9種類(もやせるごみ、もやせないごみ、ビン、カン、粗大ごみ、廃蛍光管、廃乾電池、スプレーカン、カセットボンベ)   |
|           | 廃食用油リサイクル         | 家庭から排出される廃食用油を役場で回収。   |
| 栄 町       | 分別収集              | 5分別(可燃、不燃、資源、有害、粗大)で収集。資源ごみとしては、8分別(びん、カン、ペットボトル、紙類、布類、紙パック、プラスチック、白色トレイ。)   |
| 神 崎 町     | 再資源化物回収協力奨励金      | 実施団体が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対し、1kg当り3円の奨励金を交付。   |
|           | 資源物回収所設置          | 資源物回収所を設置し、新聞紙、チラシ、ダンボール、牛乳パック、衣類を回収している。  |
| 多 古 町     | 分別収集              | 可燃、資源8分別(プラスチック容器類、びん類、缶類、ガラス類、ペットボトル、金属類、衣類、紙類)、不燃、粗大   |
|           | 3R推進運動(リサイクル推進事業) | 年2回(10月、3月)古紙・衣類・携帯電話を回収する。  |
|           | 小型家電回収ボックスの設置     | 庁舎を含めた町内7箇所に小型家電回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収を実施。  |
|           | エコキャップの回収         | 途上国の子どもたちにワクチンを届けるため、役場庁舎でペットボトルキャップを回収。   |
| 東 庄 町     | フリーマーケット          | リサイクル啓発事業として年1回開催。   |
|           | 分別収集              | 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(ビン・カン・ペットボトル・紙類・衣類)の分別収集。   |
|           | インクカートリッジ・トナーの回収  | 町内2か所にてインクカートリッジ・トナーの回収。   |
|           | 小型家電回収ボックスの設置     | 町内2箇所に小型家電回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収を実施。  |
| 九 十 九 里 町 | 資源回収運動            | PTA、子ども会等の団体による資源回収運動について、奨励金を交付する。(3円/kg)   |
|           | ごみ分別収集            | 可燃ごみ、カン、ビン、金属類、乾電池、ペットボトル、蛍光灯類、粗大ごみの分別。  |
|           | リサイクル             | 町内3箇所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、古着を回収。町内2箇所にリサイクル倉庫を設置し、乾電池類、蛍光灯類を回収   |



|      |                   |  |
|------|-------------------|--|
| 芝山町  | 廃棄物資源化回収事業        | P T A、子供会等の団体による資源回収に対し、補助金を交付する。(3円/kg)   |
|      | 分別収集              | 4分別(可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、有害ごみ)のうち資源ごみは9分別(カン・ビン、衣類、その他布、雑誌、新聞、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、段ボール)、不燃ごみは3分別(ガラス類、小型家電、金属類その他)           |
| 横芝光町 | 分別収集              | 4分別(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ)で収集。   |
|      | 資源再生利用奨励金         | 平成18年3月27日制定。ごみの減量化及び資源の再利用を図るため、再生可能な有価物を回収した子供会やP T A等の団体に対し、資源再生利用奨励金を交付する。回収対象物品は、紙類・繊維類・アルミ類(3円/kg)、廃食用油(20円/ℓ) |
| 一宮町  | エコキャップの回収         | 途上国の子どもたちにワクチンを届けるため、役場庁舎と公民館の2箇所に回収ボックスを設置し、ペットボトルキャップを回収。  |
|      | 資源ごみ収集            | 長生郡市広域市町村圏組合で実施。ビン・缶・ペットボトル・スプレー缶・紙類・衣類・乾電池をゴミステーションにて回収。  |
|      | 使用済小型家電の回収        | 長生郡市広域市町村圏組合で実施。役場庁舎内に回収ボックスを2箇所設置、使用済の小型家電(携帯ラジオ、デジタルカメラ等)を回収。  |
|      | 使用済携帯電話・スマートホンの回収 | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参画していた経緯から、その後も継続して役場庁舎に専用ボックスを設置し使用済携帯電話等を回収。                 |
| 睦沢町  | 資源ごみ収集            | 長生郡市広域市町村圏組合で実施<br>分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類 委託で実施。   |
| 長生村  | 資源ごみ収集            | 長生郡市広域市町村圏組合で実施。<br>分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を月1回ステーション回収。  |
| 白子町  | 資源ごみ収集            | 長生郡市広域市町村圏組合で実施。<br>分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を月1回ステーション回収。  |
| 長柄町  | 資源ごみ収集            | 長生郡市広域市町村圏組合で実施。<br>分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を月1回ゴミステーションにて回収。  |
|      | 使用済小型家電の回収        | 長生郡市広域市町村圏組合で実施。役場庁舎内に回収ボックスを1箇所設置、使用済の小型家電を回収。  |
| 長南町  | 資源ごみ収集            | 長生郡市広域市町村圏組合で実施。<br>分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類をゴミステーションにて回収  |
|      | 入歯リサイクル           | 役場に入歯回収ボックスを設置して入歯の金属を「日本入歯リサイクル協会」に送りユニセフに寄付している。   |
|      | リサイクルマーケット        | 住民に地球温暖化防止の意識高揚を図り、ゴミ減量化・再商品化・3Rを推進するため長南フェスティバルの中でリサイクルマーケットを開催している。  |
|      | 使用済小型家電の回収        | 長生郡市広域市町村圏組合で実施。役場庁舎内に回収ボックスを1箇所設置、使用済の小型家電を回収。  |
| 大多喜町 | 町内一斉清掃            | 美しいふるさとづくり運動の一環として、年1回住民参加による町内一斉清掃を実施。  |
| 御宿町  | リサイクル事業           | カン、ビン、ペットボトル・発泡トレイを分別し、回収。町内3箇所にリサイクルステーションを設置し、水曜日に回収。  |
|      | 分別収集              | 収集場所による収集。<br>可燃ごみ、カン・鉄類(小型家電、乾電池等)、ビン・ガラス類、古紙・布類(新聞・段ボール等)、ペット・ブラ類<br>戸別収集による収集。<br>月1回申込みによる粗大ごみ収集を行っている。          |
|      | 古紙回収              | 町全戸対象の古紙回収(週1回)。   |
|      | インクカートリッジの回収      | 町内1か所にてインクカートリッジの回収。   |

|     |        |  |
|-----|--------|--|
| 鋸南町 | 町内一斉清掃 | 年2回住民による町内一斉清掃を実施。                                 |
|     | 分別収集   | 鋸南地区環境衛生組合にて分別収集実施。（可燃・紙布類・かん類、ビン類・ペットボトル・粗大ごみに分別） |

12.14 ごみ減量化対策

| 市町村名    | 名 称                        | 内 容   |
|---------|----------------------------|---|
| 千 葉 市   | 生ごみ減量処理機購入費補助事業            | 販売価格（税込）の1/2、上限3万5千円、同一住居あたり5年で1基まで補助   |
|         | 生ごみ肥料化容器購入費補助事業            | 販売価格（税込）の2/3、上限4千円、同一住居あたり5年で2基まで補助   |
|         | 段ボールコンポスト購入費補助事業           | 販売価格（税込）の2/3、上限4千円、同一住居あたり1年で2基まで補助   |
|         | ごみ減量のための「ちばルール」推進事業        | 「地域特性を踏まえた「ちば型」の資源循環型社会を実現するために、実効性の高く、かつ法的な規制による強制力を伴わない自主ルール「ちばルール」に基づき、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者がそれぞれの役割と責任のもと、「レジ袋削減・簡易包装の推進」「エコ製品取り扱いの拡大」「事業者による廃プラスチック類の自己回収」等を展開している。       |
|         | 家庭ごみ手数料徴収制度                | 家庭ごみの減量・再資源化の推進及びごみ処理費用負担の公平化のために平成26年2月1日から導入。<br>【対象】可燃ごみ・不燃ごみ 【手数料額】0.8円/ℓ<br>・可燃ごみ 45ℓ（36円/枚）、30ℓ（24円/枚）、20ℓ（16円/枚）、10ℓ（8円/枚）、5ℓ（4円/枚）<br>・不燃ごみ 20ℓ（16円/枚）、10ℓ（8円/枚）    |
| 銚 子 市   | 指定ごみ袋制度                    | 普通ごみ袋（45ℓ相当）450円/10枚、普通ごみ袋（20ℓ相当）200円/10枚、資源ごみ袋（40ℓ相当）200円/10枚、資源ごみ袋（20ℓ相当）100円/10枚   |
| 市 川 市   | ごみ減量化・資源化協力店制度             | ごみ減量や資源化に取り組む店舗を協力店として指定し、消費者と共にごみ減量運動を展開している。  |
|         | 市川市廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）制度 | 平成5年度から事業実施。市から委嘱された推進員が、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）といった3Rの推進やごみの減量について、市民と市が協働で推進するために設置された。<br>＜令和4年度実績＞じゅんかんパートナー118人 報酬1,000円/月                                |
|         | 生ごみ堆肥化容器等補助事業              | 家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ堆肥化容器等の購入費の一部を補助している。<br>＜令和4年度実績＞コンポスト容器：57基、ミニ・キエーロ：4基<br>※1基当たりの補助金額は、購入費の半額（上限3,000円）  |
|         | 指定ごみ袋制度                    | 燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カンについて指定ごみ袋制度を導入している。（ビン、カンについては、透明または半透明の袋に入れての排出も可）   |
| 船 橋 市   | 生ごみ処理機購入費助成                | コンポスト容器等：1世帯につき2基まで。1基ごとに購入価格の1/2上限3,000円で助成。   |
|         | 指定ごみ袋                      | 可燃ごみ、不燃ごみについて指定袋制を実施。<br>金額は各小売店に任せているため把握していないが、収集料金は無料。   |
|         | 粗大ごみの有料化                   | 平成14年10月から実施。370円～  |
| 館 山 市   | 可燃物用指定袋制度                  | 可燃ごみについて指定袋制を導入（平成14年7月～）。<br>平成29年4月1日から料金改定。45ℓ（60円/枚） 30ℓ（40円/枚） 15ℓ（20円/枚）  |
|         | 粗大ごみ収集の有料化                 | 平成25年4月から実施。粗大ごみ1点につき500円。  |
|         | 生ごみ処理機購入費補助事業              | 生ごみ処理機（電動式及び非電動式）：購入額の4/5（上限100千円）  |
| 木 更 津 市 | 指定ごみ袋制度                    | 可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチックについて指定ごみ袋制度を導入し、分別排出の徹底を促している。   |
|         | 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度         | コンポスト容器は、1世帯2容器まで、密閉容器は1世帯3容器まで助成。助成額は、1容器につき購入価格（消費税等を除く）の1/2の額で6,000円を限度。（令和4年度実績：22基 72,600円）<br>機械式生ごみ処理機は、1世帯1機まで購入価格（消費税等を除く）の1/2の額で25,000円を限度。（令和4年度実績：28基 585,500円） |

|      |                            |   |
|------|----------------------------|---|
| 木更津市 | 粗大ごみ収集の有料化                 | 平成13年4月から実施。粗大ごみ1点につき800円。  |
|      | 小動物の死体の収集の有料化              | 昭和49年4月から実施。平成10年4月から1体につき2,000円。   |
| 松戸市  | 生ごみ処理容器等購入費補助事業            | 家庭用生ごみ処理容器等の購入者に対し、購入費の一部を補助する。<br>生ごみ処理容器：購入金額の1/2（上限6,000円）1年度中1世帯2基まで 生ごみ減量化機器：購入金額の1/3（上限20,000円）1年度中1世帯1基まで<br>令和4年度実績：1,794,100円      |
|      | 松戸市廃棄物減量等推進員（クリンクル推進員）制度   | 家庭から排出されるごみの減量や資源化、ごみ出しマナーの向上を推進するため、市民と市を繋ぐパイプ役として、廃棄物減量等推進員（クリンクル推進員）を委嘱する。   |
|      | 松戸市ごみ減量・リサイクル協力店（クリンクル協力店） | ごみの減量やリサイクル活動を積極的に実施している小売販売店等を「クリンクル協力店」として認定し、消費者と店舗等との相互協力によるごみ減量・リサイクル運動の促進を図る。   |
|      | 靴・バッグ・ベルトの回収事業             | 平成27年から、市内17か所の公共施設に靴・バッグ・ベルトの回収ボックスを設置し、海外での再利用を目的に事業者へ売却し、ごみの減量やリユースの促進を図る。<br>令和4年度実績：総重量20,010kg  |
|      | 粗大ごみ等リユース実証事業              | ごみの減量と障害者就労施設利用者の就労支援を目的とし、粗大ごみ等の中からまだ使用できるものを障害者就労施設の利用者が清掃・補修し、常設展やイベント等でリユース品として販売する。<br>令和4年度実績：販売店数502点 総重量3,196.3kg                   |
| 野田市  | 指定ごみ袋制度                    | 年間120枚分の指定ごみ袋引換券を各家庭に無料配布。足りなくなった場合は有料で購入。（20ℓ：85円/枚、30ℓ：125円/枚、40ℓ：170円/枚）   |
|      | ごみ減量協力店制度                  | 市内店舗でトレイ回収など13項目を対象に協力をお願いしている。<br>回対象：トレイ、紙パック、アルミ缶、マイバッグ持参、レジ袋、簡易包装、ガラスびん、段ボール、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、充電式電池、ボタン電池                                 |
|      | 生ごみ堆肥化装置購入助成金制度            | コンポスト容器、密閉式容器、キエーロは、1か年度につき、1世帯2容器まで、助成額は、1容器につき購入価格（消費税等込み）の1/2の額で10,000円を限度。<br>機械式生ごみ処理機は、1か年度につき、1世帯1台まで、購入価格（消費税等込み）の1/2の額で30,000円を限度。 |
|      | 剪定枝等無料回収                   | 市内一般家庭から排出される剪定枝、落ち葉、草を電話予約により無料戸別回収し、剪定枝等堆肥化施設に持込んでいる。   |
| 茂原市  | 指定ごみ袋制度                    | 可燃ごみ袋（45ℓ：65円/枚、30ℓ：50円/枚、20ℓ：35円/枚）<br>不燃ごみ袋（大：170円/10枚以下（税別）、小：120円/10枚以下（税別））で販売し、価格は販売先で決定する。）  |
|      | 茂原市生ごみ堆肥化容器設置推進事業          | 家庭から出る生ごみの減量化を図るため、コンポスター・EM容器について補助額を差し引いた価格で販売。   |
|      | 生ごみ処理機購入費補助事業              | 生ごみ処理機の購入価格の1/2を助成。（上限18,000円）  |
| 成田市  | 指定ごみ袋                      | 半透明の指定ごみ袋（5種類）、収集料金：無   |
|      | 廃棄物減量等推進員（通称：クリーン推進員）      | 廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市と市民が相互に協力し、一体となって推進に取り組むため、地区から推薦された方を「廃棄物減量等推進員」として市長が委嘱する。   |
|      | 家庭用ごみ減量器具設置費補助事業           | 一般家庭から排出されるごみの自己処理を促進し、ごみの減量化を図るため、機械式生ごみ処理機、生ごみ処理容器、コンポスト容器の購入に対して助成している。  |
| 佐倉市  | 生ごみ処理器補助制度                 | コンポスト容器補助：購入費の1/3（上限2,000円）<br>生ごみ処理機補助：購入費の1/4（上限10,000円）<br>発酵菌容器補助：購入費の1/3（上限2,000円）   |
|      | 指定ごみ袋                      | ポリエチレン製の指定袋（もやせるごみ、うめたてごみ、カン、ビン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装（含ペットボトル））  |
| 東金市  | 生ごみ堆肥化装置設置事業               | コンポスト等の生ごみを堆肥化する容器の購入者に対し、補助金を交付する。限度額2.5万円   |
|      | 指定ごみ袋制の導入                  | 可燃ごみ袋（45ℓ：35円/枚、30ℓ：25円/枚、20ℓ：15円/枚）不燃ごみ袋の価格については、販売先で決定。   |
|      | フードドライブ                    | 市役所環境保全課窓口に食品回収BOXを設置しそれらをまとめてフードバンク団体などに寄贈する   |

|      |                      |   |
|------|----------------------|---|
| 旭市   | 生ごみ処理機等購入費補助         | 家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、生ごみ処理機等を購入する者に補助金を交付する。購入価格の1/2以内で、電動生ごみ処理機20,000円、生ごみ堆肥化容器3,000円を上限。                         |
|      | ごみの有料化               | 普通ごみ用（大45ℓ：450円/10枚、小20ℓ：200円/10枚）、資源ごみ用（大45ℓ：450円/10枚、小20ℓ：100円/10枚）   |
|      | ごみ減量化と3R推進のまち宣言事業    | ごみを限りなく減らし、環境にやさしい資源循環型社会を目指すため、「ごみ減量化と3R推進のまち」を宣言し、市民や事業者による積極的な3R行動への取り組みを支援する。   |
|      | 旭市廃棄物減量化推進員の設置       | 一般廃棄物の適正処理、分別排出及び資源化を推進し、一般廃棄物の減量化を図る。旭市廃棄物減量化推進員設置要綱（平成25年4月1日制定）  |
| 習志野市 | 清掃活動の推進・啓発事業         | 習志野市をきれいにする会の開催と環境美化推進員を対象とした廃棄物等に関する講習会の開催を行う。   |
| 柏市   | 生ごみ処理容器等購入費補助事業      | 生ごみ処理容器購入者に対し、補助金を交付。<br>・コンポスト、微生物等を利用した生ごみ処理容器：本体購入価格の1/2、上限1万円<br>・機械式生ごみ処理容器：本体購入価格の1/3、上限1万円                           |
|      | 指定ごみ袋制度              | 指定ごみ袋制度：有<br><br>（旧柏地域：可燃ごみ、容器包装プラスチック類）（旧沼南地域：燃やすごみ、プラスチック系ごみ）   |
| 勝浦市  | 生ごみ処理容器等補助事業         | 生ごみ処理容器等の購入者に対し補助金を交付する。<br>・コンポスト容器、EM生ごみ処理容器：購入額（税込）の1/2、限度額3,000円（1世帯2基まで）<br>・機械式生ごみ処理機：購入額（税込）の1/2、限度額30,000円（1世帯1基まで） |
|      | ゴミの有料化               | 平成20年7月から実施。<br>・可燃用指定ごみ袋：20ℓ：20円/枚、30ℓ：30円/枚、40ℓ：40円/枚<br>・可燃ごみの自己搬入：10kgあたり手数料40円   |
|      | 粗大ゴミの有料化             | 平成20年7月から実施。<br>・戸別収集：1点あたり500円（粗大ごみ処理券購入）<br>・自己搬入：10kgあたり手数料60円   |
| 市原市  | 生ごみ肥料化容器及び処理機購入費補助制度 | 生ごみ肥料化容器：購入価格（税抜）の1/2で限度額3,000円、1世帯あたり2基まで。<br>生ごみ処理機：購入価格（税抜）の1/3で限度額20,000円、1世帯あたり1基まで。                                   |
|      | ごみ減量化・リサイクル推進店       | ごみ減量化、リサイクルに取り組んでいる店舗をエコショップとして認定。  |
|      | 多量排出事業者の減量指導         | 事業系一般廃棄物を多量に排出している事業者に対し、適正な処理を図るべく管理責任者の選任、減量計画書の提出を依頼している。  |
|      | 指定ごみ袋                | 燃やすごみ、燃やさないごみについて指定袋を導入。価格は販売先で決めている。   |
|      | 粗大ごみ有料化              | 平成14年4月から実施。戸別収集：1点あたり1,230円、自己搬入：10kgあたり200円   |
| 流山市  | リサイクル推進店             | 資源物の店頭回収やレジ袋削減、簡易包装などの取り組みを積極的に行う店舗を「リサイクル推進店」として認定し、循環型社会の形成を目指す。  |
|      | 廃棄物減量等推進員            | 循環型社会の構築へ向け、地域のごみ減量リーダーとして自治会から推薦された方を、「廃棄物減量等推進員」として市長が委嘱する。   |
|      | 多量排出事業者の減量指導         | 一定規模以上の事業用建築物を有する事業者に、事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を義務付け、ごみ減量を図る。   |
|      | 剪定枝の資源化              | 市内で発生した剪定枝を堆肥化し配布している。  |
| 八千代市 | 廃棄物減量等推進審議会及び推進員制度   | 審議会は学識経験者、事業者、市民他で構成。推進員は自治会推薦。   |
|      | 生ごみたい肥化容器等購入費補助      | 本体購入費（税抜）の6割補助で限度額はコンポスト・EM容器3,000円、電気式生ごみ処理機20,000円。   |
|      | ごみ減量協力店制度            | 一定の要件を備えた店舗を募り、ごみ減量協力店と認定することにより、市民と事業者との相互協力によるごみの減量化及び再資源化を促進する。  |

|      |                     |   |
|------|---------------------|---|
| 八千代市 | 指定ごみ袋制度             | 平成12年7月1日から実施（40ℓ：24円/枚、30ℓ：18円/枚、20ℓ：12円/枚、10ℓ：8.5円/枚）。ただし、10ℓは平成23年8月から。                |
|      | 粗大ごみ有料化             | 平成17年7月1日から実施。令和2年1月に手数料改定。<br>・搬入する場合：10kgにつき150円<br>・収集する場合：品目別に300円、600円又は900円         |
| 我孫子市 | 生ごみ処理容器等購入補助金事業     | 生ごみの減量化を図るために、購入者に対して助成金を交付。<br>機械式生ごみ処理機・コンポスト容器・ボカシ容器（いずれも本体価格の2/3、上限5,000円）            |
|      | 我孫子市再資源化事業          | 一般家庭から排出される資源を回収した団体に対し、その回収量に応じて奨励金を交付。<br>古紙、古繊維、空きびん、金属類（缶含む）を対象に5円/kg、1世帯当たり10円/月     |
|      | ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度 | 平成16年4月からリサイクル活動を実施している各事業者、認定とともに実施する事業所を「ごみ減量・リサイクル推進事業所」として認定し、広報やホームページで市民にPRしている。    |
| 鴨川市  | ごみ有料化制度             | 燃やせるごみ50円/45ℓ袋、20円/20ℓ袋（袋代別）  |
| 鎌ヶ谷市 | 指定ごみ袋制              | 燃やすごみ、プラスチック製容器包装類について指定袋制を実施。  |
|      | 粗大ごみの有料化            | 平成8年10月から有料化を実施。粗大ごみ1点につき、直接持ち込み：440円・戸別収集：880円   |
|      | 生ごみ処理容器等購入費助成制度     | 家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費の一部を補助している。                                       |
| 君津市  | 指定ごみ袋制度             | 可燃・不燃ごみについては、指定ごみ袋を購入する（ミニ袋は可燃のみ）。<br>ミニ袋10円/枚、小袋20円/枚、中袋30円/枚、大袋40円/枚 ※1袋10枚入りで販売している。   |
|      | 剪定木等処分委託            | 剪定木の処理手数料：50kg以下の場合10kgあたり80円 50kgを超える場合は10kgあたり170円                                      |
|      | 生ごみ肥料化容器購入設置助成金     | 生ごみ肥料化容器を購入し、設置する方に助成金を交付。購入金額の1/2 限度3,000円、1世帯2容器まで。                                     |
|      | 家庭用生ごみ処理機購入費助成金     | 家庭用の生ごみ処理機を購入する方に助成金を交付。購入金額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基まで。                                |
| 富津市  | 指定ごみ袋               | 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチックを指定ごみ袋で回収する。   |
| 浦安市  | 事業系少量一般廃棄物指定収集袋     | 燃やせるごみ・燃やせないごみ45ℓ袋290円、22.5ℓ袋140円、資源物（びん・缶・ペットボトル用）45ℓ袋各140円、22.5ℓ袋各70円、紙類用70円            |
| 四街道市 | 買い物袋持参運動            | 買い物袋を持参して協力店で買い物をすると、1回につき1枚シールがもらえる。シールを20枚集めると、市指定可燃ごみ袋又は不燃ごみ袋（各20ℓ）1枚と交換できる。           |
|      | エコショップ認定制度          | ごみの減量やリサイクル等環境に配慮した取組みを行っている市内小売店をエコショップとして認定する。  |
|      | 生ごみたい肥化容器の無料配布      | 生ごみの減量化及び再資源化を図るため、市内在住、在勤、在学者に対しEM容器及びEM資材を無料配布。   |
|      | 家庭系ごみ処理手数料制度        | 家庭系ごみ減量化の推進、資源化・リサイクルの向上及びごみ処理に係る負担の公平性の確保を目的として、令和2年9月から導入。<br>（対象）可燃ごみ、不燃ごみ（手数料額）1.2円/ℓ |
|      | 施設見学会               | 市内小中学校を対象とした、市ごみ処理施設（クリーンセンター）見学会を実施。   |
|      | 総合講座                | 市内小学校を対象とし、市職員がごみ処理の現状などに関する学習会を実施。   |
|      | 出前講座                | 市民団体を対象とし、市職員がごみの分別、減量などに関する講座を実施。  |
| 袖ヶ浦市 | ごみ指定袋制事業            | 燃やせるごみ、燃やせないごみ共通（40L：16円/枚 30L：13円/枚 20L：11円/枚）   |
|      | 粗大ごみ有料化事業           | 戸別収集：1点あたり500円または1,000円、自己搬入：10kgあたり100円  |
|      | 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金事業  | 生ごみ肥料化容器：購入額の1/2 上限3,000円<br>機械式生ごみ処理機：購入額の1/2 上限25,000円                                  |

|                                 |                              |  |
|---------------------------------|------------------------------|--|
| 袖ケ浦市                            | 子ども服リユースイベント「ガウラの古着屋さん」      | 市民から不要になった子ども服を寄贈いただき、必要な方に再度使用していただくことでリユースを行う。   |
|                                 | フードドライブ                      | 市役所内に食品回収BOXを設置し、子ども食堂や福祉施設等に提供する。   |
| 八街市                             | 指定ごみ袋制度                      | 可燃ごみ（特大・大・小）、カン、ビン、不燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、乾電池  |
|                                 | 家庭用生ごみ減量機器設置促進事業             | 生ごみ処理容器：購入額の1/2 上限3,000円(税込) 2基まで<br>電気式生ごみ処理機：購入額の1/2 上限20,000円 1基まで                                      |
|                                 | 粗大ごみ戸別収集                     | 業務委託による収集：地区ごとに月1回収集（1回の予約で3点まで）。1点あたり550円。<br>職員による収集：回収量1tまで16,500円                                      |
|                                 | 八街市リサイクル推進店認定制度              | ごみの減量及び資源化を行うことにより、再生利用、再資源化等に係る市の施策に協力する事業者として、八街市リサイクル推進店に認定する。  |
|                                 | 八街市リユース推進店認定制度               | 中古品の買取・販売等を行うことにより、不用品の再利用・再生利用等に係る市の施策に協力する事業者として、八街市リユース推進店に認定する。  |
| 印西市                             | 生ごみ処理容器等購入費補助制度              | 生ごみ処理容器：購入金額の2/3、上限3,000円の補助<br>生ごみ処理機：購入金額の2/3、上限40,000円の補助   |
|                                 | 指定ごみ袋制度                      | 燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装の指定袋を導入。  |
|                                 | リサイクル情報広場の設置                 | 不用品情報コーナーの設置。  |
|                                 | ごみの分別出前講座                    | 町内会等各種団体や児童館、小学校等での出前講座の実施。  |
|                                 | ノーレジ袋デーの実施                   | 毎月5日に「ノーレジ袋デー」を実施。   |
|                                 | マイバッグ普及促進協力店制度               | 市内においてマイバッグの持参を積極的に推進している店舗を広く市民等に推奨し、その活動を支援する。令和4年3月1日廃止。  |
|                                 | 食品ロス削減協力店登録制度                | 市内において食品ロス削減を推進している飲食店、食料品を扱う小売店等を登録し、広く市民に推奨する制度。令和4年3月1日から実施。  |
| 廃棄物減量等推進員（クリーンアドバイザー、クリーンパートナー） | クリーンパートナー：104名/クリーンアドバイザー：9名 |  |
| 白井市                             | 生ごみ処理容器等購入費助成金事業             | 生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器等の購入者に対し助成金を交付している。   |
|                                 | 指定ごみ袋制度                      | 可燃ごみ（大、中、小）、不燃ごみ（小）、プラスチック製容器包装（大）の3種  |
|                                 | 粗大ごみ有料化                      | 粗大ごみ1点について、品目により520円～2,600円 平成19年4月1日から開始  |
| 富里市                             | 指定ごみ収集袋                      | 可燃ごみ、可燃ごみ（小）、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトルの5種類。<br>価格は販売先で決定し、収集料金及び処理手数料は含まない。  |
|                                 | 生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金             | 生ごみ堆肥化容器等購入者に対し、助成金を交付する。<br>生ごみ堆肥化容器：購入費の1/2（100円未満切り捨て）上限3,000円<br>生ごみ堆肥化機器：購入費の1/2（100円未満切り捨て）上限25,000円 |
|                                 | ごみの減量・リサイクル協力店認定制度           | ごみの減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店を富里市ごみの減量・リサイクル協力店と認定し、消費者と店舗等との相互協力によるごみの減量・リサイクル運動の促進を図る。                     |
| 南房総市                            | ごみ指定袋                        | 可燃ごみ 45ℓ：530円/10枚、30ℓ：430円/10枚、20ℓ：320円/10枚、10ℓ：170円/10枚   |
|                                 | 生ごみ処理機等購入補助金                 | 令和3年度より、生ごみ処理機（上限10万円、1世帯1台限り）及び生ごみ処理容器（コンポスト）（上限5千円、1世帯2基まで）の購入代金の4/5を補助                                  |
| 匝瑳市                             | 指定ごみ袋制度                      | 普通ごみ袋（大45ℓ：450円/10枚、小20ℓ：200円/10枚）、資源ごみ袋（大40ℓ：200円/10枚、小20ℓ：100円/10枚）                                      |
|                                 | 生ごみ処理機等購入に対する補助              | 家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入者に対し補助金を交付する。   |

|           |                        |  |
|-----------|------------------------|--|
| 香 取 市     | 生ごみ処理容器等購入設置補助金交付制度    | 生ごみ処理容器等の購入設置に対して補助金を交付。<br>生ごみ処理容器（購入金額の1/2、限度額3,000円） 生ごみ処理機（購入金額の1/2、限度額20,000円）  |
|           | 指定ごみ袋制度                | 可燃ごみ袋（大：30円、中：20円、小：15円） 不燃ごみ袋（大） ビンカン（大、小） ペットボトル（大）  |
|           | リサイクル拠点施設の整備           | 香取市循環型社会形成推進地域計画（平成24年10月改訂）に沿って、香取市リサイクル拠点施設を建設。<br>施設名：佐原清掃事務所、設置場所：香取市大崎1900番地、処理能力：4.7t/日（ストックヤード414m <sup>2</sup> ）<br>再資源化物の収集や枝木の破砕（チップ）及び発泡スチロールを減容処理することにより、資源化を推進する。                                 |
| 山 武 市     | 指定ごみ袋                  | 成東地域は、可燃（特大）50円/枚、可燃（大）40円/枚、可燃（中）30円/枚、可燃（小）20円/枚、資源ごみ（カン・ビン）30円/枚、資源ごみ（ペットボトル）20円/枚、不燃ごみ（金属類・ガラス類）30円/枚、粗大ごみ処理手数料納付券 300円/枚<br>山武・松尾・蓮沼地域は、可燃（大）40円/枚、（小）30円/枚、不燃ごみ20円/枚、資源ごみ20円/枚、有害ごみ20円/枚、粗大ごみステッカー200円/枚 |
|           | 家庭用生ごみ堆肥化装置設置事業補助金     | 生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器の購入価格の1/2、20,000円を限度  |
| い す み 市   | 指定ごみ袋                  | 可燃ごみ袋 大（45ℓ） 50円/枚、中（20ℓ） 30円/枚<br>資源ごみ・不燃ごみ袋 大（45ℓ） 20円/枚、中（20ℓ） 10円/枚  |
| 大 網 白 里 市 | 家庭ごみ処理の有料化事業           | 平成21年10月1日施行 一組あたり 可燃ごみ袋 特大：350円 大：250円 小：150円   |
|           | ごみ減量化推進事業              | 環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指すため、ごみ問題の現状を広く住民に理解してもらえるように情報を提供し、ごみ減量・資源化の啓発活動を行う。そのため、ホームページの情報充実、3R啓発用パンフレットや市広報誌で周知をしていく。  |
|           | 粗大ごみの有料戸別収集            | 粗大ごみについては有料制による戸別収集。   |
|           | 生ごみ堆肥化処理機設置費補助事業       | 生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機やコンポスト容器・EM容器を購入し、設置した住民に補助金を交付する。①機械式処理機：1世帯1基、②コンポスト容器：1世帯2基、③EM容器：1世帯2基、④家庭用小型剪定枝破砕機1基：購入額の1/2で、1基あたり20,000円を限度とする。  |
| 酒 々 井 町   | 指定ごみ袋                  | 可燃・不燃・ビン・カンの4種指定   |
|           | 生ごみ減量器具購入設置費補助事業       | 生ごみ処理機補助 購入金額の1/2 上限20,000円<br>コンポスト容器 購入金額の1/2 上限3,000円   |
|           | 粗大ごみ有料化                | 有料戸別収集（処理券500円、処理袋250円）  |
| 栄 町       | 栄町生ごみ減量化機器等購入設置助成金交付要綱 | 生ごみ減量化機器 購入価格の2/3 上限40,000円 1世帯1基<br>生ごみ処理容器（EM容器） 購入価格の2/3 上限3,000円 1世帯2基   |
|           | 資源回収運動奨励金交付要綱          | 再生可能な有価物の資源化を積極的に推進する為、資源回収団体に（自治会・子供会等）資源回収運動奨励金を交付することにより、廃棄物の資源化等に対する意識の高揚を図ることを目的とする。種類：紙、繊維類、金属類、ガラス・陶器類  |
|           | 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例     | 手数料・燃やすごみ袋 大48円 中27円 小16円、資源物袋 大20円 中15円 小10円、資源物シール 20円、燃やさない・有害ごみ袋 中32円 小16円、粗大ごみシール 110円  |
| 神 崎 町     | 指定ごみ袋                  | 可燃（大）、不燃、ビン・カン、ペットボトル 各35円/枚、可燃（小） 20円/枚   |
|           | 生ごみ処理容器等購入設置補助金        | 生ごみ処理容器等購入した者に対し、その費用の一部を補助<br>生ごみ処理容器等：1個につき3,000円とし、1世帯2個までを生ごみ処理容器の購入金額の3分の2に相当する額とし、1基について3,000円を限度<br>生ごみ減量処理機：購入価格の1/2で上限25,000円 1世帯1基まで   |
| 多 古 町     | 生ごみ処理機等設置事業            | 生ごみ処理機：購入価格の1/2 25,000円を限度 1世帯1基（7年度につき1基）<br>生ごみ処理容器：購入価格の1/2 3,000円を限度 1世帯2基（1年度につき2基）   |
|           | 指定ごみ袋有料化               | 可燃ごみ袋 大（45ℓ） 50円/枚、中（30ℓ） 40円/枚、小（15ℓ） 20円/枚<br>不燃ごみ袋（40ℓ） 40円/枚 資源ごみ袋 大（40ℓ） 20円/枚、小（20ℓ） 10円/枚   |



|           |                      |   |
|-----------|----------------------|---|
| 東 庄 町     | 生ごみ減量化促進事業           | 家庭用生ごみ処理機及びコンポストを購入し、設置する者に対し、購入額の1/2（3万円を限度）として、補助金を交付。  |
|           | 指定ごみ袋制度              | 可燃ごみ（指定袋有 有料）：大40L 30円/枚、小25L 20円/枚<br>不燃ごみ・資源ごみ（指定袋有 無料）：市場価格<br>紙類・衣類（指定袋無 無料）  |
| 九 十 九 里 町 | 環境浄化推進事業             | コンポスト及び家庭用生ゴミ処理機の購入者に対し、購入額の1/2（限度額：コンポスト3,000円、生ゴミ処理機10,000円）  |
|           | 指定ゴミ袋制度              | 燃えるゴミ専用袋、空き缶専用袋、不燃物専用袋の指定   |
| 芝 山 町     | ごみ処理手数料              | 一般家庭から出るごみの収集に手数料を徴収する。可燃ごみー大1枚40円、小1枚30円、不燃・資源・有害1枚20円、粗大ごみステッカー1品200円   |
|           | 生ごみたい肥化容器等購入設置助成金    | 生ごみたい肥化容器（コンポスト・密閉容器）購入費の1/2（100円未満切捨て）限度額：5,000円<br>生ごみたい肥化機器（電気式生ごみ処理機）購入費の1/2（100円未満切捨て）限度額：20,000円  |
| 横 芝 光 町   | 指定ごみ袋の有料化            | 可燃（大）40円/枚、（小）30円/枚、不燃ごみ20円/枚、資源ごみ20円/枚、有害ごみ20円/枚、粗大ステッカー200円/枚（粗大処理料は1品200円）。  |
| 一 宮 町     | 一宮町生ごみ肥料化容器購入設置費補助事業 | 生ごみ肥料化容器を購入し設置した者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とする。  |
|           | 指定ごみ袋制度              | 可燃ごみ袋（45ℓ：65円/枚、30ℓ：50円/枚、20ℓ：35円/枚）<br>不燃ごみ袋（大：170円/10枚以下（税別）、小：120円/10枚以下（税別）で販売し、価格は販売先で決定する。）   |
| 睦 沢 町     | 指定ゴミ袋制度              | 可燃ごみ袋（45ℓ：65円/枚、30ℓ：50円/枚、20ℓ：35円/枚）<br>不燃ごみ袋（大：170円/10枚以下【税別】、小：120円/10枚以下（税別）で販売し、価格は販売先で決定する。）   |
| 長 生 村     | 生ごみ処理機購入費補助金         | 生ごみ処理機を購入した者に対して購入額（消費税及び地方消費税を除く）の1/2の補助金を交付。上限3万円（平成14年3月22日制定）   |
|           | 指定ごみ袋制度              | 可燃ごみ袋（45ℓ：65円/枚、30ℓ：50円/枚、20ℓ：35円/枚）<br>不燃ごみ袋（大：170円/10枚以下（税別）、小：120円/10枚以下（税別）で販売し、価格は販売先で決定する。）   |
| 白 子 町     | 生ごみ処理容器等購入費補助金       | 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し補助金を交付。（コンポスター：購入額の1/2、限度額3,000円、1世帯2年度につき2基以内・生ごみ処理機：購入額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基）               |
| 長 柄 町     | 生ごみ処理容器設置補助          | 生ごみ処理容器を購入し設置した者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とする。   |
|           | 指定ごみ袋制度              | 可燃ごみ袋（45ℓ：65円/枚、30ℓ：50円/枚、20ℓ：35円/枚）<br>不燃ごみ袋（大：170円/10枚以下（税別）、小：120円/10枚以下（税別）で販売し、価格は販売先で決定する。）   |
| 長 南 町     | ごみ減量化対策施設設置整備補助      | コンポスト 購入価格×1/2で2,500円上限（2基まで）<br>EMポリバケツ 購入価格（2個セット）×1/2で2,000円上限（2セットまで）<br>電気式生ごみ処理機 購入価格×1/2で15,000円上限                                       |
|           | 指定ごみ袋制度              | 可燃ごみ袋（45ℓ：65円/枚、30ℓ：50円/枚、20ℓ：35円/枚）<br>不燃ごみ袋（大：170円/10枚以下（税別）、小：120円/10枚以下（税別）で販売し、価格は販売先で決定する。）   |
| 大 多 喜 町   | 指定ゴミ袋                | 収集可燃ゴミ 有料 袋 大50円 小30円 特小23円<br><br>（町指定ごみ袋の容量を（大）は36Lから45Lに変更、色は白半透明から黄色半透明に変更。）  |
|           | 生ごみ処理容器等購入事業         | 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し補助金を交付。家庭用生ごみ処理機の購入者に対し1世帯あたり1台まで補助（上限額 25,000円/基）、生ごみ処理容器（コンポスト）の購入者に対し1世帯あたり2台まで補助（上限額 2,500円/基）。 |

|     |                       |   |
|-----|-----------------------|---|
| 御宿町 | 生ごみ肥料化・減量化容器購入・作製補助事業 | コンポスト：購入額の1/2以内、限度額3,000円とし一世帯2個まで<br>手作りコンポスト：作製に係る経費の1/2以内、限度額3,000円とし一世帯2個まで<br>生ごみ処理機：購入額の1/2以内、限度額30,000円とし一世帯1基まで                                       |
|     | 指定ごみ袋                 | 指定袋有（平成24年10月1日～） 燃やせるごみ専用袋 45ℓ:50円/枚 20ℓ:30円/枚 10ℓ:20円/枚（購入金額の中に一部処理手数料を添加している） 資源ごみ・不燃ごみ専用袋 45ℓ:15円/枚 20ℓ:7円/枚 10ℓ:5円/枚（処理手数料の添加なし）                         |
| 鋸南町 | 指定ゴミ袋                 | 可燃ゴミ1枚あたり10ℓ:17円、20ℓ:32円、30ℓ:43円、45ℓ:53円  |
|     | 雑がみ分別収集               | 家庭から排出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パックのいずれの区分にも入らない、紙箱、紙袋等の紙を分別し、資源ごみとして出してもらおう。   |
|     | 生ごみ処理機器等購入補助金         | コンポスト容器：購入、又は制作に要する材料購入金額の4/5以内の額(上限額 6,000円,1世帯あたり1基)<br>EMボカシ容器：購入、又は制作に要する材料購入金額の4/5以内の額(上限額 6,000円,1世帯あたり2基)<br>生ごみ処理機：購入金額の1/2以内の額(上限額 20,000円,1世帯あたり1基) |

12.15 環境学習関連事業

| 市町村名  | 名 称                 | 内 容   |
|-------|---------------------|---|
| 千 葉 市 | 千葉市環境教育等基本方針        | 国内外における環境教育を取り巻く大きな変化に対応し、更に効果的な環境教育等を推進するため、新たに「千葉市環境教育等基本方針」を策定した。<令和3年9月策定><br>本方針では、教えるという意味の「教育」の視点及び自主的・積極的な「学習」といった視点の両方を取り入れるとともに、あらゆる場において学びの機会があるという観点から「家庭」、「学校等」、「社会（地域、NPO等、事業者）」、「行政」におけるそれぞれの役割の方向性を示し、市が実施する施策を定めている。 |
|       | 環境学習モデル校指定事業        | 学校における環境学習の推進を図るため、市内の小学校6校及び中学校6校（各区1校）を環境学習モデル校として指定し、その活動を支援することで学校における環境学習の活性化を図った。   |
|       | 環境教育教材等作成事業         | 小学校（4～6年生）を対象とした「ちばキッズエコエコ大作戦」（9,100部）を作成し、配布した。中学生を対象とした「環境学習ハンドブック」（デジタル版）を作成し、周知した。（対象：公立の小学4年生及び中学1年生全員）  |
|       | 木育推進事業              | 幼少期の環境教育の一環として、環境に優しく安全な木のぬくもりに接してもらえるよう、市内保育所等に千葉県内の森林整備により搬出された間伐材等を含む木材を使用した木育おもちゃ（積み木）を配布した。  |
|       | ごみ分別スクール            | ごみ減量の意識向上や実践行動の普及のため、小学校4年生を対象に、3R等についての参加体験型環境学習を実施した。<br><令和4年度実績>実施数108校、参加児童数7,661人   |
|       | へらそうくんルーム           | 幼少期から廃棄物の削減を実践するための考え方である3Rの考え方に慣れ親しんでもらうために、市内保育所（園）、幼稚園において啓発活動を実施した。<br><令和4年度実績>実施数12か所、参加児童数422人   |
|       | ワークショップ             | 高校生以上の学生を対象としたワークショップを開催した。<令和4年度実績>①食品ロス削減ワークショップ（オンライン開催）：参加者数21人、②海洋プラスチックごみ問題に関するワークショップ（集合開催）：参加者数7人   |
|       | 今すぐ実践！ごみ減量講習会       | 廃棄物行政に関する興味・関心を高めるため、町内自治会等の地域団体等を対象に、ごみの分別や減量方法等について講習会を開催した。<令和4年度実績>実施回数7回   |
|       | 生ごみ資源化アドバイザー養成研修    | 生ごみの減量・再資源化に関する知識を地域に市民に広く周知するため、生ごみに関する専門知識を有し、地域団体等に助言を行う役割を担う「生ごみ資源化アドバイザー」を養成する研修を開催した。<令和4年度実績>受講者数32人（令和2・3年度新型コロナウイルスの影響で中止及び自宅学習とした16人を含む。）   |
| 市 川 市 | いちかわこども環境クラブ        | 地域で環境学習や実践的な活動を行っているこどもとその保護者が、グループとして加入しており、市ではその活動を支援するため、環境情報や環境学習の場を提供している。<br><令和4年度末>登録団体数30団体 登録者数161人   |
|       | 自然環境講座              | 子どもから大人まで幅広い世代が市川市内の自然環境へ関心を持つきっかけを提供し、自然環境保全の担い手となる市民を養成することを目的として開催している。市内の自然環境を訪れ、講師から参加者へ生きものや自然の特徴について解説する。<br><令和4年度実績>1回（新型コロナウイルスの影響のため講座回数を制限）   |
|       | 大学との包括協定に基づく環境学習の推進 | 千葉商科大学との包括協定に基づき、「環境学習講師人材育成研修」を受講した学生が、小学校4年生を対象とした環境学習（授業）を実施している。<令和4年度実績>実施校1校47名125名<br>また、和洋女子大学との包括協定に基づき、学生が作成した環境学習用教材「環境かるた」の絵札（イラスト）を使用し、環境かるた大会を実施している。令和4年度は新型コロナウイルスの影響で実績なし。   |
|       | 学校等での環境学習の推進        | 市内の学校に対して、各教科や総合的な学習の時間等で、環境学習に取り組んでもらうために、自然環境、ごみとリサイクル、地球温暖化等に関する授業の支援や本市作成の冊子類の配布等を行っている。<br><令和4年度実績>学校における環境学習の実施 11校 26クラス 810名   |
|       | リサイクル施設見学ツアー        | 分別や減量など、ごみに関する意識を高めてもらうため、リサイクル施設（ごみ処理施設）の見学ツアーを実施している。<br>令和4年度は新型コロナウイルスの影響で実績なし。   |

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 船 橋 市        | 夏休みセミのぬけがら調査  | 夏の代表的な昆虫であるセミのぬけがらを調べることにより、身近な自然への関心を深める目的で実施している。講師と共に、ぬけがらを収集・分類し、標本を作成する。＜令和4年度＞63名  |
|              | ふなばし環境フェア   | 市民・企業・行政が一体となって環境意識向上を図るため、日頃の活動のパネル展示や体験実演等を行うほか、市本庁舎内等で環境パネル展を実施。＜令和4年度＞参加人数2,413人   |
|              | 三番瀬の生き物さがし  | 貴重な干潟である三番瀬に住む生き物に触れることにより、干潟の自然浄化能力や生態系について学び、身近な自然への関心を深め、もって自然環境保全思想の醸成を図る。令和元年度以降はふなばし三番瀬環境学習館において毎月イベントワークショップ「干潟の生きものを探そう」として開催。＜令和4年度＞334名          |
|              | 環境新聞「エコふなばし」の配布   | 地域から世界規模での環境問題を取り上げ、市民等の環境保全活動の促進を目的に、市立小中学校の全児童・生徒や市関連施設へ配布を行う。   |
|              | 自然散策会   | 平成27年4月にリニューアルした自然散策マップを基に、市内の豊かな自然を講師による生物等の解説を聞き、楽しみながら歩く。＜令和4年度＞46名   |
|              | ふなばし三番瀬環境学習館  | 東京湾最奥部に残された貴重な干潟・浅海域という自然を「知る」「考える」「学ぶ」というテーマで体験し、三番瀬に興味や関心を持ってもらうことなどを目的としている。<br>＜令和4年度実績＞総利用者数57,120名   |
|              | 学校等での環境学習の推進  | ごみ減量の意識向上や実践行動の普及のため、小学生を対象に、3R等についての学習を実施した。<br>＜令和4年度実績＞実施校10校 参加児童数1,175人<br>地球温暖化対策に関する取り組み周知のため、市民や教育機関からの要望に応じて出前授業を実施した。<br>＜令和4年度実績＞実施6回 参加者数1024人 |
| 夏休み親子見学会     | ごみの減量及び資源化への意識向上のため、市内の小学生とその保護者を対象として、北部清掃工場と雑がみの分別について学んだ後、リサイクル体験の紙すき工作（牛乳パックからハガキを作る）を実施した。<br>＜令和4年度実績＞参加世帯数7世帯 参加者数20人（子ども10人、保護者10人） |  |
| 生きものモニタリング調査 | 身近な生きもの（調査対象の生きもの＝指標種）を探すことを通じて、市内の自然や生きものなどへの関心を持っていただくことを目的に実施。<br>＜令和4年度実績＞36件   |  |
| 館 山 市        | ごみの減量とリサイクル等に関する出前講座  | 学校や地域に出向いて、減量とリサイクルについての理解と実践を目的とした出前講座を設けている。   |
|              | 環境美化ポスターコンクール   | 市内小学生を対象に環境保全等に関するポスターの募集、表彰、展示を行う。  |
| 木 更 津 市      | リサイクルフェア  | 令和4年11月3日にリサイクルフェアを実施。小型家電の回収、フードドライブ・3Rアンケート・3R啓発パンフレットの配布。   |
|              | 環境教育教材の配布   | 小学校（5年生）を対象に「みんなでチャレンジ！エコノート」（1,400部）を配布した。  |
|              | ポスターコンクール   | 市内小学生を対象に地球温暖化対策、ごみの減量化・資源化に関するポスターの募集、展示を実施。  |
|              | 環境学習会   | 地球温暖化対策に関する啓発及びごみの減量化や適切な分別を図るため、市民や教育機関からの要望に応じて環境学習会を実施。   |
| 松 戸 市        | ごみツアー   | 清掃施設を広く市民に見学してもらい、清掃事業に対する関心と理解を深める。<br>令和4年度は8回実施、参加者数111名  |
|              | 環境学習講座  | 市内に在住、在勤、在学の人で、おおむね10人以上で集まることのできる団体、グループを対象に環境問題に関する様々な出前講座を実施。<br>令和4年度は延べ15回実施し、延べ参加者数は1,180人   |
|              | 里やまボランティア入門講座   | 松戸市の緑を守り育む「緑の担い手づくり」を目的として、市民団体ネットワークと中間支援組織、そして行政の3者協働によるプロジェクトです。平成15年度より20回開催しました。（令和4年度未現在）  |

|      |                                    |   |
|------|------------------------------------|---|
| 茂原市  | 夏休み体験学習                            | 市内小学生を対象とし、人力発電等に挑戦し、地球温暖化についての学習を実施。<br>令和4年度は中止。  |
|      | すすめようリサイクル～ごみの減量化・資源化～             | ごみ処理の状況と減量化・資源化のための制度・仕組みについて説明した。<br>(令和4年度実績) 実施校1校、参加人数52名   |
| 成田市  | 環境講演会                              | ・講師を招き、環境保全についての講演会を開催する。<br>令和4年度 講師「くられ先生」 テーマ「暮らしをとりまく科学解像度を上げよう!～日用品・薬品・化粧品・調味料等～」<br>参加人数: 123人  |
|      | 環境学習会                              | 印旛沼に関する施設見学や成田市の自然を観察し、環境への理解を深めるための学習会を実施した。令和4年度(全5回 参加人数: のべ96人)   |
|      | リサイクル教室                            | 一般廃棄物の減量化、資源化啓発のため、リサイクルプラザにおいてリサイクル教室を開催する。  |
| 佐倉市  | 水辺観察会                              | 市内の水辺環境について、講義及び野外活動を実施。(令和3年度コロナ禍のため中止)  |
|      | 印旛沼公開講座                            | (公財) 印旛沼環境基金との共催による印旛沼に関する環境学習講座。(令和3年度 全3回 参加者 109人)   |
|      | 生きもの見つけ隊                           | 環境保全活動を市民協働で実施している市内の谷津において、中学生以下を対象とした生きもの観察会を開催。(令和3年度コロナ禍のため中止)  |
|      | 親子で学ぼう印旛沼                          | (公財) 印旛沼環境基金との共催で、家族連れを対象に観光船を利用した印旛沼観察会を開催し、親子で楽しみながら印旛沼の水質や自然について理解を深めてもらう。(令和3年度コロナ禍のため中止)   |
|      | ごみ処理施設見学会                          | 清掃工場(酒々井リサイクル文化センター)及びリサイクル中間処理工場を見学することにより、市民へごみ処理の現状やリサイクル対象品目の中間処理方法を理解してもらい、ごみの減量化や分別等の推進を図る。   |
| 東金市  | 市内の大学等教育機関との連携による環境学習の推進           | 城西国際大学教授により市内小学校での授業(5年生77名、総合学習)において「絶滅危惧種について考えよう」というテーマで、生物の絶滅とは何か、生物が絶滅することで何か起こるか、絶滅危惧種とは何か等について授業を実施した。(令和4年6月29日実施)  |
| 旭市   | まちづくり出前講座「ごみの減量とリサイクル～身近なことから始めよう」 | 市民(10人以上で構成された団体、グループ等)からの要望により、環境課から職員を派遣し出前講座を実施する。   |
| 習志野市 | 環境フェア                              | 市民に環境問題について考えていただく機会を提供することを目的に、地元企業と協働で毎年6月に開催。  |
|      | 環境教育の実践                            | 市内小学校4年生を対象にクリーンセンター、リサイクルプラザ、谷津干潟自然観察センター等の見学を通して環境教育の実践を行っている。令和3年度 16小学校 1,548人  |
|      | リサイクル体験教室                          | ごみの減量及びリサイクルの促進のため、リサイクル体験教室を開催している。<br>(令和3年度 19回開催 参加人数97人)   |
|      | 谷津干潟の日<br>(谷津干潟自然観察センター)           | 国指定鳥獣保護区である谷津干潟が平成5年6月10日にラムサール条約登録湿地に認定され、平成9年に市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6月10日を「谷津干潟の日」とし、平成11年に習志野市環境基本条例にて規定。<br>例年6月に市民によるゴミ・アオサ回収や講演会などのイベントを開催。令和4年度 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら干潟の日セレモニー、マイクロプラスチックを使った作品づくり、ゴミと貝がら回収、環境ウォーク、電子スタンプラリーなどを開催。 |
|      | ミニ観察会(谷津干潟自然観察センター)                | 淡水池や干潟の周りで野鳥や生きもの観察会を開催。<br>(令和4年度 参加者延べ人数679人)   |
|      | 展示(谷津干潟自然観察センター)                   | 谷津干潟の生きものや風景をテーマにした市民作品展や谷津干潟に生息する生きものを題材にした作品展などを開催。<br>(令和4年度 5回)   |

|      |                      |   |
|------|----------------------|---|
| 柏市   | 柏市リサイクルプラザ市民啓発事業     | 柏市リサイクルプラザにおいて、ごみの減量・リサイクルに関する各種講座や教室などの啓発事業を委託により実施。予算額：9,925千円  |
|      | 手賀沼船上探鳥会             | 手賀沼に生息、飛来する野鳥の観察をおとして、自然環境の保全への意識高揚を図る。NPO法人かしわ環境ステーションへの委託により実施。   |
|      | 市内巡回写真展              | 「柏にこんな生き物が」をテーマに、市内4箇所写真展を開催。   |
|      | 手賀沼船上見学              | 手賀沼や流域河川の浄化のため、市内小学生を対象に手賀沼船上見学を実施。   |
| 勝浦市  | 環境ポスター・標語コンクール       | 市内の小中学生を対象に環境に関するポスター及び標語を募集し、優れた作品を表彰、広報・環境白書等で紹介する。展示は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。  |
| 市原市  | いちほら環境フェスタ           | 各種団体による環境保全活動、ごみ減量化、リサイクル等の展示・実演等を行う。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、各出展団体の環境活動や活動成果等をパネル展示しました。   |
|      | 環境保全推進絵紙展            | 環境をテーマにした絵紙を市内在住、在勤、在学者から募集し、入賞者を表彰。令和4年度応募人数301人。  |
|      | 環境学習イベント、講座          | 環境についての理解や認識を深めることにより、持続可能な社会の実現に向けて、自発的に行動できる人づくりを目指し、各種環境啓発イベントや環境学習講座を、公民館やコミュニティセンターと連携し実施。令和4年度実施回数195回。   |
| 流山市  | 市民環境講座               | 市民環境講座：4回実施。参加人数349人。   |
|      | 生物多様性シンポジウム          | 市内の生物多様性について、講演とフィールドワークから市内の生物多様性を学ぶ。参加人数80人   |
|      | 親子でおおたかの森探検ツアー       | ナチュラリストを講師に迎え講義や森の散策を通して生物多様性について学ぶ。参加人数47人   |
|      | 水質実習                 | 国土交通省江戸川河川事務所と協働し、河川の水質・生態系の保全、再生を目的とした小学生対象の総合学習を3回実施。参加人数221名。  |
| 八千代市 | 子ども環境教室              | テーマ：「身近な自然を観察してみよう」 開催日：令和4年7月27日 参加者：6名  |
|      | 作品展「八千代の環境展」         | 八千代市の自然風景や生き物、谷津・里山やほたるの里、グリーンカーテンなどをテーマにした写真や作品などの展示を行い環境への関心を高めてもらう。令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止   |
|      | 里山楽校                 | 平成23年から。受講者13名。市内の谷津・里山を保全・再生・活用するための担い手育成。里山整備に必要な知識や技術講習、チェンソーの安全講習を実施した。   |
|      | 里山楽習会inやちよ           | 平成25年から。受講者35名。谷津・里山の保全について幅広い方に興味を持ってもらうこと及び担い手の育成を推進することを目的として実施した。   |
|      | ごみ減量学習会等（小学校・自治会）    | 小学校18校、その他2団体において、ごみ減量や適正分別に関する学習会等を開催した。（参加人数計1,591人）  |
| 我孫子市 | 手賀沼船上学習              | 手賀沼の現状を知るとともに、自然への関心向上のため、おもに市内小学校高学年を対象に実施している。（令和4年度は292人が参加）   |
|      | 環境学習                 | 夏休み期間中、小学生を対象に様々な環境学習会を実施。（令和4年度は4回実施、参加者103人）夏休み以外の期間は、リサイクルにつながる、廃棄物を用いた環境工作や、水辺のいきもの観察を実施。（令和34年度は43回実施、参加者37人）  |
|      | 手賀沼浄化啓発に関するパンフレットの作成 | 手賀沼の浄化に関するパンフレット及び生き物に関するパンフレットを作成し、船上学習会等で配布を行い、市民への啓発を図る。   |
|      | 自然観察会                | ・谷津ミュージアムの自然観察：我孫子市に残る貴重な自然、谷津ミュージアムにおいて、市民・近隣小学校の児童を対象に実施。（令和4年度は8回実施、延べ参加者数472人）<br>・環境レンジャーネイチャーイン：市の環境ボランティアリーダーである環境レンジャーによる自然探索を年に4回実施。（令和4年度は4回実施、参加者91人）<br>・てがたん：手賀沼の自然の中で、鳥とそれにかかわり合う生き物たちを観察する散歩感覚の自然観察会。（令和4年度は11回実施、参加者139人） |
| 鴨川市  | 学校花壇コンクール            | 市内小中学校の児童・生徒が整備した花壇を対象に花壇コンクールを実施。<br>令和4年度は小中学校9校が対象。  |
|      | 施設見学会                | 市内小学生のごみ処理施設の見学会。（令和4年度7回実施）  |
|      | ごみの出前講座              | 市民からの依頼を受け、ごみの減量や分別についての講義及び参加者からの質疑に答える。（令和4年度4回実施）  |

|      |                   |  |
|------|-------------------|--|
| 鎌ケ谷市 | 環境講座等             | 環境保全啓発事業として、自然観察会を実施。<br>令和4年度は7回（うち、こども環境講座4回）実施。延べ参加人数102人。  |
|      | かまがや環境フェア         | 市民・事業者・市が協働で生活環境・自然環境・地球環境理解を深め、行動することを目的に、ワークショップ、企業のブース出点、市内小中学校の緑のカーテンについてや、環境保全団体等によるパネル展示を実施するもの。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会場での開催は中止とし、「かまがや環境フェア2022オンライン」を市ホームページ上で行った。（アクセス数：1,282件） |
|      | 環境パネル展            | 環境月間に合わせて実施。本市で環境保全を行っている団体や、市民へ環境保全の啓発に資する活動を行っている団体の活動内容を紹介する。   |
|      | ごみ分別出前講座          | 市民からの依頼を受け、ごみの分別についての講義及び参加者からの質疑に答える。   |
|      | 環境美化に関するパンフレットの配布 | 小学校1年生及び4年生向けに環境美化を身近な所から考えてもらう内容のパンフレットを作成、配布を実施。   |
|      | 食品ロス関連のパンフレットの配布  | 毎年、クリーンセンターしらさぎの施設見学を行っている小学校4年生向けに食品ロスについて考えてもらうパンフレットを作成、配布を実施している。  |
| 君津市  | エコスクール認定事業        | 平成18年4月から実施<br>市内の小中学校で君津市環境マネジメントシステムに準じた取り組みとして、環境方針を定め、行動内容・役割分担などを計画することで、PDCAサイクルを構築し、学校の自主的な環境配慮の取り組みを奨励する。  |
|      | 名水サミットinきみつ       | 水の重要性の周知や環境保全の意識高揚を図るため、令和4年9月に名水サミットinきみつを開催した。<br>来場者数：250人 予算額：4,947千円  |
|      | 脱炭素シンポジウム         | 2050年カーボンニュートラルの達成を「オール君津」で目指し、水と緑の豊かな我がまち「きみつ」を次世代へつなぐため、第1回君津市脱炭素シンポジウムを開催した。<br><内容>気象予報士による講演（「お天気から地球温暖化を考えよう」）、協力企業によるイベントブース出展、使用済み小型家電の出前回収等<br><令和4年度実績>来場者数約200人                     |
| 富津市  | エコスクール            | 環境についての学習会   |
| 浦安市  | 環境展               | 各種団体の出展や展示により、市民に環境問題を身近なものに感じてもらい、一人ひとりが自発的に環境保全活動に取り組む機会となるよう啓発を行う。<br>※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度は開催形式を見直し、展示形式とした。<br><令和4年度実績>来場者数約219人   |
|      | 環境学習講座等           | 市民の環境問題などについての意識を高め、自ら進んで環境に配慮した行動を学んでいくため、「環境学習アドバイザー」派遣制度等を実施する。   |
|      | 三番瀬環境観察館管理運営事業    | 三番瀬を中心とした環境学習の拠点となる三番瀬環境観察館を運営した。<br><令和4年度実績> 来館者数：9,409人 講座実施数：11回 団体対応：18回 階段護岸一般開放：5回  |
| 四街道市 | 親子で学ぼう印旛沼         | （公財）印旛沼環境基金との共催で、家族連れを対象に観光船を利用した印旛沼観察会を開催し、親子で楽しみながら印旛沼の水質や自然について理解を深めてもらう。   |
|      | ごみを減らそう講習会        | 生ごみのたい肥化を中心としたごみの減量について、外部から講師を招いた講習会を2回実施。  |
| 袖ケ浦市 | 環境学習講座等           | 「暮らしと環境を考える講座」年4回 参加者合計 60人 「自然散策会」年2回 参加者合計：57人   |
| 八街市  | 環境学習講座            | 環境問題、温暖化についての意識を高めることや関心を持ってもらうことを目的とし、小中学生を対象とした環境学習会を開催  |
|      | 環境保全ポスターコンクール     | 市内小中学生を対象に環境保全に関するポスターの募集、表彰、展示を行う。  |
| 印西市  | いんざい自然探訪          | 市内の自然環境とそこに生息する生物の実態を知ってもらい、市民の環境保全に対する意識の高揚を図る。<br>令和4年度：自然探訪2回、里山学校2回実施。   |
|      | 環境フェスタ            | 環境月間に合わせて開催し、環境団体や企業がブースを設け、ごみ減量や環境保全に関する啓発を例年行うイベント。  |
|      | ごみ・リサイクル施設見学会     | ごみの分別や減量など、ごみに関する意識を高めてもらうため、市内リサイクル施設（ごみ処理施設）を見学するバスツアーを例年実施。（令和4年度：3回実施、参加人数54名）   |

|         |                  |   |
|---------|------------------|---|
| 白 井 市   | 第21回環境フォーラム      | <p>【パネル展示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パネルを用意し、各団体の取組等を紹介。</li> <li>・生き物を展示して市の生物の豊かさをPR。</li> <li>・【ダチョウのみみつ&amp;バードグライダーをつくろう】</li> </ul> <p>手賀沼流域フォーラム全体企画「手賀沼流域7市巡回～野鳥写真展～」の開催に併せ、鳥の不思議な生態や魅力を伝える、こども向けワークショップを開催し、自然環境の大切さについて学ぶきっかけとする。</p>   |
|         | 里山学校             | NPO法人谷田武西の原っぱと森の会と共催で講座を実施。   |
|         | 川の学校             | 神崎川を守るしろい八幡溜の会と共催で講座を実施。  |
|         | けやき台多目的広場ビオトープ管理 | まどか幼稚園と共催で自然体験の場づくりとして造成したビオトープを管理。田植えから稲刈り、しめ縄作り等を体験できる講座を実施。  |
|         | 施設見学会            | クリーンセンター及びリサイクル施設の見学会。  |
|         | 環境学習授業           | 団体と協働で市内1つの小学校で教育計画に基づいた体験等を取り入れた授業の実施。   |
|         | 市内にいる水生生物の展示     | フナ、モツゴ、スジエビ、ニホンイシガメ、メダカ、ヌマチチブ、カワニナ等市内に生息する水生生物の展示。  |
| 富 里 市   | 環境美化ポスター展        | 小学校5年生を対象にポイ捨て防止に関するポスターの募集と展示を行う。  |
| 南 房 総 市 | 市民環境学習会          | 一般市民や事業者を対象に、身近な環境問題について、学習会を実施している。  |
|         | 学校環境学習会          | 小・中学校に千葉県環境学習アドバイザー等の講師を派遣し、環境学習を行っている。   |
|         | 環境ポスターコンテスト      | 市内小学4～6年生を対象に環境ポスターを募集し、コンテストを実施。入賞作品は、市が作成するエコライフカレンダーに掲載し、環境保全を啓発・推進している。   |
|         | 環境標語コンテスト        | 中学生以上の市民等を対象に環境標語を募集し、コンテストを実施。入賞作品は市が作成するエコライフカレンダーに掲載し、環境保全を啓発・推進している。  |
| 香 取 市   | 香取市環境フォーラム       | <p>令和4年6月12日（日） テーマ：「考えてみよう環境のこと。」</p> <p>内容：基調講演「ゴミのおはなし～ひとりひとりができること～」</p> <p>事例発表：香取市民環境ネットワークの活動報告について</p> <p>同時開催イベント：環境川柳、環境パネル展</p> <p>参加人数：35人 予算額：9千円</p>  |
|         | 自然観察会            | 令和4年5月15日（日） 参加人数：32人 令和4年10月16日（日） 参加人数：26人 予算額：35千円   |
|         | ホタル観察会           | 令和4年6月10日（金） 参加人数：29人 予算額：13千円  |
| 山 武 市   | 美しい海水浴場次世代継承事業   | <p>さんむまちづくり出前講座（みんなで守るさんむの海）<br/>令和4年6月23日（木）<br/>内容：本須賀海水浴場におけるブルーフラッグ認証取得に関する紹介を通して、環境保全や自然保護について考える。<br/>参加人数：15名（高校1年生）</p> <p>ブルーフラッグ環境教育セミナー<br/>令和4年6月27日（月）<br/>内容：ブルーフラッグに関する座学（講師：一般社団法人日本ブルーフラッグ協会 片山氏）<br/>本須賀海水浴場でのビーチクリーン活動（ゴミ拾い等）<br/>参加人数：座学76名（小学3～6年生）、ビーチクリーン活動52名（小学4～6年生）<br/>予算額：220千円（業務委託料）</p> |



|         |                    |  |
|---------|--------------------|--|
| い す み 市 | いすみ教育ファーム          | 小学校5年生を対象とした外部講師と市職員による出前授業。里山環境を活用した稲作体験や生きもの調査を実施する。 |
| 栄 町     | ごみの分別講習会           | 住民の方に家庭ごみを適正に分別して頂くために町内会・自治会・イベント等に出向きごみの分別講習会を実施する。  |
| 多 古 町   | 家庭教育学級内での環境学習      | 年1回、こども園の園児を対象に環境学習を実施。クイズやストップザ温暖化体操を行い環境について学ぶ。      |
|         | イベントにおける中学生のごみ分別活動 | あじさい祭において、中学生によるゴミ分別隊を組織し、分別方法を学びながら、会場内のゴミの収集を行う。     |

12.16 環境保全活動への助成

| 市町村名    | 名 称                 | 内 容   |
|---------|---------------------|---|
| 千 葉 市   | 地域環境保全自主活動事業補助      | 市内で環境保全活動を自主的に実施している団体に対し、対象事業を行うために要した経費から、参加費等を控除した額の1/2（上限10万円）を補助する。  |
|         | 低公害車導入補助事業          | 平成4年4月1日から実施。ごみ収集事業者、貨物・旅客運送事業者などを対象に、天然ガス・ハイブリッドのトラック・バスなどの低公害車の導入費用の一部を補助する。  |
| 銚 子 市   | 環境保全活動費補助           | 市民等で構成する団体が行う環境保全活動に要する経費の一部を補助する。  |
|         | 地域環境保全活動支援          | 産業廃棄物の不法投棄防止活動を実施している自主警備団に対し支援を行う。   |
| 市 川 市   | 環境活動団体支援事業          | 市川市内の環境活動団体の自発的な環境活動を推進するため、登録団体に対し、環境情報の提供等の支援を行っている。＜令和4年度末＞登録団体数31 団体  |
|         | 雨水貯留浸透施設設置助成事業      | 地下水涵養、水資源の有効利用のため、雨水小型貯留施設（雨桶取付型、浄化槽転用型）、雨水浸透施設（浸透樹、トレンチ）を設置する市民に助成を行っている。<br>＜令和4年度実績＞助成件数 貯留施設12件   |
| 船 橋 市   | 雨水浸透ます等設置事業補助金      | 雨水の流出抑制と健全な水循環の再生を図るため、船橋市内の住宅等の敷地に雨水浸透ます・雨どい取付型雨水貯留タンク・浄化槽転用雨水貯留施設の設置を行うものに対し、雨水浸透ます等設置事業補助金を交付するものである。既存ます改修の場合、補助限度額を増額している。<br>＜令和4年度実績＞助成件数 14件(雨どい取付型雨水貯留タンク:13件 浄化槽転用型雨水貯留施設:1件) |
| 館 山 市   | 自然環境保全活動団体支援事業      | 市内において、環境保全活動（環境保全、動植物の保護・観察・研究等）を行っている団体に対し補助金を交付する。<br>補助金額：補助対象経費の1/2（上限30万円）  |
| 木 更 津 市 | 木更津市盤洲干潟保全事業        | 市民が盤洲干潟の自然とふれあえるよう、またその保全意識を高めることができるよう自然環境保護団体や教育機関の活動に対し支援を行う。  |
| 松 戸 市   | 松戸市地区環境美化組織連合会事業補助金 | 地域の環境美化活動を自主的に行うことを目的とした町会・自治会が集まって構成する松戸市地区環境美化組織連合会に対し補助金を交付し、組織の運営及び活動内容の充実を図る。補助金額320千円<br>＜令和4年度＞63町会 38,292世帯   |
|         | 水質浄化活動団体等に対する助成金    | 市内河川の水質浄化活動（周辺美化も含む）を支援するため、その活動に要する経費について補助金を交付する。構成員数20名以上（助成金は経費の1/2以内で5万円を限度とする）<br>令和4年度実績：5団体 199,227円  |
| 野 田 市   | 野田市環境美化報奨金          | 街の環境浄化を図るため、不法投棄物清掃、下水（道路側側溝）清掃及び市道等の雑草除去の環境美化活動を行った自治会等の団体に対し、年度当たり2回を上限として参加人数（小学生以上に限る）一人あたり250円、作業使用車両1台につき500円を報奨金として支払う。  |
| 成 田 市   | 地域環境啓発事業助成金         | なりた環境ネットワークの会員が行う環境保全活動、環境学習活動、アダプト制度等への助成・支援として、5万円を限度に学習用具・清掃用具等の提供を行う。   |
|         | 雨水貯留施設設置費補助事業       | 水資源の有効な利用、雨水の流出の抑制及び水質汚濁の防止を図り、健全な水循環の保全に資することを目的とする。（小規模雨水貯留施設：3万円を限度とする。浄化槽転用型雨水貯留施設：10万円を限度とする。）<br>令和4年度実績：小規模雨水貯留施設12件 292,000円  |
|         | じんかい集積所等設置費補助金      | じんかい集積所等の設置を奨励するため、集積所の新設及び改造、資源物回収所の新設及び改造並びに移動集積カゴの設置に対し区・自治会等に補助金を交付する。  |
| 東 金 市   | ごみ集積場設置補助金          | ごみ集積場を管理し、又は管理しようとしている住民団体で集積場を設置又は改修した場合に補助金を交付する。補助額：設置にかかる費用の3分の1の額で、25,000円を限度。   |
| 旭 市     | きれいな旭をつくる会補助事業      | きれいな旭をつくる運動を推進するため、環境美化活動を推進する団体への助成を行う。  |

|      |                          |  |
|------|--------------------------|--|
| 習志野市 | 環境美化奨励金                  | 環境美化活動の報償として、町会・自治会に対し、環境美化奨励金を支給する。   |
| 柏市   | 柏市市民公益活動補助制度             | 【柏市民公益活動育成補助金】<br>市内で市民公益活動を行う設立3年未満の市民公益活動団体を対象に立ち上げ及び連携事業の財政的支援の手段として補助金を交付。2回まで交付可能。活動事業費の最大9/10の補助割合で上限20万円。<br>【柏市民公益活動支援補助金】<br>市内で市民公益活動を行う団体で市の基金団体として登録している団体に対し、市民や企業等からの寄附を原資に、その寄附額を限度に補助。 |
| 市原市  | 3R推進月間ポスター表彰             | 3R推進月間（10月）にあわせ、市内小中学校を対象にごみの減量化とリサイクルをテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を表彰している。   |
|      | 清掃事業功労者への感謝状贈呈           | 清掃事業の推進及び環境美化等に貢献した者に対し感謝状を贈呈する。   |
| 我孫子市 | 我孫子市雨水貯留タンク設置補助金         | 市内に所有する家屋等（建築物）の敷地に、150リットル以上の雨水貯留タンク（雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減効果施設。）を設置しようとする者に補助。補助額：1基30,000円（2基以上50,000円）を限度。   |
| 鴨川市  | 生活環境整備促進事業補助金            | 地域の環境美化活動を通じ住民の連帯意識の高揚と健康で明るい地域づくりを積極的に実施する団体に補助金を交付する。  |
|      | ごみ集積施設整備事業補助金            | 地域で設置するごみ集積施設に要する費用の一部を補助することにより、環境美化と衛生的な処理の普及を図る。（1施設につき購入費の1/2の額。上限25,000円）   |
| 鎌ヶ谷市 | ごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体への支援 | 平成17年9月30日制定。市の推進団体としての登録を行った市内の道路等の清掃活動等を行っている団体へ清掃用具等を貸与している。  |
|      | ごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体表彰   | 平成17年9月30日制定。市内の道路等の清掃活動等を行っている団体及び個人に対し、実績（未成年団体は1年、成人団体及び個人は3年）に応じて表彰し、快適なまちづくりを推進する。  |
| 富津市  | 環境美化事業補助金                | 環境美化活動を積極的に実施する市内の団体に補助金を交付する。   |
| 浦安市  | 三番瀬を保全する市民の活動への支援        | 市民団体が主催する三番瀬クリーンアップ大作戦やミニクリーンアップに対して支援を行う。   |
| 四街道市 | 環境美化表彰                   | 市内において環境美化活動を行い、その推進に顕著な功績のあった者を表彰することにより、その功績をたたえ環境美化意識の高揚を図る。被表彰者：個人・団体10名以内   |
| 富里市  | ごみ収集場所設置補助金              | ごみ収集場所の設置に要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全を図り、市民生活の向上を図る。費用の1/3の額 上限18,000円/1箇所  |
|      | 富里市環境美化推進協議会補助金          | 富里市環境美化推進協議会が行う、環境美化事業、環境学習事業等への補助金を交付する。  |
| 南房総市 | ごみ集積場整備事業補助金             | 家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する市内の行政区に対し、補助金を交付。1施設につき事業に要する経費の1/2以内とし、50,000円を限度。  |
|      | 環境美化活動推進事業の補助            | 平成22年7月制定。市の環境保全のため、市内の行政区又は地区で行う環境美化、景観美化、衛生環境美化に関する活動に対し、区域の世帯数に200円を乗じた額を交付する。  |
| 香取市  | 香取市環境保全活動ネットワーク事業補助金     | 市内で活動する環境保全団体の連携を促進し環境保全活動のネットワーク化を図る。<br>対象団体：かとり市民環境ネットワーク等 補助金額：1/2 最大100,000円  |
|      | 香取市河川環境保全事業補助金           | 黒部川地域の豊かな自然環境を保全し。ふるさとの川として次代に継承するため、補助金を交付する。<br>対象団体：黒部川をふるさとの川にする会<br>補助金額：585,000円   |

|         |                     |  |
|---------|---------------------|--|
| 山 武 市   | ごみ集積場施設整備支援事業       | 住民団体等が設置する可燃・不燃ごみ集積所の設置、修繕に要する費用の一部を補助する。【可燃ごみ集積場】 新設：経費の1/2 上限80,000円 修繕：経費の1/2 上限25,000円 【不燃ごみ集積所】新設：経費の1/2 上限200,000円 修繕：経費の1/2 上限25,000円 |
| 栄 町     | ごみ集積所設置助成金          | 地域で設置するごみ集積所の設置、改築又は修繕に要する費用の一部を助成することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。1集積所の費用の1/2の額 上限4万円   |
| 東 庄 町   | 不法投棄廃棄物処理費補助金       | 地域の環境衛生を図るため、不燃物置場・リサイクルステーションに不法に投棄された処理経費に対し、補助金を交付する。不燃物置場を設置している区が対象。  |
|         | 環境衛生改善施設費補助金        | 地域の環境衛生を図るため、町民が共同で管理する環境衛生改善施設に対し補助金を交付する。  |
| 横 芝 光 町 | 資源ごみ集積所施設整備事業補助金    | 地域で発生する資源ごみの適正な管理、環境保全を図るため、資源ごみ集積所施設の整備に対して補助金を交付。<br>補助金額は、整備に係る工事費の全額。（上限、新築30万円・増改築20万円）   |
| 一 宮 町   | 一宮町海岸環境保護活動補助事業     | 大塚実海と緑の基金条例第1条の趣旨に賛同し、海岸等の環境保護活動を開始しようとする団体又は既に開始している団体に補助金を交付する。  |
| 長 柄 町   | 不燃物等収集ステーション整備事業補助金 | 町民の生活環境の向上を図るとともに、町の自然環境保全の推進を図る。<br>施設の設置に要する経費の2/3以内で予算の範囲内  |
| 御 宿 町   | 環境保全推進事業補助金         | 個人及び団体が実施する町民の環境美化意識の高揚推進に係る経費のうち、1/2（上限35,000円）を補助する。   |
| 鋸 南 町   | 鋸南町ごみ集積場整備事業補助金     | 家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより、環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する行政区に対し、補助金を交付する。1施設につき事業に要する経費の1/2以内とし、25,000円を限度。                      |

12.17 その他の取組

| 市町村名    | 名 称                       | 内 容   |
|---------|---------------------------|---|
| 千 葉 市   | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策事業 | 平成11年2月、環境基準項目になったことを契機に、市内の汚染実態を調査した結果、広範囲で汚染が確認されたことから、緊急対策として、浄水器設置補助及び上水道配水管布設補助等を行い、安全な飲料水の確保を図る。                    |
|         | 不法投棄等監視パトロール              | 職員、民間警備会社による夜間、休日を含むパトロールの実施。   |
|         | 不法投棄監視員等                  | 平成2年6月、市民監視委員を配置。平成16年12月、不法投棄に係る覚書を関係機関と締結。不法投棄情報の提供により、早期対応を図る。   |
|         | 不法投棄監視カメラ                 | 監視カメラの設置による、不法投棄の未然防止。  |
| 銚 子 市   | 環境等対策パトロール                | 公害、不法投棄、無断埋立て等の監視を実施し、また、通報等があれば、現地に急行できるよう体制をとっている。  |
|         | オオキンケイギク・アレチウリ防除実施計画      | 令和3年3月再策定。外来生物法の特定外来生物に指定されているオオキンケイギクとアレチウリ防除計画を策定し、オオキンケイギクとアレチウリの駆除を計画的に行い、市内全域からの根絶を目標とする。                            |
| 市 川 市   | グリーン購入の推進                 | グリーン購入を全庁的に推進するため、購入に関する指針と方針を定め取り組んでいる。令和4年度は22分類285品目について取り組んだところ、当該品目の平均調達率は99.4%で、概ね目標を達成した。                          |
|         | 環境マネジメントシステムの取組           | 環境配慮活動の推進及び環境基本計画に基づく各種事業の推進を図るため、平成13年10月から環境マネジメントシステムによる取組を実施している。対象施設は当初18施設であったが、現在は全施設に拡大している。                      |
|         | 屋上等緑化助成事業                 | 都市の緑化を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の屋上、ベランダ、壁面の緑化に対し助成している。   |
| 船 橋 市   | 施設見学バス                    | ごみ減量啓発バスの運行。町会・自治会・PTAなどを対象としている。   |
|         | 不法投棄対策事業                  | 夜間・休日を含めた不法投棄等の監視パトロールを行うとともに関係機関と不法投棄に関する情報提供の覚書を締結し、不法投棄の防止、早期対応を図る。  |
| 館 山 市   | 環境等対策パトロール                | 公害、不法投棄、無断埋立て等の監視を実施し、また、通報等があれば、現地に急行できるよう体制をとっている。  |
|         | 可燃物用指定袋へのバイオマスプラスチック使用    | 令和4年度から可燃物用指定袋の素材に、植物由来のプラスチックを25%以上使用したバイオマスプラスチックを導入した。   |
| 木 更 津 市 | 不法投棄監視員                   | 災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄の早期発見、早期処理及び未然防止に努め、市民の快適な環境に資するため不法投棄監視員を配置し、環境保全を推進する。2   |
|         | まちをきれいにする運動               | 市民・事業所の協力により、ゴミゼロ運動・港まつり事後ボランティア清掃・矢那川清掃・海岸清掃・河川清掃を計画し、市内散乱ごみ清掃を行っている。  |
|         | 不法投棄監視システム（監視カメラ）         | 不法投棄監視システム（監視カメラ）により監視を行い、不法投棄の未然防止に努め住み良い環境づくりを図る。   |
|         | 雑草等処理対策                   | 木更津市まちをきれいにする条例に基づき、雑草等が繁茂している空き地の土地所有者に文書指導し、快適な生活環境の形成及び公衆衛生の向上を図る。   |
|         | 廃棄物不法投棄等の情報提供に関する協定       | 郵便局及び農協と廃棄物不法投棄等の情報提供に関する協定を締結し、不法投棄を早期に発見して対応することにより、住みよい環境づくりを図る。   |
| 野 田 市   | 地域まち美化推進支援事業              | 小学校が地域コミュニティと連携し花を育て、歩道等の公共用地に植栽等を行う自主的な環境美化活動を市が支援することにより、市域の美化促進を図る。  |
|         | 不法投棄パトロール                 | 廃棄物減量等推進員による市内パトロールを実施。   |
|         | 剪定枝等堆肥化事業                 | 平成12年4月1日から廃棄物の発生を抑制し再利用を促進するため、剪定枝等の資源を活用して良質な堆肥を生産し、化学肥料等の減量等による環境保全型農業を推進する事業  |
| 茂 原 市   | 不法投棄監視カメラ                 | 不法投棄監視カメラによる監視体制を強化し、不法投棄を未然に防止する。  |
|         | 不法投棄監視員の設置                | 廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握する為、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等の未然防止と市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。<br>茂原市不法投棄監視員設置要綱（平成2年10月1日施行） |

|          |  |  |
|----------|--|--|
| 成田 市     | 駅前クリーン運動   | 毎月21日（21日が土・日・祝日の場合はその前日の開庁日）、商工会議所、各事業所、市職員等により成田駅周辺から市役所までのごみ拾いを実施。（雨天の場合は中止）  |
|          | 環境美化運動   | 毎年5月最終日曜、8月第1日曜、12月第1日曜を基準日として、区・自治会等や市内各団体に清掃活動と呼びかけている。  |
|          | 空港周辺道路美化活動   | 年2回、空港周辺の道路のごみ拾いを行うとともに、花壇への植栽と維持管理を行う。  |
|          | 廃棄物不法投棄監視員の設置  | 廃棄物等の不法投棄の現状を適切に把握する為、廃棄物不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図る。「成田市廃棄物不法投棄監視員設置規則」（平成2年12月13日制定）              |
|          | 不法投棄監視カメラの設置   | 不法投棄多発地点を対象として監視カメラを設置し、不法投棄を未然に防止する。  |
| 佐倉 市     | 不当行為防止指導員  | 警察官OBを不当行為防止指導員として採用し、不法投棄監視や不法投棄行為者への指導、関係機関との連絡調整等を行っている。  |
|          | 不法投棄監視員  | 市民委嘱による不法投棄監視員を市内に配置し、不法投棄の未然防止や早期発見を図っている。  |
|          | 不法投棄監視カメラの設置   | 不法投棄多発地点を対象として監視カメラを設置し、不法投棄を未然に防止する。  |
|          | ゴミゼロ運動   | 「ごみ減量・リサイクル週間（5/30～6/5）」に合わせ、道路周辺などで一斉清掃を実施。   |
| 東金 市     | 不法投棄監視員の設置   | 災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。「東金市不法投棄監視員設置要綱」（平成6年3月30日）  |
| 旭 市      | 不法投棄監視員の設置   | 市内における廃棄物、土砂等の不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。<br>「旭市不法投棄監視員設置要綱」平成18年4月1日制定。  |
| 柏 市      | かしわ環境ステーションの運営   | 平成17年10月開設。市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市が協働し、環境学習や環境研究、環境情報の交流をすすめる拠点として運営。   |
|          | 柏市環境管理システム（KEMS）の運用  | 平成20年4月から市内全施設を適用範囲とした独自の環境管理システム（KEMS：Kashiwa Environmental Management System）を構築し、運用を開始した。主な特徴として、文書管理の簡略化、市民・事業者による外部監査の実施などが挙げられる。 |
| 勝浦 市     | 不法投棄監視員制度  | 不法投棄監視員を市内各所に設置することにより、自然環境を破壊する恐れのある不法投棄の早期発見、未然防止に努める。   |
|          | 不法投棄監視カメラの設置   | 平成25年度から設置。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄多発地点に設置。   |
|          | ゴミゼロ運動   | 平成9年度から「ごみ減量・リサイクル週間（5/30～6/5）」に合わせ、道路周辺などで一斉清掃を実施。  |
| 市原 市     | 不法投棄専任監視員の設置   | 平成8年度から設置。現在2名。廃棄物・残土の不法投棄監視や不法投棄行為者の指導、警察関係機関との連絡調整等を行っている。   |
|          | 不法投棄監視委員制度   | 平成元年度から開始。市と地域住民が協力して快適な生活環境を保全することを目的とし、不法投棄の未然防止・早期発見に資するため設置。   |
|          | 不法投棄監視カメラの設置   | 平成12年度から設置。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄多発地点に設置。   |
|          | 不法投棄等の情報提供に関する協定   | 市内5郵便局、千葉県タクシー協会市原支部、千葉県新聞販売組合市原地区及び市原市町会長連合会と不法投棄等の通報に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。  |
|          | 環境美化推進員の設置   | 平成9年度から設置。環境美化重点区域であるJR3駅周辺に各2名。各区域において、ポイ捨て行為防止の啓発、ポイ捨て状況の調査、美化活動を行っている。  |
|          | ベリカン号によるJR3駅及び主要道路のポイ捨てごみの清掃                                 | 平成8年度から実施。「ベリカン号（軽貨物自動車）」により、環境美化重点区域であるJR3駅周辺及び主要道路において、ポイ捨て行為防止を啓発しながら、ポイ捨てごみの清掃を行っている。  |
|          | 市原市まち美化サポートプログラムの推進  | 平成17年度から実施。市と市民の協働による環境美化を推進するため、双方で合意書を締結し、市民又は市民を含むボランティア団体は、年4回以上のポイ捨てごみ等の清掃活動を継続的にを行い、市は清掃用具の支給又は貸与や集積したごみの回収を行っている。               |
|          | ポイ捨て防止キャンペーン   | 平成9年度から実施。現在は環境美化重点区域であるJR3駅で、年2回、職員および環境美化推進員、事業者、地域の高校生等が啓発物資を配布してポイ捨て防止と呼びかけている。  |
| 市内一斉清掃デー | 「ごみ減量・リサイクル推進週間」（5月30日～6月5日）に合わせ、町会との共催にて市内全域の道路や歩道の一斉清掃を実施。 |  |

|      |                     |  |
|------|---------------------|--|
| 流山市  | 流山市環境マネジメントシステム     | 平成21年3月31日にエコアクション21を認証取得し、10年間の取り組みを経て、職員への取組みの浸透が図られ、またシステムに関するノウハウが蓄積されたことから、平成30年度の更新審査を受審せず、令和元年度からは独自の取り組みを行っている。          |
|      | 路上喫煙及びポイ捨て防止等キャンペーン | 路上喫煙、ポイ捨て及び飼い主による犬のふんの放置などを防止するキャンペーンを実施。令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止。平成26年4月から犬ふん及び犬尿の放置防止のためにイエローカード事業を行っている。                     |
|      | まちをきれいに志隊事業         | 「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」に基づき、きれいなまちづくりの推進を図るため、市民ボランティアによる「まちをきれいに志隊」を平成24年9月に発足し、清掃活動などにより地域の環境保全に努めている。                       |
| 八千代市 | 八千代市環境経営管理システム      | 平成21年3月30日に認証・登録したエコアクション21に基づき環境への取組を実施してきたが、それまでの取組で培った知識と経験を活かし、より効果的かつ効率的なマネジメントを推進していくことを目的に令和3年度からは独自の取組を行っている。            |
|      | 不法投棄監視装置設置事業        | 平成13年度から設置。不法投棄監視カメラによる監視体制を強化し、不法投棄を未然に防止する。  |
|      | 不法投棄連絡員制度           | 各地域における廃棄物等の不法投棄等の現状を的確に把握し、災害の発生及び自然環境の破壊を未然に防止するために、不法投棄連絡員制度を設置することにより、市民の快適な生活環境の保全に資する。八千代市不法投棄連絡員制度設置規定（平成4年10月1日制定）       |
|      | ポイ捨て防止ポスターの募集・展示    | 小学校4年生から6年生を対象に環境美化等に関心を持っていただくため、「ポイ捨て防止ポスター」を募集。入賞作品を八千代市ホームページに掲載。  |
| 我孫子市 | 路上喫煙防止対策事業          | ごみ減量・リサイクル推進週間の日曜日に、環境美化重点区域である新川周辺及び各地区の道路などにおいて、住民や自治会等の団体により清掃活動を行う。  |
|      |                     | 清潔で安全かつ快適な生活環境の確保を目的とするもの。<br>平成17年4月から条例改正を行い、道路などの公共の場所での喫煙を禁止。  |
| 鴨川市  | 不法投棄監視員制度           | 廃棄物等の不法投棄を未然に防止するため、市内各地区へ監視員を設置する。  |
|      | ごみゼロ運動              | 市内全域にて市民・団体等によるボランティア清掃。※令和4年度はコロナ禍のため中止   |
| 鎌ヶ谷市 | ごみゼロ運動              | 毎年、5月の最終日曜日に、自治会などが中心となって、市内全域の道路に散乱する空きビン、空き缶などを清掃する。   |
| 君津市  | 不法投棄監視員の設置          | 市内の各地域における廃棄物及び土砂等の不法投棄等の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市不法投棄監視員設置要綱（平成2年10月1日制定） |
|      | 環境監視員の設置            | 市内における廃棄物の不法投棄や不適正処理、土砂等による不適正な埋立て、燃焼行為等による、災害の発生及び自然環境を破壊する恐れのある行為を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。                                    |
| 富津市  | 不法投棄監視員制度           | 廃棄物の不法投棄等の状況を把握し、不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境を保全する。  |
|      | 環境監視指導員の設置          | 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生並びに廃棄物の不法投棄を早期に発見することにより市民の生活環境を保全する。   |
| 浦安市  | あき地の草刈り指導           | 浦安市あき地に係る雑草等の除去に関する条例。   |
| 四街道市 | 環境パトロール             | 市内における土砂等の不法投棄等の未然防止・早期発見のため、職員によるパトロールを実施し、快適な生活環境の保全に資する。  |
| 袖ヶ浦市 | 環境美化推進員の設置          | 散乱ごみの状況調査やポイ捨て防止の啓発活動を行い、地域の環境美化の促進及び美観の保護に資する自主的奉仕活動を推進する。  |
|      | 不法投棄監視員の設置          | 自然環境の破壊及び景観を損うおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。  |
| 八街市  | 不法投棄監視員の設置          | 不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。  |
| 印西市  | クリーン印西推進運動          | 月1回、市内各種団体、市内事業所が散乱ごみの清掃活動を行う。   |
|      | 不法投棄防止対策事業          | 市職員及び委託による夜間パトロール、廃棄物減量等推進員による見回り、監視カメラの設置、広報を利用した不法投棄に関する情報提供・不法投棄対策の呼びかけ・意識啓発、不法投棄防止看板の貸与等を実施。                                 |
| 白井市  | 不法投棄等の情報提供に関する協定    | 郵便局と不法投棄等の情報提供に関する覚書を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。  |
|      | 生活環境指導員             | 市内各地域における廃棄物の排出指導及び不法投棄の現状を把握するために、生活環境指導員を設置。   |

|       |                 |   |
|-------|-----------------|---|
| 富里市   | アダプトプログラム（里親制度） | 一定区間の道路を自らの「養子」とみなし、住民や事業者等からなる自発的なボランティア（「里親」）によって、継続的な散乱ごみの収集を行っていただく制度を平成14年4月1日に導入。   |
|       | 不法投棄監視員         | 市内の不法投棄等の現状を把握するため、20歳以上の市民の中から不法投棄監視員を委嘱する。平成3年から実施。   |
|       | 不法投棄監視カメラの設置    | 不法投棄の頻発区域に監視カメラを設置し、不法投棄を防止する。  |
| 南房総市  | 不法投棄監視員制度       | 不法投棄の現状を把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。  |
|       | 海岸清掃            | 市内各地域で住民・ボランティア等による海岸清掃を実施。   |
|       | 不法投棄監視カメラの設置    | 平成28年度からの設置。不法投棄を未然に防止するため不法投棄多発地点に設置   |
|       | 環境監視指導員の配置      | 令和2年度から、市内の不法投棄、野焼き、無許可埋立て等の監視・パトロールや、不法投棄物の回収のため、会計年度任用職員として警察OBを配置  |
| 匝瑳市   | 不法投棄監視事業        | 不法投棄の未然防止・早期発見のため、不法投棄監視員による監視活動を行う。<br>「匝瑳市不法投棄監視員規則」（平成18年4月24日）  |
|       | 空き地の草刈指導        | 匝瑳市まちをきれいにする条例に基づく、雑草等の繁茂する空き地等の所有者に対する草刈指導通知。  |
| 香取市   | 不法投棄監視員の設置      | 31名の監視員により、不法投棄等の未然防止を図る。<br>「香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱」（平成18年3月27日）   |
|       | ペットボトルキャップ回収運動  | 市民や市内小中学校、幼稚園の生徒によるペットボトル回収運動の実施を通し、リサイクル意識の向上と、資源化に係る費用の削減を図る。   |
| 山武市   | ごみゼロ運動          | ごみの錯乱防止と再資源化促進の普及啓発を目的として、5月の最終日曜日に、市内全域の道路周辺においてごみ拾い運動を実施する。   |
|       | 環境監視員の設置        | 環境監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防ぎ市民の生活環境を保全する。  |
| いすみ市  | 不法投棄監視員制度       | 災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境を確保する。  |
| 大網白里市 | 不法投棄監視員制度       | 不法投棄監視員を各地に配置し、巡回活動による不法投棄防止と早期発見に努めている。  |
| 酒々井町  | 不法投棄監視員の設置      | 廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。   |
| 栄町    | 空地の繁茂対策事業       | あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、雑草等が繁茂する空き地の所有者等に対し適正に管理を行うよう指導を行う。  |
| 神崎町   | 不法投棄監視員制度       | 町内の各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員の設置。  |
|       | ごみゼロ運動          | 環境美化活動の一環として町内全域にて5月に清掃活動等を実施。  |
| 多古町   | 不法投棄監視員の設置      | 不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。  |
|       | ごみゼロ運動          | 環境美化活動の一環として町内全域にて5月に清掃活動等を実施。  |
|       | 空地の雑草等の除去に関する条例 | 雑草が繁茂し適切な管理がなされていない空地の所有者に対し、適正な管理を指導する。  |
| 東庄町   | 不法投棄監視員設置       | 不法投棄を未然に防止し、生活環境の保全に資する。  |
| 九十九里町 | 環境指導員の設置        | 町内における廃棄物の不法投棄及び野焼きの現状を的確に把握するため、環境指導員を設置することにより、地域環境及び自然環境の破壊のおそれがある不法投棄及び野焼きを未然に防止し、町民の快適な生活環境を保全することを目的とする。<br>「九十九里町環境指導員設置要綱」、平成2年4月1日制定（平成27年3月25日全部改正） |



|      |                  |  |
|------|------------------|--|
| 芝山町  | 不法投棄監視員制度        | 不法投棄監視員を町内に設置することにより、自然環境を破壊する恐れのある不法投棄の早期発見、未然防止に努める。   |
|      | ごみゼロ運動           | 環境美化活動の一環として町内全域にて5月、11月に清掃活動等を実施する。   |
| 横芝光町 | 町内一日清掃           | 行政区ごとに年2回、捨てられた缶・ビン・粗大ごみ等の回収や草刈りを行う。   |
|      | あき地の雑草等の除去に関する条例 | 雑草が繁茂し適切な管理がなされていない空地の所有者に対し、適正な管理を指導する。   |
|      | 不法投棄監視員制度        | 不法投棄の現状を把握するために不法投棄監視員22名を町内各地区に配置し、巡回活動による不法投棄防止と早期発見に努めている。  |
| 一宮町  | 不法投棄監視員制度        | 不法投棄監視員が各地区のパトロールを実施する。  |
| 睦沢町  | 不法投棄監視員制度        | 不法投棄の監視員16名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行い、災害の発生及び自然環境の破損のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。  |
| 長生村  | 不法投棄監視員制度        | 不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、村民の快適な生活環境の保全に資する。<br>(平成3年11月1日制定)                              |
|      | 環境美化推進員の設置       | 美しく住みよい環境づくりをめざし、住民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。<br>(平成10年3月16日制定)  |
| 白子町  | 美しいまちづくり推進事業     | 白子町シルバー人材センターに委託し、定期的に町内道路等の不法投棄物収集及び清掃作業を実施。  |
|      | 環境美化推進員の設置       | 本町の廃棄物の減量及びその適正な処理並びに地域の環境美化の保持のため設置。<br>(平成27年2月27日)  |
|      | 不法投棄監視員制度        | 不法投棄の監視員12名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行い、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。<br>(平成2年10月1日)                               |
| 長柄町  | 不法投棄監視員制度        | 町内における廃棄物等の不法投棄による災害の発生および自然環境の破壊を未然に防止するとともに、不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設け環境行政の効果的な推進を図り、もって町民の生活環境の保全に資することを目的とする。  |
|      | まち美化活動事業         | 町内の各小中学校の児童・生徒及びPTA、生涯クラブ、各自治会に協力を仰いで、ゴミ拾い活動を行う。   |
| 長南町  | 不法投棄監視員制度        | 不法投棄監視員を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行っている。  |
|      | 不法投棄の情報提供に関する協定  | 郵便局と不法投棄に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る   |
| 大多喜町 | 不法投棄監視員制度        | 不法投棄監視員による巡回パトロールを行い、不法投棄の早期発見及び不法投棄の未然防止を図っている。   |
| 御宿町  | 不法投棄監視員制度        | 不法投棄監視員による町内パトロールを行い、廃棄物の不法投棄を防止し、もって町民の快適な生活環境の保全を確保する。   |
|      | 不法投棄監視カメラの設置     | 不法投棄が多発している場所にカメラを設置し、不法投棄を防止する。   |
|      | 町民清掃・海岸清掃        | 月1回各自治会が中心となり町内の清掃活動を実施。毎年5・10月に海岸側地区の住民が海岸清掃を実施。  |
| 鋸南町  | 鋸南町不法投棄監視員設置要綱   | 町内の各地域における廃棄物及び土砂等の不法投棄の現状を的確に把握するため、鋸南町不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。 |
|      | 環境監視員の設置         | 町残土条例の改正により、不法埋立・不法投棄等の監視のため会計年度任用職2名を雇用し、平成27年4月1日より環境監視パトロール員として週2回パトロールを行っている                                     |